

# 小平市地域防災計画

(令和3年修正)

小平市防災会議



震

災

編



# 《目次》

## 第 I 部

第 1 章	地域防災計画（震災編）の概要.....	I-1
第 1 節	計画の目的及び前提.....	I-1
1.	計画の目的.....	I-1
2.	計画の前提.....	I-1
第 2 節	計画の構成.....	I-2
第 3 節	計画の習熟.....	I-2
第 4 節	計画の修正.....	I-2
第 2 章	小平市の概況と被害想定.....	I-3
第 1 節	小平市の概況.....	I-3
1.	地勢.....	I-3
2.	気象.....	I-3
3.	人口・産業.....	I-4
4.	土地・建物.....	I-7
5.	交通.....	I-9
第 2 節	被害想定.....	I-10
1.	前提条件.....	I-10
2.	想定結果の概要.....	I-11
第 3 章	地震に対する調査研究.....	I-18
第 4 章	令和 3 年修正の概要等.....	I-19
第 1 節	計画修正に当たっての背景と計画の特徴.....	I-19
第 2 節	対策の視点.....	I-20
第 3 節	計画の全体像.....	I-21
第 5 章	被害軽減と都市再生に向けた目標.....	I-24
1.	目標 1：死者等を 6 割以上減少させる.....	I-24
2.	目標 2：強固な危機管理体制による迅速かつ的確な災害対応を図る.....	I-25
3.	目標 3：早期の生活再建を図る.....	I-26

## 第 II 部

第 1 章	市民、事業者、市の基本的責務と役割.....	II-1
第 1 節	基本理念及び基本的責務.....	II-1
1.	基本理念.....	II-1
2.	基本的責務.....	II-1
第 2 節	市及び防災機関の役割.....	II-3
1.	小平市の役割.....	II-3
2.	東京都の役割.....	II-4
3.	各課の分掌事務.....	II-5
4.	指定地方行政機関の役割.....	II-11
5.	自衛隊の役割.....	II-13

6.	指定公共機関の役割.....	II-13
7.	指定地方公共機関の役割.....	II-14
8.	協定締結協力機関.....	II-15
第2章	市民と地域の防災力向上.....	II-18
第1節	現状と課題.....	II-18
1.	自助による市民の防災力向上.....	II-18
2.	地域による共助の推進.....	II-19
3.	消防団の活動体制の充実.....	II-19
4.	事業所による自助・共助の取組.....	II-20
5.	ボランティア活動への支援.....	II-20
第2節	取組の方向性.....	II-21
1.	自助による市民の防災力向上.....	II-21
2.	地域による共助の推進.....	II-21
3.	消防団の活動体制の充実.....	II-21
4.	事業所による自助・共助の取組.....	II-21
5.	ボランティア活動の支援体制づくりの推進.....	II-22
第3節	具体的な取組.....	II-23
	《予防対策》.....	II-23
1.	自助による市民の防災力向上.....	II-23
2.	地域による共助の推進.....	II-29
3.	消防団の活動体制の充実.....	II-30
4.	事業所による自助・共助の強化.....	II-31
5.	ボランティアとの連携.....	II-34
6.	市民・行政・事業所等の連携.....	II-38
	《応急対策》.....	II-39
1.	自助による応急対策の実施.....	II-39
2.	地域による応急対策の実施.....	II-42
3.	消防団による応急対策の実施.....	II-43
4.	事業所による応急対策の実施.....	II-43
5.	ボランティアとの連携.....	II-44
第3章	安全な都市づくりの実現.....	II-47
第1節	現状と課題.....	II-47
1.	地震に強いまちづくりの推進.....	II-47
2.	市街地の不燃化.....	II-47
3.	建築物の耐震化及び安全対策.....	II-47
4.	出火、延焼等の防止.....	II-48
第2節	取組の方向性.....	II-49
1.	建築物の耐震化及び安全対策の促進.....	II-49
2.	市街地の不燃化促進及び狭あい道路の解消.....	II-49
第3節	具体的な取組.....	II-50
	《予防対策》.....	II-50

1.	安全に暮らせるまちづくり .....	II-50
2.	建築物の耐震化及び安全対策の促進 .....	II-58
3.	長周期地震動への対策の強化 .....	II-65
4.	出火・延焼等の防止 .....	II-66
	《応急対策》 .....	II-73
1.	消火・救助・救急活動 .....	II-73
2.	社会公共施設等の応急対策による二次災害防止 .....	II-73
3.	危険物等の応急措置による危険防止 .....	II-76
	《復旧対策》 .....	II-85
1.	公共の安全確保、施設の本来機能の回復 .....	II-85
<b>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 .....</b>		<b>II-87</b>
<b>第1節 現状と課題 .....</b>		<b>II-87</b>
1.	交通関連施設の安全確保 .....	II-87
2.	ライフライン施設の安全化 .....	II-88
3.	エネルギーの確保 .....	II-88
<b>第2節 取組の方向性 .....</b>		<b>II-90</b>
1.	幹線道路網の整備 .....	II-90
2.	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 .....	II-90
3.	ライフライン等の確保 .....	II-90
4.	非常用発電設備の整備及び燃料確保体制の整備 .....	II-90
<b>第3節 具体的な取組 .....</b>		<b>II-91</b>
	《予防対策》 .....	II-91
1.	道路・橋りょうの安全確保等 .....	II-91
2.	鉄道施設の安全確保 .....	II-93
3.	用水路の安全対策 .....	II-94
4.	緊急輸送ネットワークの整備 .....	II-94
5.	水道・下水道の安全対策 .....	II-95
6.	電気・ガス・通信等の安全対策 .....	II-97
	《応急対策》 .....	II-102
1.	道路・橋りょうの応急対策 .....	II-102
2.	鉄道施設の応急対策 .....	II-107
3.	河川・用水路の応急対策 .....	II-108
4.	水道・下水道の応急対策 .....	II-109
5.	電気・ガス・通信の応急対策 .....	II-113
	《復旧対策》 .....	II-115
1.	道路・橋りょうの復旧対策 .....	II-115
2.	鉄道施設の復旧対策 .....	II-115
3.	河川・用水路の復旧対策 .....	II-115
4.	水道・下水道の復旧対策 .....	II-116
5.	電気・ガス・通信の復旧対策 .....	II-118
<b>第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 .....</b>		<b>II-121</b>

第1節 現状と課題 .....	II-121
1. 市の初動対応 .....	II-121
2. 広域的な視点を踏まえた連携体制 .....	II-121
3. 受援体制の構築 .....	II-122
第2節 取組の方向性 .....	II-122
1. 初動対応体制の再構築 .....	II-122
2. 広域的な視点を踏まえた連携体制の構築 .....	II-122
3. 受援体制の構築 .....	II-122
第3節 具体的な取組 .....	II-123
《予防対策》 .....	II-123
1. 初動対応体制の整備 .....	II-123
2. 業務継続体制の確保 .....	II-130
3. 消火・救助・救急活動体制の整備 .....	II-132
4. 広域連携体制の構築 .....	II-133
5. 応急活動拠点の整備 .....	II-135
《応急対策》 .....	II-137
1. 初動態勢 .....	II-137
2. 防災会議の開催 .....	II-144
3. 消火・救助・救急体制 .....	II-144
4. 応援協力・派遣要請 .....	II-149
5. 応急活動拠点の調整 .....	II-154
第6章 情報通信の確保 .....	II-155
第1節 現状と課題 .....	II-155
1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制 .....	II-155
2. 住民等への情報提供 .....	II-155
3. 住民相互の情報収集・確認等 .....	II-156
第2節 取組の方向性 .....	II-156
1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡 .....	II-156
2. 住民等への情報提供 .....	II-156
3. 住民相互の情報収集・確認等 .....	II-156
第3節 具体的な取組 .....	II-157
《予防対策》 .....	II-157
1. 防災機関相互の情報通信連絡体制 .....	II-157
2. 住民等への情報提供体制の整備 .....	II-163
3. 住民相互の情報連絡等の環境整備 .....	II-164
《応急対策》 .....	II-165
1. 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） .....	II-165
2. 被害状況等の収集・伝達 .....	II-167
3. 広報体制 .....	II-172
4. 広聴体制 .....	II-176
5. 住民相互の情報連絡等 .....	II-176

第7章	医療救護・保健等対策	II-178
第1節	現状と課題	II-178
1.	初動医療体制等の確立	II-178
2.	医薬品・医療資器材の確保	II-178
3.	遺体の取扱い	II-179
第2節	取組の方向性	II-179
1.	災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化	II-179
2.	医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化	II-179
3.	検視・検案体制の構築及び火葬体制の確保	II-179
第3節	具体的な取組	II-180
《予防対策》		II-180
1.	初動医療体制等の整備	II-180
2.	医薬品・医療資器材の確保	II-184
3.	遺体の取扱い	II-186
《応急対策》		II-188
1.	初動医療体制等の構築	II-190
2.	医薬品・医療資器材の供給	II-204
3.	医療施設の確保	II-209
4.	行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	II-210
《復旧対策》		II-215
1.	防疫体制の確立	II-215
2.	火葬体制の確立	II-217
第8章	帰宅困難者対策	II-219
第1節	現状と課題	II-219
1.	事業者及び市民への意識啓発	II-219
2.	東日本大震災時の対応	II-219
第2節	取組の方向性	II-219
1.	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底及び事業者における対策の強化	II-219
2.	一時滞在施設の量的拡大	II-220
3.	帰宅困難者への情報通信体制整備	II-220
4.	帰宅支援の充実	II-220
第3節	具体的な取組	II-221
《予防対策》		II-221
1.	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進	II-221
2.	帰宅困難者への情報通信体制整備	II-227
3.	一時滞在施設の確保	II-227
4.	徒歩帰宅支援のための体制整備	II-233
《応急対策》		II-235
1.	駅周辺での混乱防止	II-235
2.	事業所等における帰宅困難者対策	II-238
《復旧対策》		II-240

1.	徒歩帰宅者の代替輸送 .....	II-240
2.	徒歩帰宅者の支援 .....	II-241
第9章	避難者対策 .....	II-242
第1節	現状と課題 .....	II-242
1.	避難体制の整備 .....	II-242
2.	避難場所、避難所の指定 .....	II-242
第2節	取組の方向性 .....	II-243
1.	避難行動要支援者への支援体制整備 .....	II-243
2.	避難場所、避難所の量的拡大 .....	II-243
3.	避難所運営体制の整備 .....	II-243
第3節	具体的な取組 .....	II-245
《予防対策》	.....	II-245
1.	避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む） .....	II-245
2.	避難所・避難場所等の指定・安全化 .....	II-249
3.	避難所の管理運営体制の整備等 .....	II-252
4.	避難所外の避難者対策 .....	II-254
《応急対策》	.....	II-255
1.	避難誘導 .....	II-255
2.	避難所の開設・管理運営 .....	II-259
3.	避難所外の避難者対策 .....	II-266
4.	動物救護 .....	II-266
5.	ボランティアの受入れ .....	II-267
6.	被災者の他地区への移送 .....	II-267
第10章	物流・備蓄・輸送対策 .....	II-268
第1節	現状と課題 .....	II-268
1.	食料・水・生活必需品の確保 .....	II-268
2.	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 .....	II-268
3.	輸送体制の整備 .....	II-269
第2節	取組の方向性 .....	II-269
1.	物資の確保 .....	II-269
2.	備蓄倉庫の確保及び輸送拠点の整備 .....	II-269
3.	輸送体制の整備 .....	II-270
第3節	具体的な取組 .....	II-271
《予防対策》	.....	II-271
1.	食料及び生活必需品等の確保 .....	II-271
2.	飲料水及び生活用水の確保 .....	II-272
3.	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 .....	II-273
4.	輸送体制の整備 .....	II-273
5.	輸送車両等の確保 .....	II-274
6.	燃料の確保 .....	II-274
《応急対策》	.....	II-275

1.	備蓄物資の供給.....	II-275
2.	飲料水の供給.....	II-276
3.	物資の調達要請.....	II-278
4.	他市からの支援物資の受入れ・配分.....	II-279
5.	義援物資の取扱い.....	II-280
6.	輸送車両の確保.....	II-280
7.	燃料の供給.....	II-280
	《復旧対策》.....	II-282
1.	多様なニーズへの対応.....	II-282
2.	炊き出し.....	II-282
3.	水の安全確保.....	II-282
4.	生活用水の確保.....	II-283
5.	物資の輸送.....	II-283
<b>第11章 放射性物質対策.....</b>		<b>II-284</b>
<b>第1節 現状と課題.....</b>		<b>II-284</b>
1.	市民への情報提供.....	II-284
2.	体制整備.....	II-284
<b>第2節 取組の方向性.....</b>		<b>II-285</b>
1.	情報提供体制の構築.....	II-285
<b>第3節 具体的な取組.....</b>		<b>II-286</b>
《予防対策》.....		II-286
1.	情報提供体制の整備.....	II-286
2.	市民への情報提供等.....	II-286
《応急対策》.....		II-287
1.	情報連絡体制.....	II-287
2.	市民への情報提供等.....	II-287
3.	放射線等使用施設の応急措置.....	II-288
4.	核燃料物質輸送車両等の応急対策.....	II-289
《復旧対策》.....		II-291
1.	保健医療活動.....	II-291
2.	放射性物質への対応.....	II-291
3.	風評被害への対応.....	II-291
<b>第12章 住民の生活の早期再建.....</b>		<b>II-292</b>
<b>第1節 現状と課題.....</b>		<b>II-292</b>
1.	被災者の生活再建対策.....	II-292
2.	災害用トイレの備蓄及びし尿処理.....	II-292
3.	ごみ処理、がれき処理.....	II-293
<b>第2節 取組の方向性.....</b>		<b>II-293</b>
1.	生活再建事務対策の迅速化.....	II-293
2.	災害用トイレ及びし尿処理体制の確保.....	II-293
3.	ごみ、がれきの処理体制の構築.....	II-293

第3節 具体的な取組	II-294
《予防対策》	II-294
1. 生活再建のための事前準備	II-294
2. トイレの確保及びし尿処理	II-295
3. ごみ処理	II-296
4. がれき処理	II-296
5. 災害救助法等	II-296
《応急対策》	II-304
1. 被災住宅の応急危険度判定	II-304
2. 被災宅地の危険度判定	II-305
3. 住家被害状況調査等	II-305
4. 罹災証明書の交付準備	II-306
5. 義援金の募集・受付	II-307
6. トイレの確保及びし尿処理	II-309
7. ごみ処理	II-311
8. がれき処理	II-312
9. 災害救助法等の適用	II-314
10. 激甚災害の指定	II-315
《復旧対策》	II-316
1. 罹災証明書の交付	II-316
2. 被災住宅の応急修理	II-316
3. 応急仮設住宅の供給	II-318
4. 建設資材等の調達	II-320
5. 被災者の生活相談等の支援	II-320
6. 義援金の募集・受付・配分	II-321
7. 被災者の生活再建資金援助等	II-322
8. 職業のあっ旋	II-323
9. 租税等の徴収猶予及び減免等	II-324
10. その他の生活確保	II-325
11. 中小企業及び農業関係者への融資	II-326
12. 応急金融対策	II-326
13. がれき処理の実施	II-329
14. 災害救助法の運用等	II-329

## 第 III 部

第1章 復興の基本的考え方	III-1
1. 復興の基本的な考え方	III-1
2. 復興に関する事前対策の推進	III-2
第2章 震災復興本部	III-3
1. 震災復興本部の設置等	III-3
2. 各課の分掌事務	III-5
第3章 震災復興計画の策定	III-6

1.	震災復興基本方針の策定 .....	III-6
2.	震災復興計画の策定.....	III-6

## 第 IV 部

第 1 章	対策の目的.....	IV-1
第 1 節	東海地震対策の目的.....	IV-1
第 2 節	基本的な考え方.....	IV-1
第 3 節	前提条件.....	IV-2
第 2 章	防災機関が処理すべき事務または業務の大綱.....	IV-3
第 3 章	災害予防対策.....	IV-4
第 1 節	緊急整備事業.....	IV-4
1.	社会的混乱を防止するために緊急に整備すべき事業.....	IV-4
2.	被害を最小限にとどめるため緊急に整備すべき事業.....	IV-4
第 2 節	広報及び教育.....	IV-5
1.	広報.....	IV-5
2.	教育.....	IV-6
第 3 節	事業者に対する指導.....	IV-7
第 4 節	防災訓練の充実.....	IV-8
第 4 章	東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応 .....	IV-12
第 1 節	東海地震に関連する調査情報発表時の対応.....	IV-12
1.	情報名、情報内容及び市、都及び防災関係機関の配備態勢 .....	IV-12
2.	情報活動 .....	IV-12
第 2 節	東海地震注意報発表時の対応 .....	IV-12
1.	情報名、情報内容及び市、都及び防災関係機関の配備態勢 .....	IV-12
2.	情報活動 .....	IV-13
3.	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 .....	IV-16
4.	注意情報時の混乱防止措置.....	IV-16
第 5 章	警戒宣言時の応急活動体制.....	IV-19
第 1 節	活動体制.....	IV-19
1.	市の活動体制 .....	IV-19
2.	その他の防災機関の活動体制 .....	IV-19
3.	東京都関係機関の分掌事務.....	IV-20
4.	相互応援協力 .....	IV-20
第 2 節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達.....	IV-21
1.	警戒宣言の伝達等 .....	IV-21
第 3 節	消防対策.....	IV-24
1.	小平消防署における活動体制 .....	IV-24
2.	市民（事業者）に対する呼びかけ .....	IV-24
第 4 節	危険物対策 .....	IV-24
1.	石油類等危険物の取扱施設.....	IV-24
2.	高圧ガス取扱施設 .....	IV-24

3.	化学薬品等取扱施設.....	IV-25
4.	毒物・劇物取扱施設.....	IV-25
5.	放射性物質取扱施設.....	IV-25
6.	危険物輸送.....	IV-26
第5節	警備、交通対策.....	IV-26
1.	警備対策.....	IV-26
2.	交通対策.....	IV-26
第6節	公共輸送対策.....	IV-27
1.	鉄道対策.....	IV-27
2.	バス・タクシー等対策.....	IV-29
第7節	学校、病院、福祉施設対策.....	IV-30
1.	学校(幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校).....	IV-30
2.	病院、診療所.....	IV-32
3.	社会福祉施設等.....	IV-33
第8節	劇場、図書館、公民館等対策.....	IV-33
1.	関係機関が取り組む対策.....	IV-33
第9節	電話、通信対策.....	IV-34
1.	警戒宣言時の輻輳防止措置.....	IV-34
2.	広報措置の実施.....	IV-35
3.	防災措置の実施.....	IV-36
第10節	電気、ガス、上下水道対策.....	IV-37
1.	電気 電力の供給.....	IV-37
2.	ガス.....	IV-38
3.	上水道.....	IV-39
4.	下水道.....	IV-39
第11節	生活物資対策.....	IV-39
1.	食料品の配布態勢.....	IV-39
第12節	金融対策.....	IV-40
第13節	救援・救護対策.....	IV-41
1.	医療救護体制.....	IV-41
2.	輸送車両の確保.....	IV-41
第6章	市民・事業所等のとるべき措置.....	IV-42
第1節	市民のとるべき措置.....	IV-42
1.	平常時.....	IV-42
2.	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで.....	IV-42
3.	警戒宣言が発せられた時から発災まで.....	IV-43
第2節	自主防災組織のとるべき措置.....	IV-44
1.	平常時.....	IV-44
2.	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで.....	IV-44
3.	警戒宣言が発せられた時から発災まで.....	IV-44
4.	その他.....	IV-44

第3節 事業所がとるべき措置 .....	IV-44
1. 平常時 .....	IV-44
2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで .....	IV-45
3. 警戒宣言が発せられた時から発災まで .....	IV-45



# **第 1 部**

## **小平市の防災力の高度化に向けて**



## 第 1 章 地域防災計画（震災編）の概要

### 第 1 節 計画の目的及び前提

#### 1. 計画の目的

小平市地域防災計画（以下「防災計画」という）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小平市防災会議が策定する計画である。

その目的は、市、警察及び消防等の都関係機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市民の生命・身体及び財産を保護し、「震災に強い小平の実現」を図ることにある。

#### 2. 計画の前提

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に位置付けられた、小平市第四次長期総合計画との整合を図りつつ、第 I 部第 2 章に掲げる「被害想定」、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 28 年熊本地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの意見を可能な限り反映し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

東日本大震災において、女性、高齢者等への視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進していく。

## 第 2 節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急、復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主な内容
第 I 部 小平市の防災力の高度化に向けて	○多摩直下地震等の被害想定、被害軽減と都市再生に向けた目標等
第 II 部 施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)	○市及び防災機関等が行うべき予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○地震発生後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第 III 部 震災復興計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第 IV 部 東海地震対策	○災害予防対策、警戒宣言時の応急活動体制等

## 第 3 節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

## 第 4 節 計画の修正

この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小平市防災会議に提出する。

## 第 2 章 小平市の概況と被害想定

### 第 1 節 小平市の概況

#### 1. 地勢

市は、東京都区部の西方、都心から約 26 km にある。

関東山地の東麓から東京の山の手へかけて広がる武蔵野台地のほぼ中央に位置している。

図表 I-1 小平市の地勢

所在地	東京都小平市小川町二丁目1333番地
面積	20.51 km <sup>2</sup>
緯度・経度	北緯 35度43分41.8秒 東経 139度28分41.5秒
標高	70~80m
広がり	東西 9.21 km 南北 4.17 km 周囲 48 km
地形	東西に長く、ほぼ平坦で起伏の変化が少ない。 大きな河川はなく、武蔵野団地（鈴木町一丁目）付近を源流部とする石神井川が花小金井南町地域を流れている。
地質	地表から約10mは関東ローム層であり、その下には厚さ8~18mの砂礫層がある。それ以下は砂や粘土の互層となっている。
隣接市	東 西東京市 西 立川市、東大和市 南 小金井市、国分寺市 北 東久留米市、東村山市

#### 2. 気象

市内には、気象観測所がないため近隣の府中地域気象観測所のデータによると、年間降水総量は、最近10年間の平均では約1,600 mmで、おおむね6月から10月までの間に集中している。この期間に降る最大日量は、台風、集中豪雨によりおおむね65 mm前後が記録されているが、令和元年10月12日には289 mmに達した。

図表 I-2 府中市の過去5年間の降水量

年次（年）	降水総量 （mm）	最大日量		降水日数			
		降水量 （mm）	月日	mm ≥1.0	mm ≥10.0	mm ≥30.0	mm ≥50.0
平成 28	1,608.5	154.0	8/22	108	50	14	9
29	1,456.5	158.5	10/22	89	45	9	10
30	1,388.5	92.0	3/9	97	47	11	7
31 （令和元年）	1,944.5	289.0	10/12	112	53	15	16
令和 2	1486.5	100.0	4/13	102	43	14	8

資料）東京管区气象台（府中地域気象観測所）

### 3. 人口・産業

#### 3-1. 人口

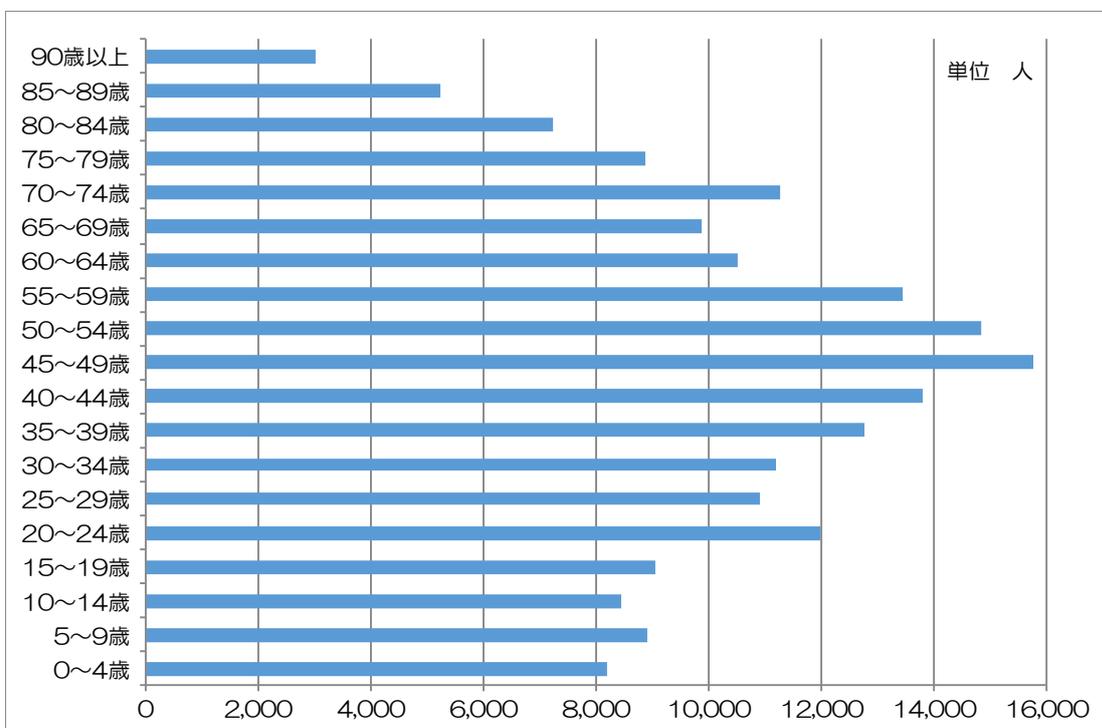
市の人口の推移をみると、一貫して増加を続けており、195,543人（令和3年1月1日現在）が居住している。令和元年に公表された小平市人口推計報告書（平成27年国勢調査による）補足版によると、令和7年までは人口が増加することが推計されている。

また、人口に占める65歳以上の割合は、令和32年までは増加していくことが推計されていることから、今後はさらなる高齢化社会が想定される

図表 I-3 人口・世帯（令和3年1月1日現在）

人口	世帯数	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1世帯当たり 人口(人)
195,543	93,638	9,534	2.09

図表 I-4 年齢別人口（令和3年1月1日現在）



図表 I-5 町丁別面積・人口（令和 3 年 1 月 1 日現在）

町丁	面積	構成比 (%)	人口	町丁	面積	構成比 (%)	人口
中島町	0.24	1.17	1,865	学園西町 1 丁目	0.35	1.71	4,235
上水新町 1 丁目	0.18	0.88	1,551	学園西町 2 丁目	0.25	1.22	3,950
上水新町 2 丁目	0.16	0.78	1,589	学園西町 3 丁目	0.19	0.93	2,416
上水新町 3 丁目	0.12	0.59	1,524	学園東町	0.18	0.88	2,257
たかの台	0.22	1.07	1,979	学園東町 1 丁目	0.20	0.98	3,262
小川町 1 丁目	2.49	12.14	18,763	学園東町 2 丁目	0.22	1.07	2,676
小川町 2 丁目	0.82	4.00	5,834	学園東町 3 丁目	0.16	0.78	1,911
栄町 1 丁目	0.13	0.63	724	仲町	0.89	4.34	9,005
栄町 2 丁目	0.16	0.78	1,705	美園町 1 丁目	0.14	0.68	2,604
栄町 3 丁目	0.07	0.34	906	美園町 2 丁目	0.10	0.49	1,347
小川西町 1 丁目	0.11	0.54	1,096	美園町 3 丁目	0.37	1.80	1,551
小川西町 2 丁目	0.19	0.93	1,518	回田町	0.53	2.58	5,605
小川西町 3 丁目	0.08	0.39	1,126	御幸町	0.58	2.83	2,795
小川西町 4 丁目	0.12	0.59	1,492	鈴木町 1 丁目	0.85	4.14	9,623
小川西町 5 丁目	0.25	1.22	2,740	鈴木町 2 丁目	0.54	2.63	7,091
小川東町	0.10	0.49	1,541	天神町 1 丁目	0.16	0.78	2,520
小川東町 1 丁目	0.26	1.27	3,019	天神町 2 丁目	0.16	0.78	1,562
小川東町 2 丁目	0.10	0.49	1,164	天神町 3 丁目	0.09	0.44	338
小川東町 3 丁目	0.61	2.97	1,107	天神町 4 丁目	0.21	1.02	2,225
小川東町 4 丁目	0.26	1.27	1,123	大沼町 1 丁目	0.13	0.63	1,712
小川東町 5 丁目	0.21	1.02	2,828	大沼町 2 丁目	0.24	1.17	2,054
上水本町 1 丁目	0.18	0.88	1,532	大沼町 3 丁目	0.17	0.83	734
上水本町 2 丁目	0.16	0.78	1,042	大沼町 4 丁目	0.21	1.02	1,948
上水本町 3 丁目	0.10	0.49	1,271	大沼町 5 丁目	0.14	0.68	556
上水本町 4 丁目	0.15	0.73	1,420	大沼町 6 丁目	0.13	0.63	644
上水本町 5 丁目	0.20	0.98	3,383	大沼町 7 丁目	0.15	0.73	2,281
上水本町 6 丁目	0.21	1.02	2,456	花小金井南町 1 丁目	0.54	2.63	5,957
上水南町 1 丁目	0.19	0.93	2,111	花小金井南町 2 丁目	0.20	0.98	2,203
上水南町 2 丁目	0.19	0.93	2,459	花小金井南町 3 丁目	0.36	1.76	3,147
上水南町 3 丁目	0.25	1.22	2,892	花小金井 1 丁目	0.31	1.51	4,419
上水南町 4 丁目	0.19	0.93	1,017	花小金井 2 丁目	0.24	1.17	2,880
喜平町 1 丁目	0.17	0.83	1,830	花小金井 3 丁目	0.40	1.95	2,550
喜平町 2 丁目	0.37	1.80	1,192	花小金井 4 丁目	0.24	1.17	2,524
喜平町 3 丁目	0.16	0.78	2,684	花小金井 5 丁目	0.31	1.51	3,363
津田町 1 丁目	0.18	0.88	984	花小金井 6 丁目	0.24	1.17	2,015
津田町 2 丁目	0.20	0.98	1,465	花小金井 7 丁目	0.16	0.78	2,843
津田町 3 丁目	0.18	0.88	2,437	花小金井 8 丁目	0.21	1.02	1,371

図表 I-6 昼夜間人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）

夜間人口（常住地による人口）	188,303
昼間人口（従業地・通学地による人口）	165,077
残留人口（市内に留まる人口）	127,238
夜間人口に対する昼間人口指数（夜間人口＝100）	87.7

資料）国勢調査結果報告

## 3-2. 産業

平成 28 年の市内の民間事業所数は 4,641 事業所で、産業別にみると、「卸売・小売業」が全体の 22.9% と最も多く、次いで「宿泊業・飲食サービス業」13.7%、「医療・福祉」12.1% となっている。従業者規模でみると、「1～4 人」が 58.1% と半数を超え、10 人未満の小規模事業所が約 8 割を占めている。

図表 I-7 産業別事業所数

産業区分	事業所数		従業員数（人）
		割合（%）	
農林漁業	12	0.3	122
建設業	489	10.5	3,259
製造業	177	3.8	6,533
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.0	8
情報通信業	49	1.1	512
運輸業郵便業	70	1.5	2,309
卸売・小売業	1,061	22.8	9,396
金融・保険業	51	1.1	649
不動産業・物品賃貸業	370	8.0	1,064
学術研究・専門・技術サービス業	214	4.6	4,772
宿泊業・飲食サービス業	634	13.7	5,609
生活関連サービス業・娯楽業	454	9.8	2,599
教育・学習支援業	272	5.9	4,816
医療・福祉	562	12.1	10,431
複合サービス事業	20	0.4	177
サービス業（他に分類されないもの）	205	4.4	2,518
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	-
総 数	4,641	100.0	54,774

資料）経済センサス-活動調査結果（平成 28 年）

図表 I-8 従業者規模別事業所数

従業者規模	事業所数		従業者数（人）
		割合（%）	
1～4 人	2,695	58.1	5,754
5～9 人	863	18.6	5,726
10～19 人	560	12.1	7,652
20～29 人	227	4.9	5,390
30～49 人	140	3.0	5,126
50～99 人	78	1.7	5,436
100 人以上	62	1.3	19,690
派遣・下請け事業者のみの事業所数	16	0.3	-
総 数	4,641	100.0	54,774

資料）経済センサス-活動調査結果（平成 28 年）

## 4. 土地・建物

図表 I-9 用途地域・高度地区・防火地域

用途地域	面積 (ha)	百分率 (%)	容積率 建ぺい率	高度地区	面積(ha)	百分率 (%)	防火・準防火 地域区分
第一種低層 住居専用地域	1171.6	57.3	50/30	1	82.5	4.0	指定なし
			60/30	1	16.8	0.8	
			80/40	1	1027.7	50.2	
			100/50	1	23.6	1.2	
			150/60	1	21.0	1.0	
第二種低層 住居専用地域	5.8	0.3	100/50	1	5.8	0.3	準防火地域
第一種中高層 住居専用地域	418.8	20.5	100/30	1	6.9	0.3	
			100/40	25m1	24.3	1.2	
			100/40	25m2	19.8	1.0	
			100/50	1	3.6	0.2	
			100/50	25m1	10.9	0.5	
			150/50	25m2	4.3	0.2	
			150/60	25m1	3.3	0.1	
			150/60	25m2	3.5	0.2	
			200/60	25m1	11.8	0.6	
			200/60	2	7.4	0.4	
			200/60	25m2	320.5	15.6	
300/60	3	2.5	0.1				
第二種中高層 住居専用地域	171.4	8.4	150/50	25m2	0.5	0.0	
			200/60	25m1	0.7	0.1	
			200/60	2	2.2	0.1	
			200/60	25m2	168.0	8.2	
第一種住居地域	54.8	2.7	200/60	25m2	54.8	2.7	
第二種住居地域	20.4	1.0	200/60	25m2	20.4	1.0	
準住居地域	14.3	0.7	200/60	25m2	14.3	0.7	
近隣商業地域	31.4	1.5	200/80	25m2	24.0	1.2	
			300/80	3	7.4	0.4	
商業地域	37.6	1.8	400/80	3	36.4	1.7	防火地域
			400/80	—	1.2	0.1	
準工業地域	69.8	3.4	200/60	2	2.0	0.1	準防火地域
			200/60	25m2	67.8	3.3	
工業地域	50.1	2.4	200/60	—	50.1	2.4	
合計	2046.0	100.0			2046.0	100	

資料) 平成30年8月10日告示

## 4-1. 土地

令和 2 年 1 月現在の固定資産課税データによると、市内の約 8 割が住宅用の宅地である。公園等は 7. 3 % であり、オープンスペースの確保が課題である。

平成 3 1 年 1 月現在の固定資産税課税データによると、市内の建物棟数は 4 8, 6 3 2 棟あり、そのうち約 8 割を木造家屋が占めている。そのほとんどが専用住宅である。不燃化率は 5 5. 6 % である。

図表 I-10 小平市の土地地目別課税面積（令和 2 年 1 月 1 日現在 単位 ha）

地目	総面積	宅地				畑	山林	雑種地	免税点未済
		総面積	商業地区	工業地区	住宅地区				
面積	1,311	1,032	25	70	937	171	1	103	4
割合(%)	100.0	78.7	2.4	6.8	90.8	13.0	0.1	7.9	0.3

資料) 小平市統計書（令和 2 年度版）

図表 I-11 土地利用状況（平成 2 9 年 8 月現在 単位 ha）

	宅地	その他	内屋外利用地	公園等	未利用地等	道路等	農用地
小平市	1248.8	79.0	69.0	148.8	23.4	314.3	188.0
割合(%)	61.1	3.9	3.4	7.3	1.1	15.4	9.2
多摩地域	29,794.2	4,141.5	2,442.1	4,541.7	1,802.8	9,782.4	5536.9
割合(%)	25.7	3.6	2.1	3.9	1.6	8.4	4.8

	水面 河川 水路	森林	原野
小平市	7.3	33.7	2.1
割合(%)	0.4	1.6	0.1
多摩地域	1,780.3	56,091.1	2,490.3
割合(%)	1.5	48.4	2.1

資料) 東京都統計年鑑（平成 3 0 年）

【凡例】その他：採石地、ごみ捨て場等／屋外利用地：材料置場、屋外駐車場、屋外展示場、飯場等／公園等：公園緑地、運動場、野球場、遊園地、ゴルフ場、テニスコート、墓地等／未利用地：未建築宅地、区画整理中の土地、取りこなし跡地、廃屋、埋立地等／道路等：道路、鉄道、軌道、モノレール、空港、港湾／農用地：田、畑、樹園地、採草放牧地／水面、河川、水路：河川、運河、湖沼、遊水池等／森林：樹林、竹林、山地、竹木が集団的に生育する土地等／原野：野草地等小かん木類が生育する自然のままの土地、荒地等

## 4-2. 建物

図表 I-12 小平市の構造別建物棟数

構造	木造	防火造	準耐火造	耐火造
棟数	3,694	25,144	17,133	2,639
割合	7.6	51.7	35.3	5.4

資料) 東京消防庁東京都の市街地状況調査報告書（第 1 0 回）

図表 I-13 小平市の種類・構造別棟数（平成 31 年 1 月 1 日現在）

	種類	棟数	割合(%)
木造	専用住宅	34,696	71.3
	併用住宅	1,463	3.0
	アパート	2,377	4.9
	その他	1,578	3.2
非木造	事務所・店舗・百貨店	849	1.7
	住宅・アパート	5,947	12.2
	病院・ホテル	30	0.1
	工場・倉庫・市場	1,127	2.3
	劇場・娯楽場・その他	565	1.2

資料) 東京都統計年鑑（平成 30 年）

## 5. 交通

### 5-1. 道路

市内の主要道路としては、青梅街道・新青梅街道・府中街道・五日市街道・小金井街道・新小金井街道がある。市道の延長は約 237 km であり、そのうち幅員 5.5 m 未満の道路は、全体の約 8 割となっている。

図表 I-14 公道の延長及び面積（令和 2 年 4 月 1 日現在 単位 延長m/面積㎡）

総数		主要地方道		一般都道		市道	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
273,426	2,049,892	20,944	294,445	15,542	187,895	236,940	1,567,552

資料) 小平市統計書（令和 2 年度版）

図表 I-15 幅員別市道の延長及び面積（令和 2 年 4 月 1 日現在 単位 延長m/面積㎡）

総数		規格改良済み							
延長	面積	総数		車道 5.5m 未満		車道 5.5m 以上		車道 13.0m 以上	
		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
236,940	1,567,552	179,467	1,289,259	133,093	777,287	45,594	485,185	780	26,787

未改良							
総数		車道 3.5m 未満		車道 3.5m 以上		車道 5.5m 以上	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
57,473	278,293	31,856	118,327	21,978	129,414	3,639	30,552

資料) 小平市統計書（令和 2 年度版）

### 5-2. 駅利用者

市内にはターミナル駅となるものはないため、大勢の屋外滞留者が発生する可能性は高くない。

図表 I-16 一日平均乗降人員（令和元年度）

路線・駅名	乗降人員 (人)	路線・駅名	乗降人員 (人)
西武新宿線 小平駅	38,780	JR 武蔵野線 新小平駅	11,448
// 花小金井駅	59,220	西武多摩湖線 一橋学園駅	21,189
西武国分寺線 小川駅	29,859	// 青梅街道駅	8,367
// 鷹の台駅	25,914	※JR は乗車人員	

※各社ホームページより抜粋

## 第 2 節 被害想定

災害対策を推進するためには、震災による最大の被害像を正確に把握しておくことが必要である。

東京都防災会議は、平成 3 年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成 9 年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成 17 年 2 月に公表したことなどから、平成 18 年 5 月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定し、公表した。

市では、東京都防災会議が平成 24 年 4 月に公表した被害想定をもとに小平市地域防災計画を策定しており、各施策には、前提条件のうち項目ごとに最大となる被害想定の数値を使用し、対策を講じるものとする。

### 1. 前提条件

#### 1-1. 想定地震

東京都防災会議が平成 24 年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定した地震のうち、小平市に大きな被害を及ぼす多摩直下地震（プレート境界多摩地震）及び立川断層帯地震の 2 地震を想定地震とする。

図表 I-17 想定地震

項 目	内 容	
種 類	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4
震源の深さ	約 20 km ~ 35 km	約 2 km ~ 20 km

#### 1-2. 気象条件等

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、出火件数も変化すると考えられる。このため、想定される被害が異なる 3 種類の特徴的な季節・時刻と 2 種類の風速を設定した。

図表 I-18 気象条件等により想定される被害

季節・時刻・風速	都内全域で想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は他の時刻と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ビル倒壊や落下物等による被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

## 2. 想定結果の概要

### 2-1. 被害想定概要

#### (1) 小平市全体の概要

- 市内において、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。
- 木造建物を中心に、市内建物の約1割にあたる6,583棟がゆれを原因として全半壊する。
- 住宅が集中している地域において火災が延焼拡大し、市内建物の1割弱にあたる4,826棟が焼失する。
- 想定地震においては、市内で津波、液状化崩壊による被害は発生しないと想定される。
- 死傷者はゆれを原因とするものと火災を原因とするものが大半を占めており、最大で183人の死者と1,816人の負傷者が発生すると想定される。
- 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、短期的に機能等を回復できない程の大被害は発生しないが、倒壊した周辺家屋の倒れ込み等により一定の地域において細街路の閉塞が発生する可能性がある。
- あらゆるライフラインに被害が生じ、その復旧には、電力で1週間程度、通信で2週間程度、ガス及び上下水道においては1か月以上を要する。
- 避難者は、立川断層帯地震が最大となり、人口の概ね3分の1にあたる約5万8千人の避難者が発生する。そのうち、約3万8千人が避難所生活を送ると想定される。
- 鉄道等の運行停止により、市内に約3万8千人の帰宅困難者が発生する。
- 建物の倒壊によって下敷き・生き埋めとなり、救助が必要となる自力脱出困難者が最大で902人発生する。

○建物の倒壊や焼失により、最大で63万トンの震災廃棄物が発生する。

図表 I-19 地震動（地震のゆれ）

区 分（震度）		5弱以下	5強	6弱	6強	7
多摩直下地震 M7.3	小平市	0.0%	0.0%	1.0%	99.0%	0.0%
	都全体	17.2%	12.7%	44.6%	25.5%	0.0%
立川断層帯地震 M7.4	小平市	0.0%	0.0%	13.3%	86.0%	0.7%
	都全体	28.9%	34.7%	17.5%	17.6%	1.3%

図表 I-20 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）

区 分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道
多摩直下地震 M7.3	多摩地区	4.4%	8.2%	1.1%	0.5%	1.8%
		(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)
立川断層帯地震 M7.4	多摩地区	6.0%	9.2%	1.2%	0.5%	1.2%
		(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)

※ 道路施設の大被害とは、落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない程度の損傷をいう。

※ 鉄道施設の大被害とは、機能支障に至る程度の橋りょう・高架橋の被害（崩壊、倒壊、耐荷力に著しい影響がある損傷）をいう。

図表 I-21 ライフライン被害

区 分		電力 (停電率)	通信 (不通率)
多摩直下地震 M7.3	小平市	19.4%	11.5%
	都全体	8.8%	2.0%
立川断層帯地震 M7.4	小平市	19.4%	10.6%
	都全体	4.0%	1.4%

※ 被害が最大となる「冬・18時 風速8m/s」の被害想定

区 分		ガス(供給停止率)		上水道 (断水率)	下水道 (被害率)
		①ブロック 全域	②ブロック 1/3		
多摩直下地震 M7.3	小平市	0.0%	100.0%	38.9%	19.3%
	都全体	6.5%	84.6%	36.9%	23.2%
立川断層帯地震 M7.4	小平市	0.0%	98.3%	55.5%	18.7%
	都全体	0.8%	11.3%	13.3%	18.8%

※ ガスの供給停止率は、低圧ガスブロック(東京ガス供給区域内の64,545kmの低圧ガス導管は、317のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。)の供給停止件数について次の2種類の想定パターンで結果を出し、その率を示した。

- ① ブロック内の全域でSI値が60kineを超え、確実に低圧ガス供給停止を行うケース
- ② ブロック内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次災害発生の危険性がある場合(火災延焼地域等)、追加で供給停止を実行するケースとして、ブロック内の3分の1で60kineを超える場合

※【SI値】

SI値(Spectrum Intensity)は、「地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるか」を数値化したもので、単位はkine(カイン)である。SI値が大きいほど、建物は大きく揺れることになり、被害が起こりやすくなる。

(2) 市が本計画の前提とした被害想定の大括表  
 図表 I-22 人的被害、建物被害、その他の被害

被害想定	平成24年東京都防災会議		
想定地震	多摩直下地震		
地震の規模	M7.3		
風速	8m/秒		
震度	6強(一部6弱)		
発生時刻	冬の5時	冬の12時	冬の18時
建物全壊 (建物半壊)	2,083棟 (4,121棟)	2,083棟 (4,121棟)	2,083棟 (4,121棟)
焼失建物	523棟	1,213棟	4,826棟
死者	144人	96人	182人
ゆれ・建物被害	129人	71人	86人
火災	14人	24人	95人
ブロック塀等	1人	1人	1人
屋内収容物 (参考値)	6人	4人	4人
負傷者 (うち重傷者)	1,877人 (259人)	1,336人 (191人)	1,764人 (298人)
ゆれ・建物被害	1,807人	1,216人	1,316人
火災	21人	71人	398人
ブロック塀等	46人	46人	46人
屋外落下物	3人	3人	3人
屋内収容物 (参考値)	114人	79人	81人
避難者数	37,068人	39,263人	50,759人
避難生活者数	24,094人	25,521人	32,993人
疎開者人口	12,974人	13,742人	17,766人
帰宅困難者数	—	38,306人	38,306人
エレベーター閉じ込め	15台	16台	17台
災害時要援護者死者数	63人	55人	103人
自力脱出困難者	808人	526人	580人
震災廃棄物	52万t	54万t	62万t

※ 焼失建物は、地震により倒壊し、その後焼失した建物を含む。

被害想定	平成24年東京都防災会議		
想定地震	立川断層帯地震		
地震の規模	M7.4		
風速	8m/秒		
震度	6強(一部7、6弱)		
発生時刻	冬の5時	冬の12時	冬の18時
建物全壊 (建物半壊)	2,322棟 (4,261棟)	2,322棟 (4,261棟)	2,322棟 (4,261棟)
焼失建物	522棟	1,059棟	4,364棟
死者	159人	101人	183人
ゆれ・建物被害	144人	79人	96人
火災	13人	21人	86人
ブロック塀等	1人	1人	1人
屋内収容物 (参考値)	6人	4人	4人
負傷者 (うち重傷者)	2,015人 (286人)	1,402人 (203人)	1,816人 (305人)
ゆれ・建物被害	1,944人	1,295人	1,410人
火災	21人	57人	357人
ブロック塀等	46人	46人	46人
屋外落下物	3人	3人	3人
屋内収容物 (参考値)	116人	80人	82人
避難者数	46,605人	48,216人	58,129人
避難生活者数	30,293人	31,340人	37,784人
疎開者人口	16,312人	16,875人	20,345人
帰宅困難者数	—	38,306人	38,306人
エレベーター閉じ込め	15台	16台	17台
災害時要援護者死者数	69人	58人	104人
自力脱出困難者	902人	581人	644人
震災廃棄物	54万t	56万t	63万t

※ 焼失建物は、地震により倒壊し、その後焼失した建物を含む。

図表 I-23 ライフライン被害

被害想定		平成24年東京都防災会議		
想定地震		多摩直下地震		
地震の規模		M7.3		
風速		8m/秒		
震度		6強(一部6弱)		
発生時刻		冬の5時	冬の12時	冬の18時
電力	停電率	10.6%	12.0%	19.4%
	復旧日数	概ね1週間程度		
通信	不通率	1.6%	3.1%	11.5%
	復旧日数	概ね2週間程度		
ガス	供給支障率①※1	0.0%	0.0%	0.0%
	供給支障率②※2	100.0%	100.0%	100.0%
	復旧日数	概ね1~2か月程度		
上水道	断水率	38.9%	38.9%	38.9%
	復旧日数	概ね1か月以上		
下水道	管きよ被害率	19.3%	19.3%	19.3%
	復旧日数	概ね1か月以上		

被害想定		平成24年東京都防災会議		
想定地震		立川断層帯地震		
地震の規模		M7.4		
風速		8m/秒		
震度		6強(一部7、6弱)		
発生時刻		冬の5時	冬の12時	冬の18時
電力	停電率	11.7%	12.8%	19.4%
	復旧日数	概ね1週間程度		
通信	不通率	1.6%	2.9%	10.6%
	復旧日数	概ね2週間程度		
ガス	供給支障率①※1	0.0%	0.0%	0.0%
	供給支障率②※2	98.3%	98.3%	98.3%
	復旧日数	概ね1~2か月程度		
上水道	断水率	55.5%	55.5%	55.5%
	復旧日数	概ね1か月以上		
下水道	管きよ被害率	18.7%	18.7%	18.7%
	復旧日数	概ね1か月以上		

- ※ 1 低圧ブロック※ 3 内の全域で S I 値が 6 0 kine を超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケース
- ※ 2 低圧ブロック内のある程度の範囲（3 分の 1）で S I 値が 6 0 kine を超え、さらに二次災害発生危険性がある場合（火災延焼地域等）、追加で供給停止を実行するケース
- ※ 3 東京ガス供給区域内の 6 4, 5 4 5 k m の低圧ガス導管は、3 1 7 ブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。
- ※ 4 各ライフラインの復旧日数は、阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害において要した期間

## 第 3 章 地震に対する調査研究

### (1) 被害想定調査研究

震災対策には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関において、震災対策に必要な調査と研究が実施され、地震に関する科学は発展を遂げている。

都においては、昭和 39 年に東京都防災会議の下に地震部会を設け、被害想定 of 調査研究等を行っており、地震部会における調査研究を基に、平成 24 年 4 月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。

### (2) 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例(平成 12 年東京都条例第 202 号)第 12 条第 1 項に基づき、次の用途に資するため概ね 5 年ごとに調査を実施している。

- ① 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

### (3) 地震に対する意識調査

市は、市民の生活意識と、市政に対する市民の意向・要望を把握し、行政全般にわたる施策遂行上の参考資料を得ることを目的とし、「小平市政に関する世論調査」を実施している。

調査項目のうち、地震対策に関する調査結果について分析を行い、今後の防災対策に関する検討に役立てる。

## 第 4 章 令和 3 年修正の概要等

### 第 1 節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者が発生するなどの被害が生じたことなどから、東京都防災会議は、平成 24 年 4 月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表するとともに、東京都地域防災計画（震災編）の修正を行った。令和元年には、平成 28 年熊本地震等の大規模地震の教訓や、女性視点の防災対策の推進、ICT 等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組を反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、東京都地域防災計画（震災編）が修正された。

市においても、東日本大震災により明らかとなった課題への対応や東京都地域防災計画（震災編）との整合を図るため、平成 25 年に小平市地域防災計画の修正を行った。その後、災害対策基本法の改正等を踏まえ、平成 27 年に一部修正を行っている。

今回（令和 3 年）の修正では、平成 24 年 4 月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に変更がないことから、平成 27 年に一部修正した小平市地域防災計画を基本に、以下の内容を踏まえ修正を行った。

- ①令和元年修正東京都地域防災計画（震災編）の反映
- ②前回の修正以降発生した法律等の改正の反映
- ③市内の防災体制を見直し、応急・復旧対策を迅速・的確に対応すべく、より実効性の高い計画への見直し

## 第 2 節 対策の視点

平成 24 年 4 月に東京都防災会議が発表した被害想定では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。

人的被害が最大となるのは、立川断層帯地震で、死者が 183 人、負傷者が 2,015 人、避難者が約 5 万 8 千人発生すると見込まれている。

また、市民のくらしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は 2,322 棟、ライフライン被害としては、断水率約 56%、停電率約 19% などといった被害が想定されている。

こうした被害を抑制し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の 3 つの視点のもと、対策を推進していく。

### <視点 1> 自助・共助・公助を束ねた地震に強いまちづくり

防災対策は、家具の転倒防止や避難経路の確認といった身近なソフト対策から、道路ネットワークの整備や都市の再開発といった大規模なハード対策まで、多岐にわたる。また、市は火災が発生した際に延焼を防止するための十分な幅員を有した道路が少ないことや、一部に木造住宅が集中している地域を有しているなどの地域特性に応じた災害のリスクを抱えている。

防災対策を確実に進め、各地域が直面するリスクを低減するため、自助・共助・公助の力を束ねて、地震に強いまちづくりを推進していく。

### <視点 2> 市民の命と都市機能を守る危機管理体制の構築

大規模な災害の発生時に、一人でも多くの命を救うためには、市が、都や国、他の市区町村はもとより、地域に根ざす民間企業、団体、NPO などと連携し、地域が一体となって、発災後の応急対策を円滑に実施する必要がある。また、とりわけ、発災直後の救出・救護活動において重要な役割を担う自衛隊や警察、消防、消防団との緊密な連携は欠かせない。

こうした連携も含めて、迅速かつ的確な災害対応を図るため、強固な危機管理体制を構築していく。

### <視点 3> 被災者の生活を支え、小平市を早期に再生する仕組みづくり

発災直後の揺れや火災などの被害から命を守った後は、それをしっかりつないで、早期に生活再建へと結び付け、震災前の生活や都市の活動を取り戻すことが重要である。

そのためには、女性や要配慮者等のあらゆる視点を取り入れることによる避難所の安全化や生活物資の供給など、発災直後の被害から当面の暮らしを守る対策が必要である。また、罹災証明書交付手続きや応急仮設住宅への入居を迅速化するなど被災者の生活再建のための対策を進める必要がある。

こうした手立てを着実に講じ、被災者の生活を支え、早期に再生する仕組みづくりを進めていく。

### 第3節 計画の全体像

令和3年修正では、第Ⅰ部で総論、第Ⅱ部で予防・応急・復旧対策、第Ⅲ部で復興対策を定めている。

個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の3つのスキームに分けて記載した。

本計画の全体像は、次ページのとおりである。

【個別施策と各フェーズの体系整理図】

**第 I 部 小平市の防災力の高度化に向けて**

地域防災計画(震災編)の概要、小平市の概況と被害想定、地震に対する調査研究、令和3年修正の概要等、被害軽減と都市再生に向けた目標

**第 II 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）**

**第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割**

- 基本理念及び基本的責務
- 市及び防災機関の役割

**地震前の行動（予防対策）**      **地震直後の行動（応急対策）**      **地震後の行動（復旧対策）**

**第2章 市民と地域の防災力向上**

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自助による市民の防災力向上</li> <li>地域による共助の推進</li> <li>消防団の活動体制の充実</li> <li>事業所による自助・共助の強化</li> <li>ボランティアとの連携</li> <li>市民・行政・事業所等の連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自助による応急対策の実施</li> <li>地域による応急対策の実施</li> <li>消防団による応急対策の実施</li> <li>事業所による応急対策の実施</li> <li>ボランティアとの連携</li> </ul> |  |
|---|--|--|

**第3章 安全な都市づくりの実現**

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に暮らせるまちづくり</li> <li>建築物の耐震化及び安全対策の促進</li> <li>長周期地震動への対策の強化</li> <li>出火・延焼等の防止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>消火・救助・救急活動</li> <li>社会公共施設等の応急対策による二次災害防止</li> <li>危険物等の応急措置による危険防止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共の安全確保、施設の本来機能の回復</li> </ul> |
|--|---|--|

**第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保**

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・橋りょう等の安全確保等</li> <li>鉄道施設の安全確保</li> <li>用水路の安全対策</li> <li>緊急輸送ネットワークの整備</li> <li>水道・下水道の安全対策</li> <li>電気・ガス・通信等の安全対策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・橋りょうの応急対策</li> <li>鉄道施設の応急対策</li> <li>河川・用水路の応急対策</li> <li>水道・下水道の応急対策</li> <li>電気・ガス・通信の応急対策</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・橋りょうの復旧対策</li> <li>鉄道施設の復旧対策</li> <li>河川・用水路の復旧対策</li> <li>水道・下水道の復旧対策</li> <li>電気・ガス・通信の復旧対策</li> </ul> |
|---|--|--|

**第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化**

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>初動対応体制の整備</li> <li>業務継続体制の確保</li> <li>消火・救助・救急活動体制の整備</li> <li>広域連携体制の構築</li> <li>応急活動拠点の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>初動態勢</li> <li>防災会議の開催</li> <li>消火・救助・救急体制</li> <li>応援協力・派遣要請</li> <li>応急活動拠点の調整</li> </ul> |  |
|---|---|--|

**第6章 情報通信の確保**

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機関相互の情報通信連絡体制</li> <li>住民等への情報提供体制の整備</li> <li>住民相互の情報連絡等の環境整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)</li> <li>被害状況等の収集・伝達</li> <li>広報体制</li> <li>広聴体制</li> <li>住民相互の情報連絡等</li> </ul> |  |
|--|---|--|

**第7章 医療救護・保健等対策**

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>初動医療体制等の整備</li> <li>医薬品・医療資器材の確保</li> <li>遺体の取扱い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>初動医療体制等の構築</li> <li>医薬品・医療資器材の供給</li> <li>医療施設の確保</li> <li>行方不明者等の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>防疫体制の確立</li> <li>火葬体制の確立</li> </ul> |
|--|---|--|

地震前の行動(予防対策)	地震直後の行動(応急対策)	地震後の行動(復旧対策)
<b>第8章 帰宅困難者対策</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策実施に基く避難の周知徹底と事業所における避難の確保</li> <li>帰宅困難者への情報通信体制整備</li> <li>一時滞在施設の確保</li> <li>徒歩帰宅支援のための体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺での混乱防止</li> <li>事業所等における帰宅困難者対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩帰宅者の代替輸送</li> <li>徒歩帰宅者の支援</li> </ul>
<b>第9章 避難者対策</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む)</li> <li>避難所・避難場所等の指定・安全化</li> <li>避難所の管理運営体制の整備等</li> <li>避難所外の避難者対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>避難所の開設・管理運営</li> <li>避難所外の避難者対策</li> <li>動物救護</li> <li>ボランティアの受入れ</li> <li>被災者の他地区への移送</li> </ul>	
<b>第10章 物流・備蓄・輸送対策</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>食料及び生活必需品等の確保</li> <li>飲料水及び生活用水の確保</li> <li>備蓄倉庫及び輸送拠点の整備</li> <li>輸送体制の整備</li> <li>輸送車両等の確保</li> <li>燃料の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の供給</li> <li>飲料水の供給</li> <li>物資の調達要請</li> <li>他市からの支援物資の受入れ・配分</li> <li>義援物資の取扱い</li> <li>輸送車両の確保</li> <li>燃料の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なニーズへの対応</li> <li>炊き出し</li> <li>水の安全確保</li> <li>生活用水の確保</li> <li>物資の輸送</li> </ul>
<b>第11章 放射性物質対策</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供体制の整備</li> <li>市民への情報提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連絡体制</li> <li>市民への情報提供等</li> <li>放射線等使用施設の応急措置</li> <li>核燃料物質輸送車両等の応急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療活動</li> <li>放射性物質への対応</li> <li>風評被害への対応</li> </ul>
<b>第12章 住民の生活の早期再建</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活再建のための事前準備</li> <li>トイレの確保及びし尿処理</li> <li>ごみ処理</li> <li>がれき処理</li> <li>災害救助法等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災住宅の応急危険度判定</li> <li>被災宅地の危険度判定</li> <li>住家被害状況調査等</li> <li>罹災証明書の交付準備</li> <li>義援金の募集・受付</li> <li>トイレの確保及びし尿処理</li> <li>ごみ処理</li> <li>がれき処理</li> <li>災害救助法等の適用</li> <li>激甚災害の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災証明書の交付</li> <li>被災住宅の応急修理</li> <li>応急仮設住宅の供給</li> <li>建設資材等の調達</li> <li>被災者の生活相談等の支援</li> <li>義援金の募集・受付・配分</li> <li>被災者の生活再建資金援助等</li> <li>職業のあっ旋</li> <li>租税等の徴収猶予及び減免等</li> <li>その他の生活確保</li> <li>中小企業及び農業関係者への融資</li> <li>応急金融対策</li> <li>がれき処理の実施</li> <li>災害救助法の運用等</li> </ul>

### 第Ⅲ部 震災復興計画

復興の基本的な考え方、震災復興本部、震災復興計画の策定

### 第Ⅳ部 東海地震対策編

策定の目的、防災機関が処理すべき事務または業務の大綱、災害予防対策、東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応、警戒宣言時の応急活動体制、市民・事業所等のとるべき措置

## 第 5 章 被害軽減と都市再生に向けた目標

市は、平成 20 年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。しかしながら、災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。このような趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定めた。

この目標を 10 年以内に達成する。ただし、市の応急対応力の強化など速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。市は、目標達成に向けて、都、防災機関、市民、事業者等と協力して対策を推進していく。

### 1. 目標 1：死者等を 6 割以上減少させる

- ① 建築物の倒壊や火災による死者を 6 割以上減少させる
- ② 避難者を 6 割以上減少させる
- ③ 建築物の全壊・焼失棟数を 6 割以上減少させる

立川断層帯地震（冬の 18 時、風速 8 m/秒）のケースでは、183 人の死者が出る被害想定である（参照：P. I -15）。その死亡要因を見ると、ゆれ・建物被害によるものが 96 人、火災によるものが 86 人を占めている。また、建物の全壊数は 2,322 棟、焼失建物は 4,364 棟であり、これによる避難者が 58,129 人と想定されている。更には、屋内収容物による死者が 4 人、負傷者が 82 人発生すると想定されている。

このため、建物の耐震化や家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進を図るとともに、建物の不燃化や水利の拡充、自主防災組織による初期消火能力の向上等を図り、建物の全壊・焼失棟数を減少させるとともに、自宅で生活継続できる仕組みを整備し、避難者の発生数を抑制する。

図表 I-24 目標 1 を達成するための主な対策

項目	対策内容
ゆれ・建物被害の減少 （死者数・避難者数・建物被害棟数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。</li> <li>・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策について普及啓発を図る。</li> </ul>
火災の発生抑制 （死者数・避難者数・建物被害棟数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造が集中している市街地の改善を図るなど、建物の不燃化や延焼防止の取り組みを推進する。</li> <li>・ 防火水槽等の消防水利の拡充を図る。</li> <li>・ 消防団や自主防災組織における装備充実や実践的な訓練の実施により、消防力・災害活動力を向上する。</li> </ul>
適切な避難誘導 （死者数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者に対する平常時からの見守り体制の推進や個別支援計画の作成、災害時の安否確認・救助体制などを強化する。</li> <li>・ 自主防災組織による適切な避難が実施できるよう、平常時からの訓練等を充実させる。</li> </ul>
自宅での生活継続 （避難者数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や企業における備蓄を推進する。</li> <li>・ ライフライン等の耐震化等を進める（目標 3 参照）。</li> </ul>

## 2. 目標 2：強固な危機管理体制による迅速かつ的確な災害対応を図る

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市の強固な危機管理体制と関係機関等との連携により、被災者の安全を確保する</li> <li>② 被災者への物資等が円滑に供給されるよう体制を整備する</li> <li>③ 避難所等の管理運営が円滑に行われるよう体制を整備する</li> </ul> |
|--|

立川断層帯地震（冬の 18 時、風速 8 m/秒）のケースでは、4, 364 棟の建物が焼失し、火災により死者が 86 人、負傷者が 357 人発生すると想定されている（参照 P. I-15）。火災が発生、拡大した時に、市民が迅速かつ的確に避難行動を行うように、住民等への適切な情報提供、消防団や関係機関と連携した避難誘導を実施し、火災による死者、負傷者の抑制を図る。

また、同想定において、38, 306 人の帰宅困難者が発生すると想定されており、企業や学校等における備蓄を推進して一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保などを進め、帰宅困難者の安全を確保する。加えて、市民が勤務先等で帰宅困難者となり引き取りが困難となった児童・生徒の安全確保に向けた保護対策を実施する。

更には、1, 816 人の負傷者が発生し、うち 305 人が重傷者であること、避難生活者が 37, 784 人となることが想定されている。負傷者に対する医療救護活動体制の確保や被災者への物資の供給、避難所等での管理運営体制の構築を図り、被災者の安全・安定を確保する。

図表 I-25 目標 2 を達成するための主な対策

項目	対策内容
強固な危機管理体制 （災害対応力の強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時に職員が的確に応急対策活動を実施できるよう、本計画を基に各種マニュアルの整備を図る。</li> </ul>
適切な避難誘導 （死者数、負傷者数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示、情報提供が確実にいえるよう、防災行政無線（固定系）について高性能スピーカーへの交換を行うほか、様々な情報伝達手段の活用を図る。</li> </ul>
一斉帰宅の抑制 （帰宅困難者の安全確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知を図る。</li> <li>・ 東京都帰宅困難者対策条例に基づいた事業所等における従業員等の施設内待機のための計画策定と、3 日分の備蓄確保を推進する。</li> </ul>
学校等の保護対策 （児童・生徒の安全確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校・保育園・学童クラブ等において、乳幼児・児童・生徒などの保護マニュアルや緊急連絡体制の整備、備蓄の確保等を図る。</li> </ul>
医療体制の確保 （死者数の減少、負傷者の救護）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市災害医療コーディネーターを中心とした、災害時の総合的な医療救護体制の充実を図る。</li> <li>・ 災害時の医薬品等の供給体制の構築を図る。</li> </ul>
被災者の支援対策 （被災者等の安全・安定確保）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定の拡大を図る。</li> <li>・ 避難者に対する食料等の備蓄の整備や保管場所の確保を図る。</li> <li>・ あらゆる立場の避難者に配慮した避難所管理運営マニュアルを作成し、地域住民が円滑に避難所運営を行えるよう体制を整備する。</li> </ul>

### 3. 目標 3：早期の生活再建を図る

- ① ライフラインを 60 日以内に 95% 以上回復する
- ② 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と都市の機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。具体的には、被災から 60 日以内に全てのライフラインの機能を 95% 以上回復させることを目標とする。

また、早期の生活復興を実現する観点から、避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、罹災証明書の迅速な交付や応急仮設住宅等への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

図表 I-26 目標 3 達成するための主な対策

項目	対策内容
ライフラインの耐震化 (ライフラインの早期回復)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。</li> </ul>
罹災証明書や各種支援金の 早期支給 (生活の早期再建)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都と連携し、都が作成する災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインに基づいた発行体制の整備等を行う。</li> <li>・ 被災者生活再建支援金の受付が迅速に実施可能な窓口体制について整備する。</li> <li>・ 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。</li> </ul>
応急住宅の確保 (生活の早期再建)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅や民間賃貸住宅のあっ旋等を行うとともに、東京都と連携し、被災住宅の応急修理や応急仮設住宅を早期に建設する。</li> </ul>

# **第Ⅱ部**

## **施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)**



## 第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

### 第1節 基本理念及び基本的責務

#### 1. 基本理念

地震災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任の原則による自助の考え方、第二に、自らのみならず、他人をも助けることのできる市民同士が地域で助け合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民や事業者と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。

小平市は、多くの市民にとっての生活の場であるとともに、多くの市内在勤者・在学者が集うビジネス、教育・学問の場でもある。震災対策の推進にあたっては、基礎自治体として、都、国と一体となり、市民や市域に集う数多くの在勤者・在学者の生命、身体及び財産を地震の脅威から守ることが市に課せられた責務である。

#### 2. 基本的責務

##### 2-1. 小平市の責務

市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建・安定並びに都市の早期復興をはかるため、最大の努力を払わなければならない。

市は、関係機関、他の地方公共団体の協力を得ながら、市域における防災及び、震災後の生活再建、震災復興に関する計画を策定し、その推進に努めなければならない。

##### 2-2. 市民の責務

市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

また、市民は次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

図表 II-1 市民が自ら震災に備えるために講ずるべき手段

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 家具類の転倒・落下・移動の防止
- ・ 出火の防止
- ・ 初期消火に必要な用具の準備
- ・ 飲料水及び食料の確保
- ・ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- ・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

### 2-3. 事業者の責務

事業者は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

**第2節 市及び防災機関の役割****1. 小平市の役割**

図表 II-2 小平市の役割

- (1) 小平市防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害に強いまちづくりの推進に関すること
- (4) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (5) 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 避難の指示等及び誘導に関すること
- (7) 市民等への災害時広報及び災害相談に関すること
- (8) 緊急輸送の確保に関すること
- (9) 被災者に対する救助及び避難受入れに関すること
- (10) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (11) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (12) 飲料水の供給に関すること
- (13) 外出者の支援に関すること
- (14) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- (15) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (16) 公共施設の応急復旧に関すること
- (17) 震災復興に関すること
- (18) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- (19) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (20) 自主防災組織の育成に関すること
- (21) 事業所防災に関すること
- (22) 消防及び水防に関すること
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

## 2. 東京都の役割

図表 II-3 東京都の役割

- (1) 東京都防災会議に関すること
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること
- (7) 緊急輸送の確保に関すること
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
- (9) 人命の救助及び救急に関すること
- (10) 消防及び水防に関すること
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (12) 外出者の支援に関すること
- (13) 応急給水に関すること
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- (16) 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること
- (18) 震災復興に関すること
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- (21) 事業所防災に関すること
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

3. 各課の分掌事務

図表 II-4 小平市各課の分掌事務

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災害調整部	危機管理担当部長	本部班	防災危機管理課長	防災危機管理課 地域安全課	1 災害対策の総合調整に関する事	●	●	●
					2 本部長室及び部班長会議の運営に関する事	●	●	●
					3 災害関連情報の総括に関する事	●	●	●
					4 防災無線の統制及び活用に関する事	●	●	●
					5 防災情報システムの管理及び運用に関する事	●	●	●
					6 避難の指示その他本部長命令の伝達に関する事	●	●	●
					7 都、他の市町村及び関係防災機関等との連絡調整に関する事	●	●	●
					8 自衛隊及び応援部隊の対応に関する事	●	●	●
					9 他の部との連絡調整に関する事	●	●	●
					10 他の部の所管に属さない事	●	●	●
災害企画政策部	企画政策部長(行政経営担当部長)	政策班	政策課長	政策課	1 震災復興本部の運営及び震災復興計画に関する事		●	●
					2 他の部班への協力に関する事	●	●	●
		財政班	財政課長	財政課	1 災害対策関係予算に関する事		●	●
					2 災害救助法の適用申請に関する事	●	●	●
					3 激甚災害の指定手続きに関する事	●	●	●
		広報班	秘書広報課長	秘書広報課	1 災害に係る広報に関する事	●	●	●
					2 報道機関との連絡調整に関する事	●	●	●
					3 写真等による情報の収集及び記録に関する事	●	●	●
		情報システム班	情報政策課長	情報政策課 デジタルトランスフォーメーション推進担当課長	1 電子計算組織の保守及び復旧に関する事	●	●	●
					2 各種情報の処理に関する事	●	●	●
		本部協力班	行政経営課長	行政経営課	1 本部の活動の記録に関する事	●	●	●
		不動産調達班	公共施設マネジメント課長	公共施設マネジメント課	1 不動産の調達に関する事		●	●

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課	1 車両の調達及び配車に関する事 こと	●	●	●
					2 庁舎（健康福祉事務センターを 除く。）の防災及び維持管理に関 すること	●	●	●
		調達班	契約検査 課長	契約検査課 （検査担当を 除く。）	1 契約事務に関する事 こと	●	●	●
					2 食料、生活必需品、資器材その 他必要な物資の調達に関する事 こと	●	●	●
		建築協力班	検査担当 課長	契約検査課 （検査担当に 限る。）	1 建築班への協力に関する事 こと	●	●	●
		受援班	職員課長	職員課 労務・人事制 度担当課長	1 職員の動員及び動員状況の把握 に関する事 こと	●	●	●
					2 災害派遣職員の要請及び受入れ に関する事 こと		●	●
					3 災害派遣職員の服務管理に関す ること	●	●	●
					4 職員の服務及び給与に関する事 こと	●	●	●
		災対市民部	市民部長	調査協力班	市民課長	市民課（市民 サービス担当 及び市民相談 担当を除 く。）	1 調査班への協力に関する事 こと	●
2 遺体の搬送、収容及び埋火葬に 関すること	●						●	●
3 行方不明者に係る相談窓口の開 設及び運営に関する事 こと							●	●
4 行方不明者の捜索に関する事 こと	●						●	●
5 一時提供住宅及び応急仮設住宅 の入居者の募集・選定・管理に 関すること								●
広聴班	市民サー ビス担当 課長			市民課（市民 サービス担当 及び市民相談 担当に限る。）	1 災害に係る広聴に関する事 こと	●	●	●
					2 消費生活に係る相談及び苦情の 処理に関する事 こと			●
調査班	税務課長			税務課 収納課	1 被害状況等の調査に関する事 こと	●	●	●
					2 罹災証明書の発行に関する事 こと		●	●
					3 被災者台帳の作成に関する事 こと		●	●
					4 被災者に対する市税の減免及び 徴収猶予に関する事 こと			●

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対地域振興部	地域振興部長(文化スポーツ担当部長)	広聴協力班	市民協働・男女参画推進課長	市民協働・男女参画推進課	1 広聴班への協力に関する事	●	●	●
					2 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
					3 女性の災害相談に関する事	●	●	●
		産業班	産業振興課長	産業振興課	1 商業、工業及び農業に係る被害状況の調査に関する事		●	●
					2 被災農家及び中小企業等の融資に関する事			●
		物資拠点班	文化スポーツ課長	文化スポーツ課スポーツ振興担当課長	1 物資の受入れ、仕分け及び管理に関する事	●	●	●
					2 物資の輸送に関する事	●	●	●
					3 外国人への対応に関する事	●	●	●
					4 文化財に関する事		●	●
					5 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
					6 避難所の運営に必要な物資等の調整及び配分計画に関する事	●	●	●
		災対子ども家庭部	子ども家庭部長	保育班	子育て支援課長 子育て支援課家庭支援担当課長 保育課 保育指導担当課長	1 保育園児及び児童の避難誘導並びに救護に関する事	●	
2 災害時の保育に関する事	●					●	●	
3 災害時の学童クラブに関する事	●					●	●	
4 女性の災害相談の協力に関する事	●					●	●	
5 避難所の開設及び運営の協力に関する事	●					●	●	
災対健康福祉部	健康福祉部長(健康・保険担当部長)	援護班	生活支援課長	生活支援課(計画調整担当、保護担当を除く。)	1 ボランティアセンターの開設及びボランティアの受入れに関する事	●	●	●
					2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事		●	●
					3 被災者生活再建支援金の支給に関する事		●	●
					4 健康福祉事務センターの防災及び維持管理に関する事	●	●	●
					5 義援金(品)の受付、記録及び配分に関する事	●	●	●
		避難班	高齢者支援課長	生活支援課(計画調整担当、保護担当に限る。)高齢者支援課	1 市民の避難誘導に関する事	●		
					2 避難所の開設及び運営に関する事	●	●	●

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧	
				地域包括ケア推進担当課長 障がい者支援課 保険年金課	3 避難所の運営に必要な物資等の調整に関する事	●	●	●	
					4 避難行動要支援者対策に関する事	●	●	●	
					5 帰宅困難者対策に関する事	●			
					6 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●	
		救護班	健康推進課長		健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	1 医療救護に関する事	●	●	●
						2 保健衛生に関する事	●	●	●
						3 防疫に関する事		●	●
						4 健康センターの防災及び維持管理に関する事	●	●	●
災対環境部	環境部長	環境衛生班	環境政策課長	環境政策課 資源循環課 水と緑と公園課	1 ごみ、し尿及びがれき処理に関する事		●	●	
					2 防疫に関する事		●	●	
					3 動物対策に関する事		●	●	
					4 放射能対策に関する事	●	●	●	
		下水復旧班	下水道課長	下水道課	1 下水道施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事	●	●	●	
					2 水防活動の協力に関する事	●	●	●	
					3 応急給水活動の協力に関する事	●	●	●	
災対都市開発部	都市開発部長	都市整備班	都市計画課長	都市計画課 建築指導課 建築確認担当課長 公共交通課 地域整備支援課	1 被災住宅の応急危険度判定に関する事	●	●		
					2 被災宅地の危険度判定に関する事	●	●		
					3 被災住宅の応急修理に関する事	●	●		
					4 一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に関する事		●	●	
					5 公共交通に関する事		●	●	
					6 市有建物の応急危険度判定の協力に関する事	●			

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対都市建設部	都市建設担当部長	道路復旧班	道路課長	道路課 公共工事担当課長 都市計画道路担当課長 交通対策課	1 緊急道路障害除去等に関すること	●	●	●
					2 道路、橋りょう及び交通安全施設等の防災対策、応急対策及び復旧対策に関すること	●	●	●
					3 災害復旧対策の土木工事に関すること	●	●	●
					4 水防活動の協力に関すること	●	●	●
		建築班	施設整備課長	施設整備課	1 市有建物の応急危険度判定に関すること	●		
					2 応急仮設住宅の建設に関すること		●	●
					3 被災市有建物の応急修理に関すること	●	●	●
					4 災害復旧対策の建築工事に関すること	●	●	●
					5 被災住宅の応急危険度判定の協力に関すること		●	●
		災対出納部	会計管理者	出納班	会計課長	会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること	●
2 義援金(品)の受領、記録及び配分の協力に関すること							●	●
災対教育部	教育部長(教育指導担当部長及び地域学習担当部長)	学校施設班	教育総務課長	教育総務課	1 学校施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関すること	●	●	●
					2 学校施設を利用する避難所の開設の協力に関すること	●		
		学校班	学務課長	学務課 指導課 教育施策推進担当課長 市立小学校又は市立中学校	1 教職員の非常配備等に関すること	●	●	●
					2 児童及び生徒の避難誘導並びに救護に関すること	●		
					3 児童及び生徒の応急教育に関すること	●	●	●
					4 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること		●	●
					5 学校施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関すること	●	●	●
		社会教育班	地域学習支援課長	地域学習支援課 公民館 図書館	1 避難所の開設及び運営の協力に関すること	●	●	●
					2 物資拠点班への協力に関すること	●	●	●

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
協力部	議会議務局長(副議長) 議事事務局長及び監査事務局長 (議事管理委員会)	協力班	議事事務局次長	議事事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	1 他の部班への協力に関する事	●	●	●
消防部 (消防団)	消防団長(副団長)	各分団	各分団長	各分団員	1 水火災の予防、警戒及び防御に関する事	●	●	●
					2 人命の救出及び救急協力に関する事	●	●	
					3 障害物除去作業の協力に関する事	●	●	●
					4 行方不明者の捜索の協力に関する事	●	●	●
各部共通					1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事	●		
					2 部内職員の安否確認、動員及び配備に関する事	●	●	●
					3 所管施設及び所管事項の被害状況調査に関する事	●	●	●
					4 所管施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事	●	●	●
					5 視察等への対応に関する事			●
					6 他の部班への応援に関する事	●	●	●
					7 その他本部長が特に命ずる事項に関する事	●	●	●

※災対部内各班の人員調整は、各災対部長の権限で行う。部内で調整を行ってもなお人員が不足する場合は、他部班に応援を求めるものとする。

## 4. 指定地方行政機関の役割

図表 II-5 指定地方行政機関の役割

関係機関	内 容
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における通信の確保に関すること</li> <li>◆ 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</li> </ul>
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること</li> <li>◆ 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること</li> </ul>
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>◆ 関係機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関すること</li> <li>◆ 雇用対策に関すること</li> </ul>
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</li> <li>◆ 応急用食料、物資の支援に関すること</li> <li>◆ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</li> <li>◆ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</li> <li>◆ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</li> <li>◆ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</li> <li>◆ 営農技術者指導及び家畜衛生対策に関すること</li> <li>◆ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</li> <li>◆ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</li> <li>◆ 被害農業者に対する金融対策に関すること</li> </ul>
関東農政局 東京地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 応急用食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること</li> </ul>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること</li> <li>◆ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</li> <li>◆ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</li> <li>◆ 被災中小企業の振興に関すること</li> </ul>
関東東北 産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること</li> <li>◆ 鉱山の保安に関すること</li> </ul>

<p>関東地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災上必要な教育及び訓練に関する事</li> <li>◆ 通信施設等の整備に関する事</li> <li>◆ 公共施設等の整備に関する事</li> <li>◆ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事</li> <li>◆ 官庁施設の災害予防措置に関する事</li> <li>◆ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事</li> <li>◆ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事</li> <li>◆ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事</li> <li>◆ 災害時における復旧資材の確保に関する事</li> <li>◆ 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事</li> </ul>
<p>関東運輸局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事</li> <li>◆ 災害時における輸送用車両のあっ旋に関する事</li> </ul>
<p>東京航空局 (東京空港事務所) (大島空港事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</li> <li>◆ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</li> </ul>
<p>関東地方測量部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事</li> <li>◆ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事</li> <li>◆ 地殻変動の監視に関する事</li> </ul>
<p>東京管区气象台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事</li> <li>◆ 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事</li> <li>◆ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事</li> <li>◆ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事</li> <li>◆ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事</li> <li>◆ 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事</li> </ul>
<p>関東地方環境事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</li> <li>◆ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事</li> <li>◆ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事</li> <li>◆ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事</li> </ul>
<p>北関東防衛局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における所在財産の使用に関する連絡調整に関する事</li> <li>◆ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事</li> </ul>

## 5. 自衛隊の役割

図表 II-6 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 第 1 師 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害派遣の計画及び準備に関すること</li> <li>・ 防災関係資料の基礎調査</li> <li>・ 災害派遣計画の作成</li> <li>・ 東京都地域防災計画及び、小平市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</li> </ul>
航 空 自 衛 隊 作 戦 シ ス テ ム 運 用 隊 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害派遣の実施に関すること</li> <li>・ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</li> <li>◆ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ul>

## 6. 指定公共機関の役割

図表 II-7 指定公共機関の役割

関係機関	内 容
日 本 郵 便	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること</li> <li>◆ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること</li> <li>・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>・ 被災地宛救助用郵便物の料金免除</li> <li>・ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</li> </ul>
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>◆ 気象予警報の伝達に関すること</li> </ul>
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</li> <li>◆ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ul>
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</li> <li>◆ 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</li> </ul>
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること</li> <li>◆ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること</li> <li>◆ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること</li> <li>◆ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること</li> <li>◆ 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること</li> <li>◆ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</li> <li>◆ こころのケア活動に関すること</li> <li>◆ 赤十字ボランティアの活動に関すること</li> <li>◆ 輸血用血液の確保、供給に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない）</li> <li>◆ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること</li> <li>◆ 災害救援物資の支給に関すること</li> <li>◆ 日赤医療施設等の保全、運営に関すること</li> <li>◆ 外国人安否調査に関すること</li> <li>◆ 遺体の検案協力に関すること</li> <li>◆ 東京都地域防災計画及び小平市地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</li> </ul>
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること</li> <li>◆ 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む）に関すること</li> <li>◆ 放送施設の保全に関すること</li> </ul>
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 重要通信の確保に関すること</li> <li>◆ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること</li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 重要通信の確保に関すること</li> <li>◆ 災害時における移動通信の疎通の確保と通信設備等の復旧に関すること</li> </ul>
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>◆ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</li> <li>◆ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</li> </ul>
東 京 ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む）の建設及び安全保安に関すること</li> <li>◆ ガスの供給に関すること</li> </ul>
日 本 通 運	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送に関すること</li> </ul>
佐 川 急 便	
ヤ マ ト 運 輸	
西 濃 運 輸	
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電力施設等の建設及び安全保安に関すること</li> <li>◆ 電力需給に関すること</li> </ul>

## 7. 指定地方公共機関の役割

図表 II-8 指定地方公共機関の役割

関係機関	内容
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道施設等の安全保安に関すること</li> <li>◆ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</li> <li>◆ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</li> </ul>
東京都トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること</li> </ul>
東 京 都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 医療に関すること</li> <li>◆ 防疫の協力に関すること</li> <li>◆ 遺体の検案に関すること</li> </ul>
東京都歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 歯科医療活動に関すること</li> </ul>

東京都薬剤師会	◆ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
献血供給事業団	◆ 血液製剤の供給に関すること
東京都獣医師会	◆ 動物の医療保護活動に関すること
日本エレベーター協会 関東支部	◆ 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関すること ◆ エレベーターの早期復旧に関すること

## 8. 協定締結協力機関

### 8-1. 協定締結協力機関

図表 II-9 協定締結協力機関と協定内容

協力機関	協定名
小平市医師会	災害時の医療救護活動についての協定
東京都小平市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定
小平市柔道整復師会	災害時の救護活動についての協定
小平市薬剤師会	
東京都助産師会小平・小金井地区分会	災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定
医薬品卸売販売5事業者	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
民間救急及び介護タクシー7事業者	災害時における医療救護活動の協力に関する協定
小平市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定
小平市上下水道工事店会	
小平市造園業組合	
東京土建一般労働組合小平支部	
小平消防署 ブリヂストン東京工場	震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定
小平消防署 ルネサスエレクトロニクス 武蔵事業所	
小平消防署 日立国際電気小金井工場	
アクトイオ	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定
レンタルのニッケン東久留米営業所 建昇	
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定
日本下水道管路管理業協会 関東支部 東京都部会	災害時における応急対策の協力に関する協定
小平スカウト協議会	災害時における応急対策業務活動に関する協定
東京都自動車整備振興会 多摩中央支部	災害時における応急活動の協力に関する協定
東京電力パワーグリッド 武蔵野支社	災害時における相互連携に関する協定
第一屋製パン あけぼのパン わらべや日洋 有楽製菓	災害時における食料調達に関する協定
西友花小金井店 西友小平店	

ダイエー イオンフードスタイル 小 平 店	
東京むさし農業協同組合	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定
小平酒販組合	災害時における飲料の調達に関する協定
東京コカ・コーラボトリング 八 洋 フ ー ズ ジャパンビバレッジイースト 国立精神・神経医療研究センター ブ リ チ ス ト ン	災害時における飲料水供給等に関する協定
生活協同組合コープとうきょう マ ミ ー マ ー ト	災害時における物資の供給協力に関する協定
セ ッ ツ カ ー ト ン	災害時における物資の供給に関する協定
東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 多 摩 支 部	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定
東京都プロパンガス協会 北多摩支部小平部会	災害時におけるプロパンガス等の燃料供給活動に関する協定
小平市内給油取扱所6事業所 大 塚 油 司	災害時における石油燃料の安定供給に関する協定
二葉むさしが丘学園	災害時における二葉むさしが丘学園の施設の一部利用に関する協定
小金井ゴルフ	災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定
東京都建設局	避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定書
嘉悦学園 嘉悦大学	災害時における一時的避難施設としての利用に関する協定
小平福祉園 V i l l a あ い 小 平 曙 光 園 晴 風 苑 小平グリーンてらす	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
西武信用金庫 白 梅 学 園	災害時における施設等の利用に関する協定
小平市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定
白 梅 学 園 白梅学園大学・白梅学園短期大学	災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定
津 田 塾 大 学 小平市国際交流協会	災害時における語学ボランティア活動に関する協定
日 立 国 際 電 気	防災行政無線（同報系無線）設置のための屋上の使用に関する協定
ジェイコム東京西東京局	災害時における災害情報の放送等に関する協定
小平市アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による災害時応援協定
東京ガス東京西支店	都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定
東電タウンプランニング多摩総支社	広告付避難場所等電柱看板に関する協定
クライシスマップーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定
ヤ フ ー	災害に係る情報発信等に関する協定

ク ル メ デ ィ ア	災害に係る情報発信等に関する協定
東京都理容生活衛生同業組合小平支部	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定
全日本不動産協会東京本部多摩北支部	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定
東京都宅地建物取引業協会北多摩支部	
東京都美容生活衛生同業組合小平支部	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定
東京建物リゾート	災害時における入浴支援に関する協定
小平市清掃事業協同組合	災害時における応急対策活動に関する協定
東多摩再資源化事業協同組合	災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定
小平市獣医師会	災害時における動物救護に関する協定
ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会	
トヨタモビリティ東京	災害時における給電車両貸与に関する協定
日本郵便(株)小平郵便局	災害時における小平市と郵便事業株式会社小平支店との協力に関する覚書
	災害時における小平市と郵便局株式会社小平郵便局との協力に関する覚書
多摩信用金庫 小平支店	地域防犯・防災力向上に関する協定
多摩信用金庫 学園東支店	
多摩信用金庫 一橋学園支店	
多摩信用金庫 花小金井支店	
西武信用金庫 小平支店	
西武信用金庫 花小金井支店	
東京厚生信用組合 小平支店	
青梅信用金庫 小平支店	
東京都民銀行 小平支店	
りそな銀行 小平支店	
りそな銀行 花小金井支店	
ゆうちょ銀行 小平店	
三井住友銀行 花小金井支店	
東京スター銀行 小平支店	
三菱東京UFJ銀行 国分寺駅前支店鷹の台出張所	
東京むさし農業協同組合	
みずほ銀行八坂支店	

8-2. その他協力機関

図表 II-10 その他協力機関と協定内容

協力機関	協力内容
小平市交通安全協会	災害時の交通安全確保、避難誘導の協力に関すること
小平電設協会	災害時における施設内電気工事等復旧活動の協力に関すること
東京電気管理技術者協会小平班	災害時における公共施設の電気工事等復旧活動の協力に関すること
山崎製パン 武蔵野工場	食料の供給に関すること

## 第2章 市民と地域の防災力向上

### 【被害想定】

被害項目	想定される被害
屋内収容物による死者	6人
屋内収容物による負傷者	116人
災害時要援護者の死者	104人
建物焼失棟数	4,826棟
火災による死者数	95人
火災による負傷者数	398人

### 第1節 現状と課題

#### 1. 自助による市民の防災力向上

防災対策では、市民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、防災マップを市の公共施設で配布するなど、あらゆる機会、媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

被害想定では、屋内収容物による死傷者が最大で122人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要がある。

また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されていることから、食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

自助の備えとして各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策や日常備蓄の実施、防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による市民の防災力向上を図っていく必要がある。

- ◆ 家具転倒防止器具支給実績 8,565世帯（平成21年度～平成23年度）
- ◆ 家具転倒防止器具取付支援実績 907世帯（平成21年度～平成23年度）
- ◆ 1年間の防災訓練体験者数 3,549名（小平消防署、令和2年度）

- ・家具転倒防止対策など、家の中の地震対策をしている割合 67.6%
  - ・家庭で3日分以上の飲食料の備蓄を行っている割合 51.1%
- （第19回小平市政に関する世論調査報告書より）

引き続き意識啓発を継続し、市民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

また、過去の災害から、女性の視点を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。

## 2. 地域による共助の推進

現在、市内には72の自主防災組織があり、各地域において防災訓練を年1回以上実施するなど、自主的な取組が進められている。

また、地域において意欲的な防災活動を継続して実施している自主防災組織が「東京防災隣組」として都から認定を受けている。

- ◆ 自主防災組織の結成数 72組織（令和3年4月現在）
- ◆ 東京防災隣組（※）の認定 1団体（令和3年4月現在）  
（※）平成30年度から事業停止中

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が最大で104人発生すると想定されており、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織等の結成、活動の活性化を一層推進していくことが必要である。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

## 3. 消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

市内では、本団と9の分団で構成する小平市消防団に151人の消防団員が所属しており、実災害を想定した訓練を実施している。

- ◆ 消防団員数 151人（条例定数151人）（令和3年4月現在）
- ◆ 消防団の放水装備 ポンプ車9台、可搬ポンプ9台（令和3年4月現在）

市は、延焼遮断帯となる十分な幅員を有する道路が少ないこと、木造建物が集中している地域を有していることなどから、消防力が劣勢となる場合においては、ひとたび出火すると広範囲に延焼拡大する特性を有している。

被害想定では、建物焼失棟数が最大で4,826棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、減災には初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

#### 4. 事業所による自助・共助の取組

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。市では、災害時に消防署と連携して事業所の自衛消防隊による消火、充水活動を行う協定を締結している。また、消防署において、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

- ◆ 震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定 3件
- ◆ 火災等災害時の消防ふれあいネットワーク応援協定 8件

発災時において事業所は、地域の一員としての避難行動や救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

被害想定では、最大約5万8千人の避難者や約3万8千人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

#### 5. ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被害状況把握、避難所運営など、発災時において多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、市では、総合防災訓練の実施に合わせて、小平市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの避難所の運営支援やがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

被害想定では最大約5万8千人の避難者と最大63万トンのがれきの発生が想定されており、発災時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。

- ◆ ボランティア活動に関する協力協定 6件
- ◆ 警視庁交通規制支援ボランティア登録者数 小平警察署 7人
- ◆ 東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数 小平消防署 81人
- ◆ 国際交流協会語学ボランティア登録者数 36人

(令和3年3月現在)

## 第2節 取組の方向性

### 1. 自助による市民の防災力向上

市民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災ブック等を活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性の視点を反映した防災対策の充実を図っていく。

また、市民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

さらに、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

### 2. 地域による共助の推進

地域防災の中心を担う自主防災組織の設置促進を積極的に図り、関係機関等と連携しながら地域の共助を推進していく。

また、東京都と連携し、防災の専門家の派遣や、自主防災組織の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していくほか、災害時の市民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していくよう努めていく。女性の防災人材を育成することにより、発災時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していくとともに、地域における避難行動要支援者対策を推進していく。

### 3. 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防署等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。また、ポンプ車及び可搬ポンプによる効率的な震災消防活動が実施できるよう実践的な訓練を推進していく。

さらには、「消防団協力事業所」の認定を推進していく。

### 4. 事業所による自助・共助の取組

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所防災計画の実効性を確保する。また、近隣住民との連携協力体制の構築を推進し、地域全体の自助・共助体制を推進する。

また、小平消防署による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

## 5. ボランティア活動の支援体制づくりの推進

---

発災時のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、小平市社会福祉協議会等や都との連携を強化するとともに、総合防災訓練等において小平市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

**第3節 具体的な取組**

**《予防対策》**

《対策一覧》

- 1 自助による市民の防災力向上
- 2 地域による共助の推進
- 3 消防団の活動体制の充実
- 4 事業所による自助・共助の強化
- 5 ボランティアとの連携
- 6 市民・行政・事業所等の連携

**1. 自助による市民の防災力向上**

**1-1. 市民による自助のための防災対策**

発災時、「自らの命は自らが守る」ために、市民一人ひとりが災害に対する正しい認識を持ち事前の対策を心がけるとともに、災害時の行動力を高めることが重要である。そのために必要な次の防災対策を推進する。

図表 II-11 市民による自助のための防災対策

主 体	内 容
市 民	<p>《自助の対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家屋・建築物、その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>◆ 日頃からの出火の防止</li> <li>◆ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備</li> <li>◆ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止</li> <li>◆ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策</li> <li>◆ 水（1日1人3Lを目安）、非常用食料、医薬品、眼鏡等、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備</li> <li>◆ 災害が発生した場合の家族の避難場所・連絡方法・役割分担の確認</li> <li>◆ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</li> <li>◆ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備</li> <li>◆ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）</li> <li>◆ 停電への備え</li> <li>◆ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</li> <li>◆ 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</li> <li>◆ 地域で発生した過去の災害から得られる教訓の伝承</li> <li>◆ 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</li> <li>◆ 町会や自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力</li> <li>◆ 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者登録名簿」への登録、個別避難計画の作成及び個別避難計画情報</li> </ul>

	<p>の避難支援等関係者等への事前提供についての同意及び迅速な避難への備え</p> <p>◆ 動物を飼養している場合には、動物のしつけ、予防注射・ワクチン等の接種、備蓄品・飼養用具の用意、預け先の確保などの準備</p>
--	---

**1-2. 防災意識の啓発**

市、及び関係機関は、市民の危機意識を喚起するとともに、市民自らが「防災の担い手」であることの自覚を高め、事前対策や地域の相互協力体制強化等、事前の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

また、被害想定では、市に津波による被害は想定されていないものの、発災時に沿岸地域にいる市民の津波被災は想定されることから、日頃から市民に津波防災に関する知識の普及啓発を行う。

**(1) 小平市が取り組む内容(防災危機管理課、環境政策課)**

**図表 II-12 小平市が取り組む防災意識啓発の内容**

項 目	内 容
印刷物等による広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 月2回発行する「市報こだいら」による普及啓発</li> <li>◆ 防災パンフレット等の作成・配布</li> <li>◆ 地域防災マップの作成・配布を通じた地域の実態把握と地域特性に応じた対策案の検討</li> </ul>
インターネットを活用した広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市のホームページ内の防災ページ「災害に備えて」等において、以下のコンテンツの拡充                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助・共助の重要性</li> <li>・ 自主防災組織の育成推進、地域防災力の向上</li> <li>・ 防災や要配慮者支援に係る実践事例の紹介</li> <li>・ 動物飼い主への動物の適正な飼養、災害時の備えなど</li> </ul> </li> <li>◆ 市メールマガジンの配信や SNS による普及啓発</li> </ul>
防災講習会・講演会・セミナー等による普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市職員を講師とする防災講習会、デリバリーこだいら等を開催し、以下の内容の啓発を図る                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助・共助の重要性</li> <li>・ 自主防災組織の育成推進、地域防災力の向上</li> <li>・ 防災や要配慮者支援に係る実践事例の紹介</li> <li>・ 津波防災に関する知識の普及・啓発</li> <li>・ 動物飼い主への動物の適正な飼養、災害時の備えなど</li> </ul> </li> </ul>

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-13 東京都関係機関が取り組む防災意識啓発の内容

関係機関	内 容
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会(トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等)の実施</li> <li>◆ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知</li> <li>◆ 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、市の取組に対する支援の実施</li> <li>◆ 市職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施</li> <li>◆ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施</li> </ul>
東京都 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施</li> </ul>
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施</li> <li>◆ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施</li> <li>◆ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課 Twitter 等への掲載</li> <li>◆ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施</li> <li>◆ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開</li> <li>◆ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進</li> <li>◆ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設を活用した広報の実施</li> <li>◆ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力</li> <li>◆ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</li> <li>◆ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発</li> <li>◆ 「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)の実施</li> <li>◆ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導</li> <li>◆ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発</li> </ul>

## (3) 市域に係る関係機関が取り組む内容

図表 II-14 市域に係る関係機関が取り組む防災意識の啓発内容

関係機関	内容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災展及び地域防災訓練等での災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布</li> <li>◆ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用方法等の紹介</li> </ul>
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布</li> </ul>
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進</li> <li>◆ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介</li> </ul>
ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供</li> <li>◆ 災害対策関連機器・サービスの紹介</li> </ul>
各 放 送 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成</li> <li>◆ 家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載</li> </ul>
東 京 ガ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介</li> <li>◆ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、及びホームページへの掲載</li> </ul>
東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載</li> <li>◆ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載</li> <li>◆ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載</li> </ul>

## 1-3. 防災教育・防災訓練の充実

市、及び関係機関は、市民に対し、幼児期から社会人に至るまで、段階に応じた総合的な防災教育を推進し、生涯にわたって自助・共助の重要性に触れることのできる機会の提供に努める。

防災知識の普及等にあたっては、性別や年代別による視点やニーズの違いに配慮し、特に女性の参加を促すとともに、女性や青少年等も含めた多様な防災リーダーを育成するよう努める。

また、市民や自主防災組織、職員等を対象とした防災訓練を充実させる。実施に際しては、周知・広報に力を入れ、訓練参加者の増加を図る。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-15 小平市が取り組む防災教育・防災訓練の内容

項目	内容
市民の自助の促進 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進</li> <li>◆ 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上推進</li> </ul>
市民の共助の促進 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主防災組織の育成指導</li> <li>◆ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援</li> <li>◆ 自治会や自主防災組織等の市民主体による避難所運営訓練</li> <li>◆ 市が実施する総合防災訓練等への要配慮者とその家族の参加促進・支援</li> </ul>
市内児童・生徒に対する防災教育 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防署等と連携した防災教育の推進</li> </ul>

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-16 東京都関係機関が取り組む防災教育・防災訓練の内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ テロ対策のために全警察署に展開している地域版パートナーシップを、震災対策に活用した研修会の実施</li> <li>◆ 合同訓練の実施</li> <li>◆ 幼稚園・小・中・高校を対象とした防災教育の推進</li> </ul>
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<p>《防災教育》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進</li> <li>◆ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨</li> <li>◆ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施</li> <li>◆ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施</li> <li>◆ 市民等に対する、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備</li> <li>◆ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上</li> <li>◆ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施</li> </ul> <p>《防災訓練》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車等を活用した身体防護・出火防止訓練の推進</li> <li>◆ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練、まちかど防災訓練等、実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した訓練の実施</li> <li>◆ 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進</li> <li>◆ 町会・自治会本部を中心に、民生委員児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防団と連携した防災訓練の実施</li> <li>◆ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施</li> <li>◆ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進</li> <li>◆ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実</li> </ul> <p>《火災防止・初期消火に関する防災教育・訓練》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進</li> <li>◆ 出火防止等に関する教育・訓練の実施</li> </ul>
--	---

**1-4. 外国人支援対策**

市、及び関係機関は、在住・在勤外国人に対し平常時から防災知識の普及・啓発を実施するとともに、地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進する。

**(1) 小平市が取り組む内容**

図表 II-17 小平市が取り組む外国人支援対策の内容

項 目	内 容
防災知識の普及 (防災危機管理課、 文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市国際交流協会と連携し、在住・在勤外国人への防災知識の普及と啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在住外国人参加の防災訓練、防災講座の開催</li> <li>・ 多言語対応防災マニュアル・防災マップの作成</li> <li>・ 都が提供する防災に関する動画コンテンツを用いて、外国人が多く集まる場所での情報提供の実施</li> </ul> </li> <li>◆ 在住外国人に対する地域で開催される防災訓練への参加案内・周知徹底</li> <li>◆ 防災訓練に参加する在住外国人に対するサポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市国際交流協会の語学ボランティア（翻訳・通訳チーム）等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人に対する支援を推進</li> </ul> </li> </ul>
初動・避難対策 (所管各課、 防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時に必要となる以下の情報に関する多言語表記の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火器等、初期消火機材</li> <li>・ 街区表示板</li> <li>・ 避難道路標識</li> <li>・ 避難所案内板等、避難所施設標識</li> <li>・ 避難所施設内掲示物</li> </ul> </li> </ul>
外国人労働者対策 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人を多く雇用する市内事業所に対し、在勤外国人に対する防災講座・防災訓練等の広報・チラシの配付、情報提供の実施</li> </ul>
関係機関との連携体制の確認 (生活支援課、 文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時に語学ボランティアの要請等で連携や調整が必要となる小平市社会福祉協議会や小平市国際交流協会との連携体制について確認する。</li> </ul>

## 2. 地域による共助の推進

首都直下地震等の大規模地震の発生時において、被害を最小限にするためには、地域特性や地域の事情に精通した自主防災組織等の活動がきわめて重要である。

このため、市、及び関係機関は、市民に対し、自主防災組織の活動紹介や広報により積極的に取り組むとともに、組織の育成・指導に力を注ぎ、自主防災組織への市民参加の促進と、組織の活動の質の向上及び活性化を図る。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を、都と連携し実施するよう努める。

### 2-1. 自主防災組織、関係機関及び小平市が連携して取り組む内容

図表 II-18 自主防災組織、関係機関、小平市が連携して取り組むべき内容

関係機関	内 容
自主防災組織 関係機関 小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底</li> <li>◆ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施</li> <li>◆ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄</li> <li>◆ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知</li> <li>◆ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の構築</li> <li>◆ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の構築</li> <li>◆ 学校法人と連携した、災害時に学生がボランティアとして活動する体制の強化、推進</li> </ul>

### 2-2. 小平市が取り組む内容

図表 II-19 小平市が取り組む共助の取組推進に係る内容

関係機関	内 容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住民への積極的な支援・助言により、自主防災組織の組織化を推進</li> <li>◆ 自主防災組織の運営、資器材整備に関する支援</li> <li>◆ 自主防災組織の防災リーダーの育成</li> </ul>

### 2-3. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-20 東京都関係機関が取り組む共助の取組推進に係る内容

関係機関	内 容
東京都 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市や自主防災組織等による消火栓等を活用した自主的な応急給水のための応急給水用資器材の貸与及び避難所応急給水栓の設置等</li> </ul>
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ テロ対策のための地域版パートナーシップを、震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組の実施、及び地域特性に応じた地域防災力強化の推進</li> </ul>

東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進</li> <li>◆ 市と連携した自主防災組織の活性化の推進</li> <li>◆ 防災意識の啓発</li> <li>◆ 防災教育・防災訓練の充実</li> <li>◆ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進</li> <li>◆ 初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施</li> <li>◆ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催</li> </ul>
----------------	---

### 3. 消防団の活動体制の充実

消防団は、公助を担う消防機関であると同時に、地域における共助活動の中心的存在でもある。

市及び関係機関は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、消防団の充実強化を図るため、消防団員の確保について取り組むとともに、消防団員が意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境整備、装備の充実等を通じて、消防団の活動を支援し、体制の強化に取り組む。

#### 3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-21 小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防団員の確保に関する取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団の存在と活動内容を知ってもらうための広報活動を実施する。</li> </ul> </li> <li>◆ 消防団員の教育訓練                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。</li> <li>・ 上級救命講習の受講を推進し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。</li> <li>・ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。</li> <li>・ 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立に配慮しつつ、能力開発の促進を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 消防団資機材等装備の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動に必要な資機材や消防ポンプ車等を計画的に整備し、装備の充実を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 地域等と連携した防災対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団に積極的に協力している市内事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。</li> <li>・ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul>

#### 4. 事業所による自助・共助の強化

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全の確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して、様々な対策を講じておくことが必要である。

市、及び関係機関は、地域事業者との協定締結や事業者との合同訓練の実施等、顔の見える関係づくりに取り組むよう努める。また、関係機関による事業所防災計画の作成支援・促進により、事業者の防災力向上に努める。

##### 4-1. 事業所が取り組む内容

図表 II-22 事業所が取り組む自助・共助の強化に係る内容

主 体	内 容
事 業 所	<p>《一般利用客の保護》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一般利用客の利用が想定される場合、首都直下地震帰宅困難者対策協議会が設置したガイドライン（※）に基づき、利用客の保護に関する計画を策定し、事業所防災計画（※）や、事業継続計画（BCP）等に反映する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その際、可能な限り他企業との連携、行政との連携、地域における帰宅困難者対策の取組について計画で明記する。</li> </ul> </li> <li>◆ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</li> </ul> <p>《自社内の防災対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社屋内外の安全・防災対策</li> <li>◆ 従業員の安全確保・安否確認体制の整備</li> <li>◆ 防災資器材や水・食料等、非常用備蓄（従業員数3日分を目安）の確保</li> <li>◆ 重要業務継続のためのBCP策定</li> <li>◆ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</li> </ul> <p>《地域との連携・協力体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 組織力を生かした地域社会への参加による防災力向上への貢献（救助活動、避難所運営、自主防災組織等との連携）、帰宅困難者対策の確立</li> <li>◆ 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献体制の構築</li> <li>◆ 小平商工会との情報共有体制の構築</li> </ul>

【「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」】

- ◆ 平成24年9月に首都直下地震帰宅困難者対策協議会が設置したガイドライン

**【事業所防災計画】**

- ◆ 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び市区町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

**4-2. 小平市が取り組む内容**

**図表 II-23 小平市が取り組む事業所の自助・共助の強化に係る内容**

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。</li> <li>・ 広報誌や防災展等において、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について広く啓発に努める。</li> </ul>

**4-3. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容**

**図表 II-24 東京消防庁小平消防署が取り組む事業所の自助・共助の強化に係る内容**

関係機関	内 容
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実・強化</li> <li>◆ 事業所の救出・救護活動能力の向上</li> </ul> <p>《自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。</li> <li>・ 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。</li> <li>・ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。</li> </ul> <p>《自衛消防組織の設置義務のある事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。</li> <li>・ この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</li> </ul> <p>《防火管理者の選任を要する事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。</li> <li>これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。</li> </ul> <p>《防災管理者の選任を要する事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。</li> <li>これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。</li> </ul> <p>《防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所》</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。</li> <li>◆ 事業所防災計画の作成・指導             <ul style="list-style-type: none"> <li>《防火管理者の選任を要する事業所》</li> <li>・ 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災に備えての事前計画</li> <li>● 震災時の活動計画</li> <li>● 施設再開までの復旧計画</li> </ul> </li> <li>《防災管理者の選任を要する事業所》</li> <li>・ 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前3事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。</li> <li>《防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所》</li> <li>・ 小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。</li> <li>《防災対策上重要な施設》</li> <li>・ 都市ガス、電気、鉄道等防災上重要な施設（6業種 36 事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導</li> <li>◆ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等の実施</li> <li>◆ 市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及</li> </ul>
--	---

## 5. ボランティアとの連携

市、及び関係機関は、災害発生時に被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、都や各関係ボランティア、NPOをはじめとした市民活動団体と日頃から連絡・連携体制を確立しておくよう努める。

### 5-1. 一般ボランティアの活動支援に係る小平市災害ボランティアセンター等との連携

図表 II-25 小平市、関係機関、小平市災害ボランティアセンター等が連携して取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成を行う。</li> <li>◆ 東京都災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施する。</li> <li>◆ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心とした市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。</li> <li>◆ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保する。</li> </ul>
東京ボランティア・市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成</li> <li>◆ 東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施</li> <li>◆ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進</li> </ul>
小平市社会福祉協議会 (小平市災害ボランティアセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京都及び東京ボランティア・市民活動センターと連携し、災害ボランティアコーディネーターを確保する。</li> <li>◆ 小平市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。</li> <li>◆ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築しておく。</li> <li>◆ 平常時から、地域ニーズの把握に努め、防災、減災活動や要配慮者の問題に対する啓発活動をコーディネートする。</li> </ul>
小平市国際交流協会 (小平市災害時外国人支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 語学ボランティアの事前登録を推進し、語学ボランティアの確保に努める。</li> <li>◆ 小平市災害ボランティアセンターと連携し、小平市災害時外国人支援センターの運営訓練等を実施する。</li> </ul>
小平市 (生活支援課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市社会福祉協議会等との連携による災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。</li> <li>◆ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築しておく。</li> </ul>

#### 【小平市災害ボランティアセンター】

- ◆ 災害発生時に市と災害協定を締結している小平市社会福祉協議会が連携し、被災者・被災地支援のために活動するボランティア活動を効果的・効率的に行うための、臨時のボランティアセンターをいう。

**5-2. 各種ボランティアとの連携**

都及び関係各機関では、各ボランティアの事前登録制度を採用し、ボランティアの拡充を推進している。市は、関係ボランティアとの連携を図る。

**(1) 東京都防災ボランティア等**

**図表 II-26 東京都防災ボランティア等の概要**

ボランティア名	都所管局	資格要件	内 容
防災（語学）ボランティア	生活文化局	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	都市整備局	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めたと者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都市整備局	宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	建設局	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

**(2) 交通規制支援ボランティア**

**図表 II-27 交通規制支援ボランティアの概要**

関係機関	資格要件	内 容
警視庁 小平警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動</li> <li>2. 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</li> <li>3. その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</li> </ol>

(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア

図表 II-28 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要

関係機関	資格要件	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護に関する知識を有する者</li> <li>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</li> <li>3 元東京消防庁職員</li> <li>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</li> </ol>	<p>1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施</p> <p>2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p>

(4) 赤十字ボランティア

図表 II-29 赤十字ボランティアの概要

関係機関	ボランティア名	資格要件	内容
日赤 東京都支部	赤十字災害救護ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を終了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによるお救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	地域赤十字奉仕団	地域において組織された奉仕団	災害時には市と連携し避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
	特別赤十字奉仕者	学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を活かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	赤十字個人ボランティア	日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能活動期冒頭により被災者等への支援活動の実施

## (5) 協力協定によるボランティア

図表 II-30 協力協定ボランティアの概要

関係機関	協力協定の名称	内 容
小平市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定	小平市災害ボランティアセンターを設置し、以下の活動を行う。 ①災害ボランティアの受入れ、派遣 ②災害時の避難所の運営、維持等に対する支援及び協力 ③自宅で生活している被災者に対する支援及び協力 ④その他、災害応急復旧及び復興に関する支援
東京都理容生活衛生同業組合小平支部	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	避難所、在宅避難者のうち身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者に対して、理容サービス業務の提供を行う。
東京都美容生活衛生同業組合小平支部	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定	避難所、在宅避難者のうち身体的理由により美容所へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者に対して、美容サービス業務の提供を行う。
白梅学園 白梅学園大学・ 白梅学園短期大学	災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定	避難所において避難所運営全般に関するボランティア活動を実施する。
津田塾大学	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	避難所等における外国人に対する語学支援活動を実施する。
小平市国際交流協会	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	避難所等における外国人に対する語学支援活動を実施する。

## 6. 市民・行政・事業所等の連携

市民、自主防災組織等、自治会・町会等地域コミュニティ、行政、事業所等において、個別に実施されていた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力し合える「顔の見える関係」とネットワークを構築する。

### 6-1. 小平市及び協力機関等が連携して取り組む内容

図表 II-31 小平市、協力機関等が連携して取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課) 協力機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の構築・推進</li> <li>◆ 自治会・町会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど、地域防災体制の強化促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置等、情報連絡体制の確保</li> </ul> </li> <li>◆ 合同防災訓練の実施</li> <li>◆ 地区防災計画の作成の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民等から提案があった場合、必要があると認められれば、市地域防災計画の中に位置づける。</li> </ul> </li> </ul>

#### 【地区防災計画】

- ◆ 一定の地区内の居住者及び事業者が共同して行う防災活動に関する計画。  
 自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力の向上を図るものであり、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。市地域防災計画の中に地区防災計画が規定されることによって、公助と共助による防災活動が連携し、地域における防災力を向上させることを目的としている。

### 6-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-32 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施推進</li> </ul> </li> </ul>

《**応急対策**》

《対策一覧》

- 1 自助による応急対策の実施
- 2 地域による応急対策の実施
- 3 消防団による応急対策の実施
- 4 事業所による応急対策の実施
- 5 ボランティアとの連携

**1. 自助による応急対策の実施**

1-1. 市民自らが取り組む内容

図表 II-33 市民自らによる応急対策の内容

主 体	内 容
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害発生時には、まず自身と家族の安全を確保したうえで、次に出火防止に努める。</li> <li>◆ 災害情報、避難情報の収集を行う。</li> <li>◆ 避難所においては自主的に活動する。</li> <li>◆ 災害発生後、数日間は上下水道・ガス・電気・電話（固定電話、携帯電話とも）等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いことから、当面は、各家庭で準備した食料・水・生活必需品を活用する。</li> </ul>

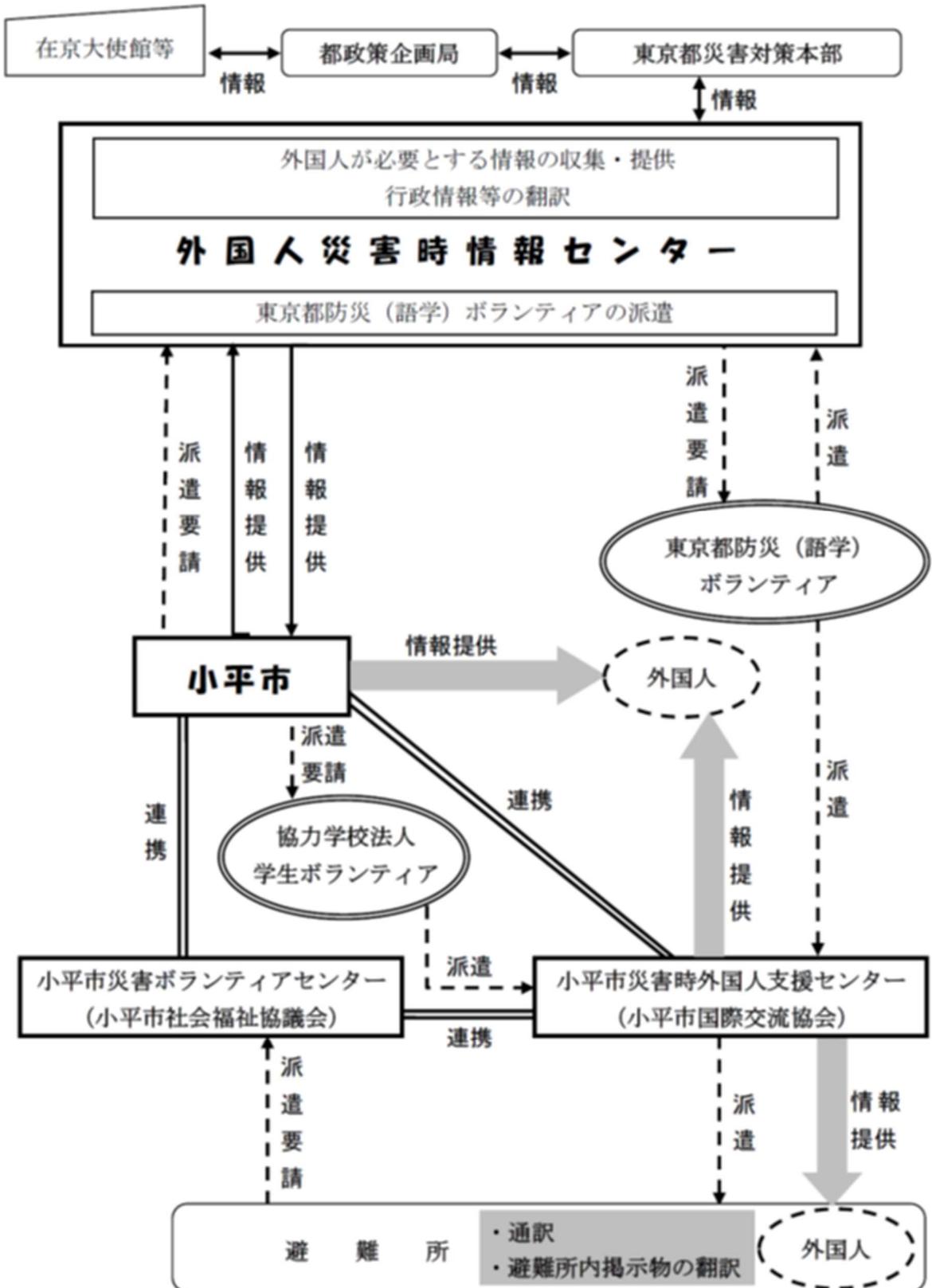
1-2. 外国人の情報収集支援に関して小平市、関係機関が取り組む内容

図表 II-34 外国人の情報収集支援に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	詳 細
小平市 (広報班 物資拠点班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係機関と連携した在住外国人への情報提供</li> <li>◆ 外国人災害時情報センターとの情報交換</li> </ul>
小平市災害 ボランティアセンター (小平市社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市国際交流協会と連携した在住外国人への情報の収集及び提供</li> </ul>
小平市災害時 外国人支援センター (小平市国際交流協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 在住外国人への情報提供</li> <li>◆ 外国人相談窓口の開設</li> <li>◆ 避難所における外国人の支援</li> </ul>
観光関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人旅行者の案内・誘導・情報提供の実施</li> </ul>
東京都	<p>《政策企画局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 在京大使館等との連絡調整</li> </ul> <p>《総務局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。</li> <li>◆ Lアラートを利用して、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。</li> </ul> <p>《生活文化局》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人災害時情報センター業務の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応</li> <li>◆ (一財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施 《産業労働局》</li> <li>◆ 外国人旅行者に対する情報提供への協力</li> </ul>
--	--

図表 II-35 外国人災害時情報センターの概要



## 2. 地域による応急対策の実施

### 2-1. 地域の自主防災組織、消防団及び事業所が取り組む内容

図表 II-36 地域の応急対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
自 主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）</li> <li>◆ 安否や被害についての情報収集</li> <li>◆ 初期消火活動（市民消火隊による活動）             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。</li> <li>・ 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。</li> </ul> </li> <li>◆ 救出・救護活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。</li> <li>・ 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施する。</li> <li>・ 負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所等への搬送を実施する。</li> </ul> </li> <li>◆ 住民の避難誘導活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団等と連携した避難誘導を実施する。</li> </ul> </li> <li>◆ 避難行動要支援者の避難支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難の支援を実施する。</li> </ul> </li> <li>◆ 避難所運営支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 自治体及び関係機関からの災害に関する情報の市民への伝達</li> <li>◆ 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」参照）</li> </ul>
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防署隊と連携した消火活動</li> <li>◆ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動</li> <li>◆ 災害情報の収集・伝達活動</li> <li>◆ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等</li> </ul>
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援</li> </ul>

### 3. 消防団による応急対策の実施

#### 3-1. 消防団が取り組む内容

図表 II-37 消防団が取り組む応急対策の内容

関係機関	内容
消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。</li> <li>◆ 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、消防団本部等に伝達する。</li> <li>◆ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。</li> <li>◆ 消防署隊の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。</li> <li>◆ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</li> <li>◆ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</li> </ul>

### 4. 事業所による応急対策の実施

#### 4-1. 事業所が取り組む内容

図表 II-38 事業所が取り組む応急対策の内容

主 体	内 容
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。</li> <li>◆ 出火防止を実施する。</li> <li>◆ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。</li> <li>◆ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。</li> <li>◆ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。</li> <li>◆ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。</li> <li>◆ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。</li> </ul>

## 5. ボランティアとの連携

### 5-1. 小平市及び関係機関が取り組む内容

図表 II-39 ボランティアとの連携に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (援護班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉協議会等との協働による小平市災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>◆ ボランティア活動支援にあたっては、地域の事情に精通した市のボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。</li> <li>◆ 避難所におけるボランティアニーズを把握する。</li> </ul>
小平市災害ボランティアセンター (小平市社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターが中心となり運営する。</li> <li>◆ 市民活動団体等との連携</li> <li>◆ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による、不足する資器材やボランティア等の確保</li> </ul>
小平市災害時外国人支援センター (小平市国際交流協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市災害ボランティアセンターと連携し、小平市災害時外国人支援センターを設置し、語学ボランティアによる支援活動を行う。</li> </ul>
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 交通規制支援ボランティアへの支援要請</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京消防庁災害時支援ボランティア参集受付の設置</li> <li>◆ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請</li> </ul>

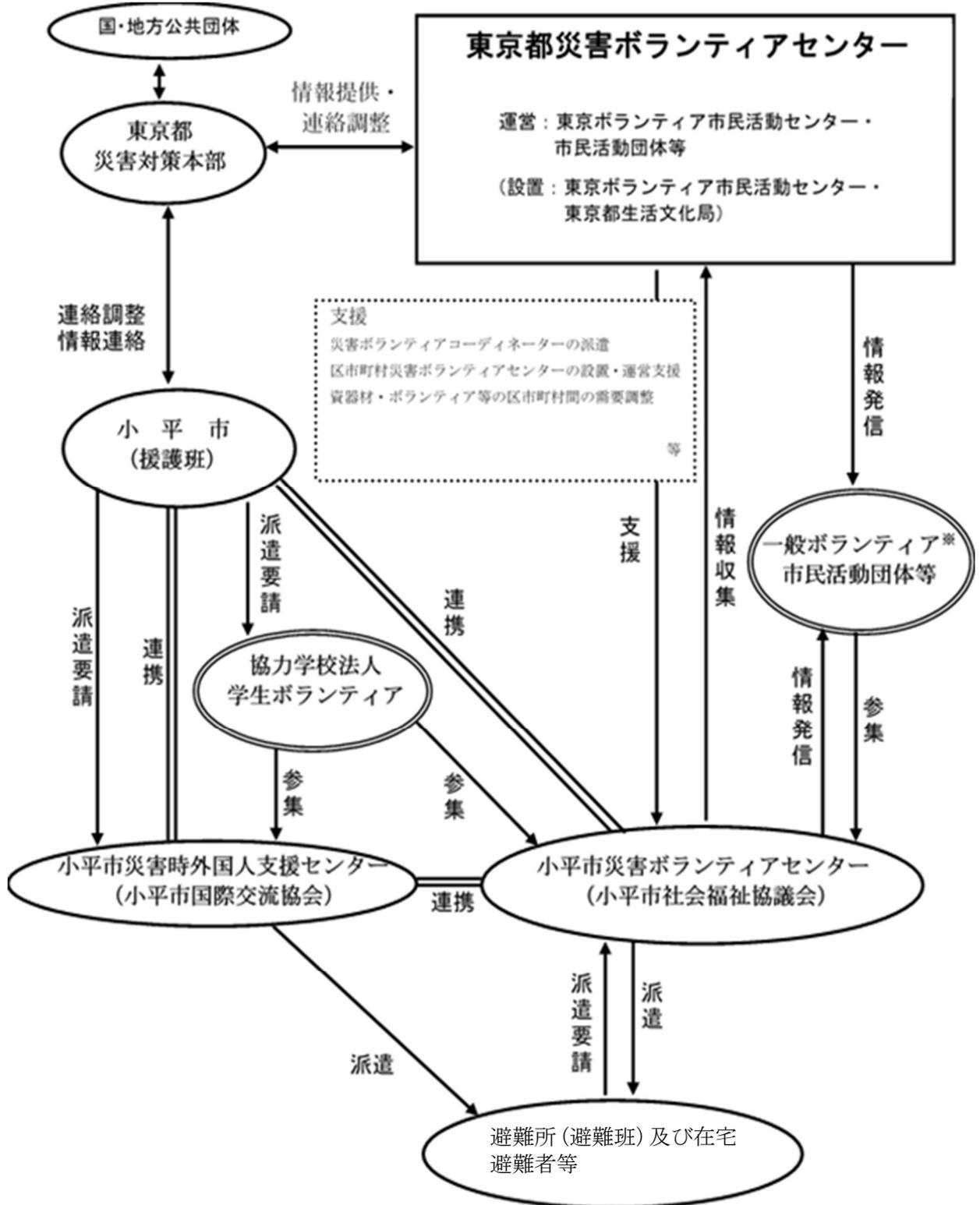
### 5-2. 東京都防災ボランティア等が取り組む内容

図表 II-40 東京都防災ボランティア等が取り組む内容

関係機関	内 容
防災(語学)ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</li> </ul>
応急危険度判定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</li> </ul>

被災宅地危険度判定士	◆ 都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	◆ 震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	◆ 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	◆ 東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時は、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

図表 II-41 ボランティア派遣の流れ



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供するボランティア（避難所運営支援やがれき撤去）

## 第3章 安全な都市づくりの実現

### 第1節 現状と課題

【被害想定】

被害項目	想定される被害
建物全壊倒壊棟数	2,322棟
建物焼失棟数	4,826棟

#### 1. 地震に強いまちづくりの推進

平成29年3月に改定した「小平市都市計画マスタープラン」で定める安全・安心なまちづくりの方針に基づき、災害に強いまちづくりを推進している。

災害に強い都市構造の構築は、道路、駅、公園などの公共空間、建築物、緑等の複数要素の総合的整備によって実現されるものであり、日常的なまちづくりを進めていく中で防災の視点を常に考えて、まちづくりに取り組む必要がある。そのため、市街地開発事業のまちづくりの手法を取り入れながら、延焼遮断帯の形成、オープンスペースの確保、まち全体の不燃化などに努め、燃えない、燃え広がらない防災性の高い安心して住めるまちづくりを進めてきている。

#### 2. 市街地の不燃化

地域内の不燃化を図ることを目的とし、防災上重要な地域（避難所周辺や避難路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努めている。また、延焼遮断帯としての機能を有する幹線道路の整備や緑地等のオープンスペースの保全、確保に努めている。

- ◆ 都市計画道路の整備状況：43.1％（令和3年3月31日現在）
- ◆ みどり率：29.6％（市内における緑被地割合・平成29年10月現在・小平市第三次みどりの基本計画より）
- ◆ 不燃化率：55.6％  
（「東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域」建物棟数に占める耐火・準耐火造割合（建築面積ベース））

火災の延焼を遮断する都市計画道路の整備を進めるとともに、公園や生産緑地の保全、確保に努め、延焼遮断帯の機能強化を図る必要がある。併せて、不燃化率の向上に向け、防災性の高い建築物への建替えを促進していく必要がある。

#### 3. 建築物の耐震化及び安全対策

平成29年2月に改定した「小平市耐震改修促進計画（平成28年度～令和7年度）」に基づき、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進すると

もに、建築物の安全対策を促進している。

震災時に避難所となる学校等や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な市有建築物の耐震化は既に完了している。

また、木造住宅の耐震化の促進を図るべく、木造住宅耐震診断費用補助や木造住宅耐震改修費用補助制度を実施している。さらに、建物内の安全化を図るため、家具転倒防止器具助成事業を実施した。

◆	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年3月東京都条例第36号）に規定する特定沿道建築物の耐震化状況（令和3年3月31日現在）
・	対象建築物：11棟
・	耐震診断終了：11棟
・	耐震改修等終了：6棟（54.5%）
◆	木造家屋の割合：82.5%（平成31年1月1日現在 東京都統計年鑑より）
◆	家具転倒防止器具支給実績：8,565世帯 ※平成21～23年度に実施

公共施設に関しては、老朽化が進んでおり、重要な防災拠点となる施設を中心に改修・改築を含め設備更新を計画的に進める必要がある。

住宅に関しては、居住者の高齢化による建替え意欲の低下や、少子化により居住者不在のまま老朽化した空き家の増加、敷地面積や接道の問題で建替えが困難な場合などがあり、改善が進みにくい状況となっている。小平市耐震改修促進計画に定める目標に向け、さらに施策を講じていく必要がある。

また、建物内での安全化を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の必要性について啓発を行い、より一層推進していく必要がある。

#### 4. 出火、延焼等の防止

市街地においては、初期消火の徹底を図っても、相当数の火災が発生し、延焼火災となることが予想されるため、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図っている。

◆ 消防水利の現況等			令和3年4月1日現在					
区分	消火栓		排水栓	防火水槽	プール	受水槽	貯水池	その他
	公設	私設						
基数	1,542	33	58	599	42	55	0	48
◆	用水路の消防水利としての指定状況：13か所、1路線							
◆	市が設置した街頭消火器の現況：717本							
◆	消防水利の充足率：平常時95.1%、震災時96.7%							

震災時には、ブロック塀の倒壊等による道路閉塞やがれきの散乱等により、消防車両が進入できず、消火活動が困難となる地域が生じる可能性がある。

住宅が集中している地域における消火活動を円滑に行うため、資機材の適正な配備、消防水利としての用水の活用などをさらに進めていく必要がある。

## 第2節 取組の方向性

### 1. 建築物の耐震化及び安全対策の促進

平成29年2月に改定した小平市耐震改修促進計画に掲げる目標値に向け、民間特定建築物及び住宅の耐震診断、耐震改修を促進するとともに、震災時において救出・救助や消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える特定緊急輸送道路が、沿道建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、所有者等に対し耐震改修等への補助や意識啓発を行い、耐震化を促進する。

- ◆ 民間特定建築物：耐震性が不十分なものをおおむね解消する（令和7年度）
- ◆ 住宅：耐震性が不十分なものをおおむね解消する（令和7年度）
- ◆ 特定緊急輸送道路沿道建築物：100%（令和7年度）

### 2. 市街地の不燃化促進及び狭あい道路の解消

市街地の不燃化を促進するため、市街地開発事業による、まちの変化に適応する様に、防火地域等の指定をしていく。

小平市第四次長期総合計画及び小平市都市計画マスタープランで定める安全・安心なまちづくりの方針に基づいた地区計画制度等を活用することで、不規則な密集市街地化を防ぎ、健全な市街地の進展に努める。

延焼遮断帯や避難路、消火活動のための空間としての機能強化のため、都市計画道路の整備を進めるとともに、災害に強いまちづくりのために区画道路の整備を行う。狭あい道路については、開発行為による指導等により拡幅整備を図り、災害時の避難路、緊急車両の乗り入れ、消防活動の空間を確保する。また、農地や生産緑地の保全等により市街地におけるオープンスペースの確保に努め、道路網と併せて防災ネットワーク化を図る。

**第3節 具体的な取組**

**《予防対策》**

《対策一覧》

- 1 安全に暮らせるまちづくり
- 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進
- 3 長周期地震動への対策の強化
- 4 出火・延焼等の防止

**1. 安全に暮らせるまちづくり**

**1-1. 地域特性に応じた防災まちづくり**

市では、災害の発生に備え、安全な市街地整備に配慮して都市計画及び公共事業を実施するとともに、公園や緑地・農地の保全を通じて安全なまちづくりを推進する。

**(1) 地震に強いまちづくりの推進**

**① 基本方針**

「小平市都市計画マスタープラン」（平成11年10月策定、平成29年3月改定）は、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意向を反映して行う市のまちづくりの将来像と実現までの道筋を示すものである。

市では、来たるべき災害に備え、次に示すマスタープランの安全・安心なまちづくりの方針に沿って、災害に強いまちづくりを推進する。

**図表 II-42 小平市都市計画マスタープランにおける安全・安心なまちづくりの方針**

- ◆ 安全な避難路の確保
- ◆ 建築物の不燃化が進んだ市街地の形成
- ◆ 密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進
- ◆ 建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進
- ◆ 防災機能に配慮したオープンスペースなどの確保
- ◆ 局地的大雨等対策の推進

**② 小平市における具体的な推進方策**

**1) 安全な避難路の確保**

**図表 II-43 安全な避難路の確保に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内 容
小 平 市 （ 都 市 計 画 課 、 道 路 課 、 建 築 指 導 課 ）	《幹線道路》 ◆ 幹線道路沿道は、延焼遮断帯としての整備を基本とし、建築物の不燃化、耐震化を誘導することにより、延焼遮断帯及び避難路としての機能強化を図る。 ◆ 幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図るとともに、救援・消防活動にも有効な地域幹線道路の整備を進める。 《区画道路》 ◆ 区画道路は、平常時は地区住民の日常生活のために利用するための道路であるが、震災時には地域の避難・救助活動あるいは延焼防止の機能を有していることから、震災時におけるこれらの機能を確保するため、計画的・総合的な整備を図る。

	<p>《緊急輸送道路》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化に係る経費に対して補助することにより、広域的な避難路及び輸送路の確保を図る。</li> </ul> <p>《ブロック塀》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ブロック塀等の倒壊による避難路の寸断を防止するため、ブロック塀等の改善事業に対し補助を実施する。</li> </ul> <p>《電柱》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時の電柱倒壊による避難路の寸断を防止するため、小平市無電柱化チャレンジプラン（令和2年3月策定）に基づき、たかの台本通り、都市計画道路事業及び市街地再開発事業で計画されている路線について、無電柱化を検討する。</li> </ul>
--	--

**2) 建築物の不燃化が進んだ市街地の形成**

図表 II-44 建築物の不燃化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 用途地域の変更に際し、防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化を進めるなど、火災に強い市街地を形成する。</li> </ul>

**3) 密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進**

図表 II-45 密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 老朽化した木造建築物が密集している地域については、住民の防災意識の向上を図りつつ、必要に応じて地区計画などによる規制、誘導の方策を検討するなど、災害に強いまちづくりを推進する。</li> </ul>

**4) 建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進**

図表 II-46 建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (建築指導課、 道路課、 下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化に係る経費に対して補助することにより、広域的な避難路及び輸送路の確保を図る。</li> <li>◆ 道路・橋りょうは、輸送道路や避難路となるだけでなく延焼遮断帯となるなど多様な機能を有しているため、計画的な修繕や適正な維持管理に努める。</li> <li>◆ マンホールと下水道管の耐震化を図るとともに、下水道システム全体の安全性を高める。</li> </ul>

**5) 防災機能に配慮したオープンスペースなどの確保**

図表 II-47 防災機能に配慮したオープンスペースなどの確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (水と緑と公園課、 都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都市計画公園の整備を推進するとともに、緑地の保全を図る。</li> <li>◆ 生産緑地地区の指定を推進することで、農地の保全を図る。</li> </ul>

6) 局地的大雨等対策の推進

図表 II-48 局地的大雨等対策の推進に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (下水道課、 道路課、 水と緑と公園課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共下水道雨水管きよ整備の推進とともに、雨水貯留・浸透施設の設置促進により、下水道への雨水流入量の抑制を図る。</li> <li>◆ 道路の雨水対策として、歩道舗装については、雨水を道路の路床下に浸透させる透水性舗装の採用を推進していく。</li> <li>◆ その他の公共・公益施設等の雨水対策として、公園の雨水流出抑制の実施や、大規模民間施設及び一般住宅などの雨水流出抑制施設設置の推進に努める。</li> </ul>

(2) 安全な市街地の整備と再開発

① 基本方針

令和3年に策定した「小平市第四次長期総合計画」におけるまちづくりの方向性を踏まえながら、安全な市街地の整備を推進する。

② 小平市における具体的な推進方策

1) 土地区画整理事業の推進

防災、減災の観点から道路、公園等公共施設の整備を図るため、土地区画整理事業による面的整備を推進する。

図表 II-49 土地区画整理事業の取組内容

事業名	内 容
小川四番 土地区画整理事業 (地域整備支援課)	<p>《事業目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本地区は昭和45年に市街化区域となっており、地区周辺においては都心への通勤者のベッドタウンとして、急速に宅地化が進められている。</li> </ul> <p>本地区内においては、幅員1.8mの里道のほか道路らしい道路は無く、大部分が農地として存在しており、公共施設等の整備が極めて立ち遅れている。</p> <p>これらの現状に鑑み、道路を始めとする公共施設を新設又は整備改善することにより、無秩序な市街化の進行を未然に防止し、都市施設の整備された健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(令和3年3月末現在)</p> <p>《事業時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成29年10月～令和4年3月</li> </ul> <p>《事業概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施行面積は約2.3ha</li> <li>◆ 区画道路4路線(約695m)を整備</li> </ul>

**2) 駅前市街地再開発事業の推進**

市内の各駅は、一部の駅周辺において、道路の幅員が狭いなど都市基盤の整備が立ち遅れており、市街地の環境改善の必要性が見られる。

道路等の公共空間が狭あいな状況は、消防活動や震災時の避難救護において支障をきたすことが想定されることから、都市基盤の整備が不十分な地区については、小平市都市計画マスタープランで示された各駅周辺における特性や課題を踏まえ、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、駅前市街地再開発事業を推進する。

**図表 II-50 駅前市街地再開発事業の取組内容**

事業名	内 容
<p>小川駅西口地区市街地再開発事業 (地域整備支援課)</p>	<p>《事業目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本地区は、小平市の西地域の交通結節点であり、当地域の拠点的役割を担うまちづくりが求められているものの、宅地の狭小化、建物の老朽化が進行し、土地の低未利用など、まちの更新・再整備が遅れている状況にある。また、交通広場が未整備であり地区内の道路幅員は狭く、歩車分離もなされていないなど、都市基盤も脆弱な状況である。</li> </ul> <p>これらの現状に鑑み、権利者を主体とする市街地再開発事業により、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、交通広場をはじめとする都市基盤の整備とあわせて、商業・業務や公益施設、住宅などの多様な生活機能が集約する「小平市の西の玄関口」としてふさわしい地域拠点を形成することを目的とする。</p> <p>併せて、住みよい住環境を創出し、安全と防災機能を向上したまちづくりを行う。</p> <p>《事業時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 令和2年4月～令和8年3月（予定）</li> </ul> <p>《事業概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施行面積 約1.2ha</li> <li>◆ 都市計画道路3・4・12号線（交通広場 約3,700㎡を含む）を整備</li> </ul>
<p>小平駅北口地区市街地再開発事業 (地域整備支援課)</p>	<p>《事業目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本地区は交通広場が未整備であり、地区内には狭隘な道路、歩車分離が図れていない道路及び行止り状の道路があり、その沿道には老朽化した建築物が密集している。</li> </ul> <p>また、駅の南北地区を往来する手段が駅舎内の自由通路と駅西側の踏切に限られ、両地区の往来が不自由で、商店街などの生活関連施設も衰退しており、地域拠点・交通拠点としての機能が不足している。</p> <p>このため市街地再開発事業による合理的かつ健全な高度利用により交通広場や、区画道路などを整備するとともに、不燃化した再開発ビルを建築することで、地域の安全性・防災性の向上、都市機能の更新及びにぎわいの創出を図ることを目的とする。</p> <p>《事業概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施行面積 約2.1ha</li> <li>◆ 都市計画道路3・4・19号線（交通広場を含む）を整備</li> </ul>

(3) 都市空間の確保

オープンスペースは、災害発生時には市民の避難場所として、また多様な応援機関の災害活動拠点、物資輸送拠点と多様な活用方法が検討されている。災害時の円滑な運用のため、平常時から活用用途について具体的検討を行う。

① 公園の整備

図表 II-51 公園整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (水と緑と公園課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公園や緑地は、オープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、震災時における延焼遮断あるいは避難地として防災上重要な役割を有している。市は、都市公園法や都市緑地法に基づき、「都市計画公園・緑地の整備方針」による計画的な整備を推進するとともに緑地の保全を図る。</li> <li>◆ 公園について、小平市立公園条例に基づき、住民1人あたり10㎡以上のオープンスペース確保を目指す。</li> <li>◆ 大規模公園（大規模救出救助活動拠点、ヘリコプター活動拠点など）において大型車両の出入りに対応した入り口改修、ヘリコプター離着陸場としても利用可能な広場等の確保・整備について努める。</li> <li>◆ 避難場所指定を受けている公園において、外周部の植栽や入り口の改修、非常用照明施設の整備などを行い、避難場所としての安全性向上を図る。</li> </ul>

図表 II-52 都市計画公園の整備事業内容

事業名	内容
鎌倉公園	<p>《事業概要》</p> <p>昭和38年9月に都市計画決定した鎌倉公園については、農業公園としての整備を予定し、第1期と第2期に分けて段階的に整備する。第1期は既存の農地を活かした農にふれあうエリアや防災機能を有した広場などのオープンスペース約2.0haを整備し、農地の保全と地域の防災機能の向上を図る。</p>
鷹の台公園	<p>《事業概要》</p> <p>昭和38年9月に都市計画決定した鷹の台公園について、約1.3haを整備する。鷹の台駅前としての立地特性を生かして、まちの活性化や防災機能の向上など、魅力的なオープンスペースの創出を図る。</p>
武蔵公園	<p>《事業概要》</p> <p>昭和38年9月に都市計画決定した武蔵公園について、約0.19haを先行して整備する。武蔵野神社に隣接する特性を生かして、広場的な利用を想定した公園整備とするなど、地域の防災機能の向上を図る。</p>

図表 II-53 公園の整備状況

(令和3年4月1日現在)

分類	区分	箇所数	面積 (㎡)	市民一人あたり面積 (㎡/人)
市立公園	街区公園	308	227,497	1.17
	近隣公園	6	54,025	0.28
	総合公園	1	7,445	0.04
	運動公園	1	66,327	0.34
	特殊公園	1	377	0.00
緑地	都市緑地	2	3,127	0.02
他市市立公園	近隣公園	1	21,401	0.11
都立公園	広域公園	1	77,198	0.4
	墓園	1	201,789	1.03
	緑道	2	83,863	0.43
計(※)		324	743,049	3.81

(※) 小数点以下の四捨五入により合計値が合わないことがある。

② 広場等の整備

図表 II-54 広場等整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (文化スポーツ課)	◆ 地域住民による防災訓練及び震災時の防災活動を行うための場として広場等の整備を行う。

③ 農地の保全

市街化区域内における農地は、火災の延焼遮断帯、井戸等の農業用施設の活用、災害時の市民の避難場所、被災者への生鮮食料供給等重要な役割を担っているため、生産機能や環境防災機能を持つ生産緑地地区の指定等を進め、農地の保全を推進する。

図表 II-55 農地保全に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (産業振興課、市民協働・男女参画推進課、都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平市農業振興計画(平成30年3月)に基づき積極的に農地の維持・保全を図る。</li> <li>◆ 菜園の整備(計約1.1ha)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民菜園は3園(10㎡:2園、20㎡:1園)を整備</li> </ul> </li> <li>◆ 生産緑地地区の指定(計約159ha)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の用に供されている土地で緑地機能及び多目的機能に着目し、面積が1団で300㎡以上の農地を指定し、指定日より30年間の営農義務を課す。</li> <li>・ 農地以外の利用は制限されるが、固定資産税、相続税など税制上の優遇措置が受けられる。</li> </ul> </li> </ul>

**④ 緑地の保全**

火災時における延焼遮断機能や避難場所、あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っていることから、緑地の保全に努める。

**図表 II-56 緑地保全に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (産業振興課、 道路課、 水と緑と公園課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 樹林地等の保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に現存する樹林地、竹林、樹木及び生垣の保全を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 公共施設の緑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の公共施設の緑化を推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ 沿道緑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市道等の沿道の緑化を推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ 民有地の緑化の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市緑化を効果的に推進するため、工場、事業所、住宅における緑化を推進する。</li> </ul> </li> </ul>

**⑤ 災害時における用水路の活用**

用水路に水が流れている場合には、消防用水利として活用することによって被害を最小限にとどめ、また、生活用水としての活用を図る。

**図表 II-57 災害時における用水路活用に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 水と緑と公園課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防火用水としての活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玉川上水や用水路については、土のうを積み、堰を構築するなどして、緊急時の防火用水又は震災時の生活用水としての活用について検討する。</li> </ul> </li> <li>◆ 避難路としての活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水路敷の通行可能な部分については、震災時の避難路として活用する。</li> </ul> </li> </ul>

**⑥ 防災ネットワークの形成**

**図表 II-58 防災ネットワーク形成に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、用水路等、市内の様々な区間を活用し、防災ネットワークを形成する。</li> <li>◆ 避難場所、避難所として指定している学校や公園等に防災倉庫、貯水槽を整備して、震災時の防災拠点としての機能を向上させる。</li> </ul>

**1-2. 高層建築物等における安全対策**

市内の全建物に対する4階以上の階を有する建物の割合（建築面積ベース）は、平成29年度においては、平成24年度から0.4%上昇し、14.0%となっている。引き続き、小平警察署、小平消防署との連携により、災害時の安全対策を進める。

**図表 II-59 高層建築物等における安全対策に関する東京都関係機関が取り組む内容**

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難誘導、救出救助活動等の適正化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<p>《高層建築物に係る防火安全対策に基づく指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高層の建築物の防火安全対策</li> </ul> <p>《関係事業所に対する対策の指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火災予防対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進</li> <li>・ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置</li> <li>・ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化</li> <li>・ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進</li> </ul> </li> <li>◆ 避難対策（混乱防止対策）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</li> <li>・ 防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備</li> <li>・ ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止</li> <li>・ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成</li> <li>・ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底</li> <li>・ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進</li> </ul> </li> <li>◆ 防火・防災管理対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する消防計画の周知徹底</li> <li>・ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底</li> <li>・ 防災センターの機能強化及び要員教育の徹底</li> <li>・ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備</li> <li>・ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育</li> <li>・ 実践的かつ定期的な訓練の実施</li> </ul> </li> <li>◆ 消防活動対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進</li> </ul> </li> </ul>

### 1-3. ブロック塀等の倒壊、土砂災害の防止

#### (1) ブロック塀等の安全対策

災害発生時、避難路の安全を確保するためには、狭あい道路や住宅街等においてブロック塀等の倒壊を事前に防止しておくことが重要である。このため、市は関係機関と連携し、次の内容に取り組む。

図表 II-60 ブロック塀等の安全化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 建築指導課、 教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民に対しブロック塀倒壊による危険性や対策の必要性について啓発・改善指導を行う。</li> <li>◆ 市が行うイベントや市民を対象とした出前講座等の機会を活用し、市で実施しているブロック塀等撤去費用補助制度を周知し、安全化の促進を図る。</li> <li>◆ 公立小中学校及び通学路を含む不特定多数が通行する道路等に面する塀等について安全対策を促進する。</li> </ul>

#### (2) 土砂災害対策

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、東京都より土砂災害警戒区域に1箇所指定されている。このため、市は関係機関と連携し、次の内容に取り組む。

図表 II-61 土砂災害対策に関して市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災マップ等により情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。</li> <li>◆ 土砂災害警戒区域の緊急性を考慮し、必要に応じてハード対策を実施する。</li> </ul>

## 2. 建築物の耐震化及び安全対策の促進

### 2-1. 建築物の耐震化の促進

平成29年2月改定の耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進する。

図表 II-62 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標値

建築物の種類	耐震化率	
	現状	令和7年度目標
住宅	83.3% (平成27年度)	耐震性が不十分なものを おむね解消
民間特定建築物	89.2% (平成26年度)	耐震性が不十分なものを おむね解消
防災上重要な市有建築物	100%	—

## (1) 公共建築物の耐震化

図表 II-63 公共建築物の耐震化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 施 設 所 管 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防災上重要な市有建築物は、耐震診断及び耐震化が完了している。今後は、計画的に施設改修を行うなど適切な維持管理に努める。</li> <li>◆ 市有建築物の老朽化等に対し、施設の改修や更新等を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努める。</li> </ul>

## (2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

図表 II-64 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 建 築 指 導 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京都と連携し、私立病院、大学、大規模量販店等の不特定多数が利用する民間の建築物に対して、耐震改修促進法に基づく指導・助言を行い、民間の建築物の耐震化率が向上するよう働きかける。</li> <li>◆ マンションや民間所有の社会福祉施設などについても、耐震化の必要性について普及・啓発を行う。</li> </ul>

## (3) 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

図表 II-65 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 建 築 指 導 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 23 年 4 月に東京都が施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、以下の特定緊急輸送道路沿道建築物について、重点的に耐震化を進める。 《対象路線》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新青梅街道</li> <li>・ 小金井街道</li> <li>・ 府中街道</li> <li>・ 五日市街道</li> <li>・ 青梅街道の一部（府中街道から市庁舎まで）</li> </ul> </li> <li>◆ 具体的には、東京都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、補助制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により耐震化を推進する。</li> <li>◆ 東京都と連携し、所有者への戸別訪問等により制度の周知を図る。</li> </ul>

図表 II-66 小平市内の特定緊急輸送道路（青色）



資料) 東京都 耐震ポータルサイト 緊急輸送道路図

【特定緊急輸送道路】

- ◆ 平成 23 年 4 月に施行された「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき指定された、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路のこと。

(4) 木造住宅の耐震化

図表 II-67 木造住宅の耐震化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (建築指導課)	◆ 市域における木造住宅の耐震化を促進するため、「木造住宅耐震診断補助制度」、「木造住宅耐震改修費用補助制度」の更なる周知を図る。

2-2. エレベーター対策

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上に関して市及び関係機関が取り組む内容

図表 II-68 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都の対策に準じて、市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。</li> </ul>
東京都 (都市整備局、都住宅政策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都営住宅について、すでにP波感知型地震時管制運転装置を設置済みである。今後、都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ 都立施設におけるエレベーター閉じ込め防止機能の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都は、他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 民間施設への周知・広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都都市整備局は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、所有者等に配布するとともに、ホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。</li> </ul> </li> </ul>
一般社団法人 日本エレベーター協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施の誘導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。</li> <li>・ 加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>

図表 II-69 エレベーターの閉じ込め防止機能の一覧

装置名	内容
リスタート 運転機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震で停止装置が働き、階と階の間に緊急停止した場合に、自動で安全を確認した後、運転を再開し、最寄り階に着床させることにより、閉じ込めを防止する機能</li> </ul>
停電時 自動着床装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを最寄り階まで運転し着床させ、ドアを開放する装置</li> </ul>
P波感知型 地震時管制運転装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置</li> </ul>

(2) 救出体制・早期復旧体制の構築

図表 II-70 エレベーター対策として一般社団法人日本エレベーター協会が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>一般社団法人 日本エレベーター協会</p>	<p>《救出体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 救出要員を増員するための講習の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業（危険の伴わないものに限る）についても講習会等を実施する。</li> </ul> </li> <li>◆ エレベーター保守管理会社の連絡体制強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要であり、一般社団法人日本エレベーター協会は、関係する通信事業者と協議し、協会加盟のエレベーター保守管理会社への災害時優先電話の導入を進める。</li> </ul> </li> <li>◆ エレベーター内の閉じ込めの有無の確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。</li> <li>・ 都及び一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等ではなく、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。</li> </ul> </li> <li>◆ 緊急通行車両等事前届出済証の交付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、協会加盟のエレベーター保守管理会社に対して、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。</li> </ul> </li> <li>◆ 迅速な救助体制の構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京消防庁に対し、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施する。</li> <li>・ 大阪府北部地震の実態を調査するなど、エレベーター閉じ込め多発事案の調査研究委託を実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>《早期復旧体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「1ビル1台」ルールの徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、一般社団法人日本エレベーター協会は、そのルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く都民・事業者等に普及啓発する。</li> </ul> </li> <li>◆ 自動診断復旧システムの採用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、復旧できる自動診断復旧システムの開発を行っている。</li> <li>・ 今後の開発状況を見ながら、都は防災上重要な都施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、一般社団</li> </ul> </li> </ul>

	法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築</li> <li>・ 日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。</li> </ul>

### 2-3. 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

#### (1) 天井等の落下防止対策

図表 II-71 天井等の落下防止対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (建築指導課、 保育課、教育総務課、 施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特定天井(脱落によって重大な危害を生ずる恐れがある天井)、外壁タイル、はめ込み式窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</li> <li>◆ 学校施設や幼稚園・保育所等の釣り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。</li> </ul>

#### (2) 屋外広告物に対する規制

図表 II-72 屋外広告物に対する規制に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 道路課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。</li> <li>◆ 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図る。</li> </ul>

#### (3) 家具類の転倒・落下・移動の防止

図表 II-73 家具類の転倒・落下・移動の防止に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性を周知、啓発し、家具転倒防止器具等の取り付けを推進する。</li> <li>◆ 震災対策全般の相談窓口設置による利便性向上</li> <li>・ 転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策の相談内容に的確に対応できるよう、必要に応じて担当部署を案内し、市民の問題解決に努める。</li> <li>◆ 市保有施設における家具類安全対策の推進</li> <li>・ 市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く市民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。</li> <li>◆ 家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を活用した、市民や事業所に対する防災指導の実施</li> <li>◆ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市及び関係団体等と連携した周知</li> <li>◆ 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施</li> </ul>
--	--

**(4) 美術品等の落下・転倒防止**

**図表 II-74 美術品等の落下・転倒防止に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内 容
小 平 市 (文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館をはじめとした美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。</li> </ul>

**2-4. 学校施設の安全対策**

**図表 II-75 学校施設の安全対策に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内 容
小 平 市 (指 導 課)	<p>《学校施設における毒物・劇物対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発生時の活動について、次の対策を計画し、これに基づき行動するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知</li> <li>・ 出火防止及び初期消火活動</li> <li>・ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止</li> <li>・ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止</li> <li>・ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底</li> <li>・ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</li> <li>・ 避難場所及び避難方法</li> </ul> </li> </ul>

**2-5. 文化財施設の安全対策**

**図表 II-76 文化財施設の安全対策に関して小平市、関係機関が取り組む内容**

関係機関	内 容
小 平 市 (文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 所蔵文化財リストを整備する。</li> </ul>
所 有 者 又 は 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施</li> <li>◆ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備</li> <li>◆ 次の項目に基づき、文化財防災点検表を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財周辺の整備・点検 文化財の定期的な見回り・点検 文化財周辺環境の整備・整頓</li> <li>・ 防災体制の整備 防災計画の作成 巡視規則や要綱の作成等</li> <li>・ 防災知識の啓発 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 防災設備の整備と点検 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備</li> <li>・ 緊急時の体制整備 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。</li> </ul>
--	---

## 2-6. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

図表 II-77 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備に関して小平市及び関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (施設整備課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市有建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備</li> <li>・ 市有施設のうち、社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を整備する。</li> <li>・ 関係機関が実施する講習会等を受講し、応急危険度判定の意義及び判定基準について習熟を図る。</li> </ul>
社会公共施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保</li> </ul>

※ 社会公共施設等とは、都立施設、都立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、福祉避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称している。

## 3. 長周期地震動への対策の強化

超高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止、室内安全確保を図る。

図表 II-78 長周期地震動への対策強化に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	《室内の安全対策の推進》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平消防署と連携し、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	《室内の安全対策の推進》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市と連携し、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。</li> </ul>

## 4. 出火・延焼等の防止

### 4-1. 消防水利の整備、防火安全対策

#### (1) 出火等の防止

図表 II-79 出火等の防止に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東京消防庁 小平消防署	<p>《火気使用設備・器具の安全化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。</li> </ul> <p>《電気設備等の安全化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。</li> </ul> <p>《その他出火防止のための査察・指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 飲食店、病院等への査察・指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ その他事業所・一般住宅への防火指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 事業所防災計画の作成指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 市民への通電火災の周知・指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行う。</li> </ul> </li> </ul>

#### (2) 初期消火体制の強化

図表 II-80 初期消火体制の強化に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防用設備の耐震措置の指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 住宅用防災機器の普及                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 火災の拡大防止

図表 II-81 火災の拡大防止に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<p>《消防水利の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 小平消防署と市が連携し、効果的な消火活動が行えるよう、消防水利の確保・整備に努める。</li> <li>◆ 市有地の売却に際しては、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保に努める。</li> <li>◆ 自主防災組織等による初期消火としての活用 道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。</li> <li>◆ 公共施設及び特殊建築物の整備に際して、防火水槽を設置するよう努める。</li> <li>◆ 宅地開発等に関する条例や指導要綱に、防火水槽等の設置対象や容量規定を設けるなど、地域の実情を踏まえた内容とするよう努める。</li> </ul>

## 4-2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

## (1) 石油等危険物施設の安全化

図表 II-82 石油等危険物施設の安全化に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>《石油等危険物施設の安全化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</li> <li>◆ 製造所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</li> <li>◆ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</li> <li>◆ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導し、その訓練を定期的に行う。</li> </ul>

## (2) 液化石油ガス消費施設の安全化

図表 II-83 液化石油ガス消費施設の安全に関して東京都多摩環境事務所が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者に対する査察・保安の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。</li> </ul> </li> <li>◆ 液化石油ガスの保安確保・実態把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置</li> <li>●料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置</li> </ul> </li> <li>・ 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。</li> <li>・ 災害時のLPG活用のあり方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 火薬類保管施設の安全化

図表 II-84 火薬類保管施設の安全化に関して東京都多摩環境事務所が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (環境局、 多摩環境事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者に対する査察・保安の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。</li> <li>・ 平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。</li> </ul> </li> </ul>

(4) 高圧ガス保管施設の安全化

図表 II-85 高圧ガス保管施設の安全化に関して東京都関係機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (環境局、 多摩環境事務所)	<p>《高圧ガス保管施設の安全確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者に対する査察・保安の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。</li> <li>・ 随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。</li> <li>・ 都は東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について都内の高圧ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 自主保安の普及・促進・啓発                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。</li> <li>・ 関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。</li> <li>・ 高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業者の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保する。</li> </ul> </li> </ul>
東京都 (環境局、 多摩環境事務所) 東京都高圧ガス 地域防災協議会・ 加盟事業所 関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訓練による高圧ガス保管施設の安全強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。</li> </ul> </li> </ul>

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

図表 II-86 毒物・劇物取扱施設の安全化に関して小平市・関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (福祉保健局 (多摩小平保健所、 健康安全研究センター)、 教育庁、 生活文化局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 毒物・劇物取扱施設への監視・指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施する。また、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を指導する。</li> <li>・ 講習会等を開催し、災害時を想定した啓発を実施し、定期的防災訓練の実施等を指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 危害防止規定の作成状況の確認・作成指導                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 学校における毒物・劇物災害の防止</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。</li> <li>私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理にあたり、必要に応じて情報提供を行う。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 毒物・劇物漏洩防止体制の整備</li> <li>事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。</li> </ul>
小平市 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校における毒物・劇物災害の防止</li> <li>「学校における理科系実験用品類の管理について」を公立の小中学校に周知し、事故防止に努める。</li> </ul>

(6) 化学物質関連施設の安全化

図表 II-87 化学物質関連施設の安全化に関して東京都多摩環境事務所が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 化学物質による被害防止                             <ul style="list-style-type: none"> <li>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者が指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。</li> <li>化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故の的確に対応できるように、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。</li> </ul> </li> <li>◆ 廃棄物判別表示・PCB保管状況の市との情報共有                             <ul style="list-style-type: none"> <li>PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。</li> </ul> </li> </ul>

(7) 放射線等使用施設の安全化

図表 II-88 放射線等使用施設の安全化に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (福祉保健局) 多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ RI(※)使用医療機関における対策強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。</li> </ul> </li> </ul>

【RI(ラジオ・アイソトープ)】

◆放射線を出す同位元素(ウラン、ラジウム、カリウム等)のことで、核医学検査及び放射線治療で使用される。

4-3. 危険物等の輸送の安全化

図表 II-89 危険物等の輸送の安全化に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守の啓発を行い、保安の強化を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導取締りを行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul>
東京都 (福祉保健局、健康安全研究センター) 多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 関係機関との連絡通報体制の確立                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。</li> </ul> </li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させる。</li> <li>・ 当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</li> <li>・ 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。</li> <li>・ タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業者に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。</li> </ul> </li> <li>◆ イエローカードの車両積載の確認及び活用推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。</li> </ul> </li> </ul>
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 危険物等運搬車両の通行路線の検討</li> <li>◆ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進</li> <li>◆ 関係機関等の連絡通報体制の確立</li> </ul>

<p>J R 貨 物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道タンク車（私有車を含む）については、タンク車設計基準により、安全性を確保し検査体制を強化する。私有タンク車については、当該所有者に安全性に関する指導を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 火薬類等の危険品輸送時の災害防止             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石油等の危険物の取扱い、輸送等について、JR貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制等により、安全性確保に細心の注意を払い災害防止に努める。</li> <li>・ 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続（規程）、放射性物質車両運搬規則等の規定により安全輸送や取扱い等に当たり、災害防止に努める。</li> </ul> </li> <li>◆ 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法（化成品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用）、消火方法、部内外における連絡方法、タンク車の構造等について教育指導に当たるとともに、年1～2回以上、次により訓練を実施する。                  火災予防月間における消火訓練及び避難誘導訓練                  危険物等積載タンク車等事故時の連絡及び脱線復旧訓練                  防災関係機関主催の防災訓練への参加</li> </ul> </li> </ul>
----------------	--

## 《応急対策》

## 《対策一覧》

- 1 消火・救助・救急活動
- 2 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止
- 3 危険物等の応急措置による危険防止

## 1. 消火・救助・救急活動

災害発生後、被災者の救助・救急活動を実施するとともに、火災が発生した場合には、迅速かつ的確に消火活動を行う。

⇒（第2部第2章「市民と地域の防災力向上」）（P. II-18）

⇒（第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」）（P. II-121）

## 2. 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

災害発生時、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊や部材の落下等による二次災害を防止するため、早急に被害状況を調査し、使用可否を応急的に判断する。

## 2-1. 社会公共施設等の応急危険度判定

図表 II-90 社会公共施設の応急危険度判定に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (建築班、 建築協力班、 都市整備班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の公共建築物の応急危険度判定の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。</li> <li>・ 応急危険度判定技術者が不足するなど判定が困難な場合は、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。</li> </ul> </li> <li>◆ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。</li> </ul>
社会公共施設の 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 所管する社会公共施設の応急危険度判定の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。</li> <li>・ 判定が困難な場合、都又は市に判定実施の支援を要請する。</li> </ul> </li> </ul>

2-2. 社会公共施設等の応急対策

(1) 医療機関の応急対策

図表 II-91 医療機関の応急対策に関して病院管理者等が取り組む内容

関係機関	内 容
病 院 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 停電時の措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。</li> </ul> </li> <li>◆ 給水不能時の措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時、給水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場合には都本部を通じて、東京都水道局立川給水管理事務所に連絡し、応急給水（給水車等）を要請する。</li> </ul> </li> <li>◆ 一般回線不通時の措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛星通信機器等を活用し、病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 患者の避難措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。</li> <li>・ 避難場所をあらかじめ選定しておく。</li> </ul> </li> <li>◆ 職員参集上の措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院経営本部緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 重要器材等の保管措置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。</li> <li>・ 放射性同位元素（R I）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>
各 医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</li> <li>◆ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。</li> </ul>

(2) 社会福祉施設等の応急対策

図表 II-92 社会福祉施設等の応急対策に関して社会福祉施設管理者が取り組む内容

関係機関	内 容
社会福祉施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。</li> <li>◆ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。</li> <li>◆ 施設独自での復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。</li> <li>◆ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</li> </ul>

## (3) 学校施設の応急対策

図表 II-93 学校施設の応急対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (学校施設班、 学校班、 保育班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。</li> <li>◆ 学童クラブ指導員は、児童の安全確保を図るため、防災対策マニュアル等に基づいて行動する。</li> <li>◆ 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。</li> <li>◆ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。</li> <li>◆ 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。</li> <li>◆ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。</li> </ul>

## (4) 保育園の応急対策

図表 II-94 保育園の応急対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (保育班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 園長は、園児の安全確保を図るため、防災対策マニュアル等に基づいて行動する。</li> <li>◆ 自主防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。</li> <li>◆ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。</li> <li>◆ 施設の応急修理を迅速に実施する。</li> </ul>

## (5) 文化財施設の応急対策

図表 II-95 文化財施設の応急対策に関して小平市、文化財管理者が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (物資拠点班)  文化財管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努める。</li> <li>◆ 被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。</li> <li>◆ 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。</li> </ul>

## (6) 社会教育施設の応急対策

図表 II-96 社会教育施設の応急対策に関して小平市、社会教育施設管理者が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (物資拠点班)  社会教育施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。</li> <li>◆ 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。</li> </ul>

**(7) 応急仮設住宅となりうる公的住宅等**

各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

**2-3. 土砂災害警戒区域への応急対策**

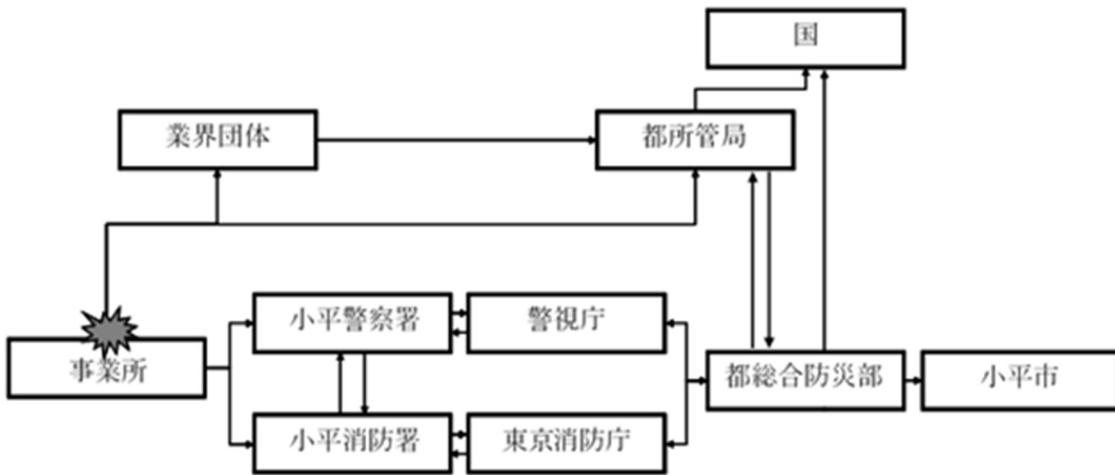
**図表 II-97 土砂災害警戒区域への応急対策に関して小平市が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (避難班、本部班、学校施設班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告する。</li> <li>◆ 関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。</li> </ul>

**3. 危険物等の応急措置による危険防止**

**3-1. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置**

**図表 II-98 一般的な事故報告等の流れ**



**(1) 石油等危険物施設の応急措置**

**図表 II-99 石油等危険物施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容**

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>《管理者等への被害軽減措置の指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導する。</li> </ul> <p>《応急措置命令等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 必要があると認められるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</li> <li>◆ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに関係機関との連携活動</li> </ul>
小平市 (本部班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</li> </ul>
------	---

**(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置**

図表 II-100 液化石油ガス消費施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者等への被害拡大防止措置の指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。</li> </ul> </li> <li>◆ 被害情報の収集・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。</li> </ul> </li> <li>◆ 緊急措置命令                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。</li> </ul> </li> </ul>
小平市 (本部班、 避難班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</li> </ul>

**(3) 火薬類保管施設の応急措置**

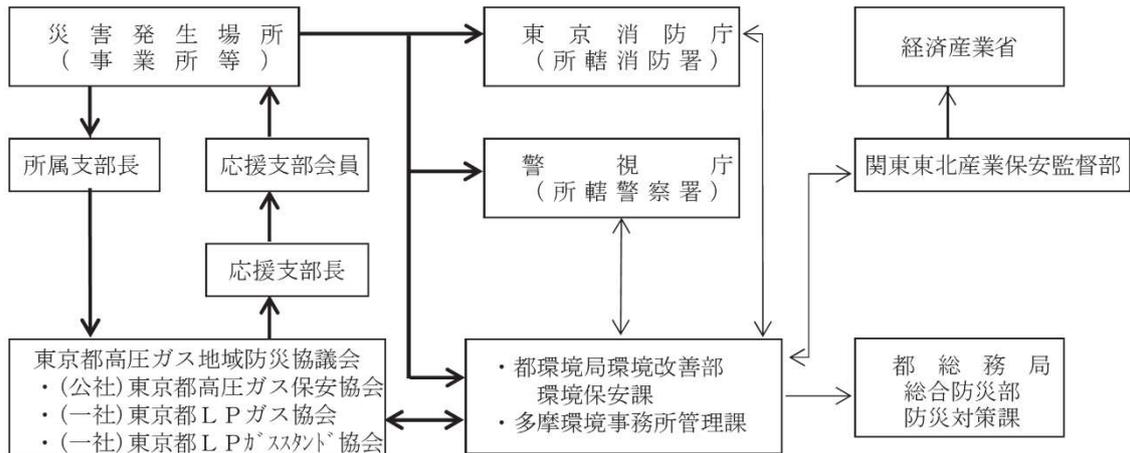
図表 II-101 火薬類保管施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (環境局、 多摩環境事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管理者への危険防止措置の指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所(占)有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導する。</li> </ul> </li> <li>◆ 被害情報の収集・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。</li> </ul> </li> <li>◆ 緊急措置命令                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。</li> </ul> </li> </ul>
小平市 (本部班、 避難班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が想定される場合等は、速やかに関係機関への通報等、応急措置を取る。</li> </ul>

**(4) 高圧ガス保管施設の応急措置**

図表 II-102 高圧ガス震災時応援連絡体制図



(注) 太線は応援出動体制を示す。

図表 II-103 高圧ガス震災時応援連絡の流れ

- ◆ 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- ◆ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。
- ◆ 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他縣市との間に広域情報連絡体制を定めている。
- ◆ 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等、緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

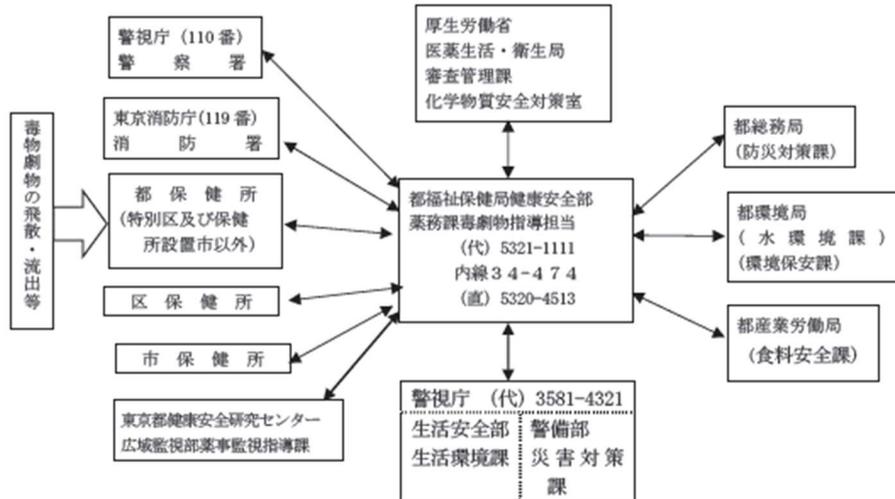
図表 II-104 高圧ガス保管施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (環境局、多摩環境事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者等への被害拡大防止措置の指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。</li> </ul> </li> <li>◆ 被害情報の収集・報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。</li> <li>・ 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合</li> </ul> </li> </ul>

	<p>は、防災事業所に緊急出動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急措置命令             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。</li> </ul> </li> </ul>
警 小 平 視 警 察 庁 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</li> <li>◆ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたととき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。</li> <li>◆ 避難区域内への車両の交通規制を行う。</li> <li>◆ 避難路の確保及び避難誘導を行う。</li> </ul>
東 京 消 防 庁 署 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</li> <li>◆ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報</li> <li>◆ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>◆ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</li> <li>◆ これら施設の災害応急対策は、第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に基づき実施する。</li> </ul>
小 平 市 ( 本 部 班 、 避 難 班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
東 京 都 高 圧 ガ ス 地 域 防 災 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、ガス種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。</li> </ul>
防 災 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。</li> </ul>
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、緊急措置を実施する。</li> </ul>

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

図表 II-105 毒物・劇物取扱施設の応急措置に関する機関別対応



図表 II-106 毒物・劇物取扱施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (福祉保健局 (多摩小平保健所、 健康安全研究センター))	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者等への応急措置の指示・指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。</li> <li>・ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。</li> </ul> </li> <li>◆ 被害情報の収集・伝達                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。</li> </ul> </li> </ul>
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</li> <li>◆ 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。</li> <li>◆ 避難区域内への車両の交通規制を行う。</li> <li>◆ 避難路の確保及び避難誘導を行う。</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</li> <li>◆ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報</li> <li>◆ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>◆ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</li> <li>◆ これら施設の災害応急対策は、第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に基づき実施する。</li> </ul>
小平市 (本部班、 避難班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
小平市 (下水復旧班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所で有毒物質が下水道に流入する事故が発生したときには、消防署へ通報し、都流域下水道本部に流入状況を報告するとともに、事業所に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ず</li> </ul>

	<p>るよう指導する。</p> <p>◆ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。</p>
事業者等	<p>◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</p>

**(6) 化学物質関連施設の応急措置**

**図表 II-107 化学物質関連施設の応急措置に関して小平市、関係機関等が取り組む内容**

関係機関	内容
東京都多摩環境事務所	<p>◆ 化学物質対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行う。</li> <li>必要に応じて関係機関に情報を提供する。</li> </ul> <p>◆ PCB対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行う。</li> <li>環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。</li> </ul>
小平市(環境衛生班)	<p>◆ 化学物質対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示する。</li> <li>関係機関に情報を提供する。</li> </ul> <p>◆ PCB対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行う。</li> <li>必要に応じ、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。</li> <li>関係機関に情報を提供する。</li> </ul>
事業者等	<p>◆ 化学物質対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</li> </ul> <p>◆ PCB対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</li> </ul>

**(7) 放射線等使用施設の応急措置**

**図表 II-108 放射線等使用施設の応急措置に関して小平市、関係機関が取り組む内容**

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>◆ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置</li> <li>放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する緊急措置</li> </ul> <p>◆ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、</p>

	救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東京都 (福祉保健局 (多摩小平保健所、 健康安全研究センター))	◆ RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。
小平市 (本部班、 環境衛生班、 避難班)	◆ 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。 ・ 市民に対する避難の指示 ・ 市民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

**3-2. 危険物輸送車両等の応急対策**

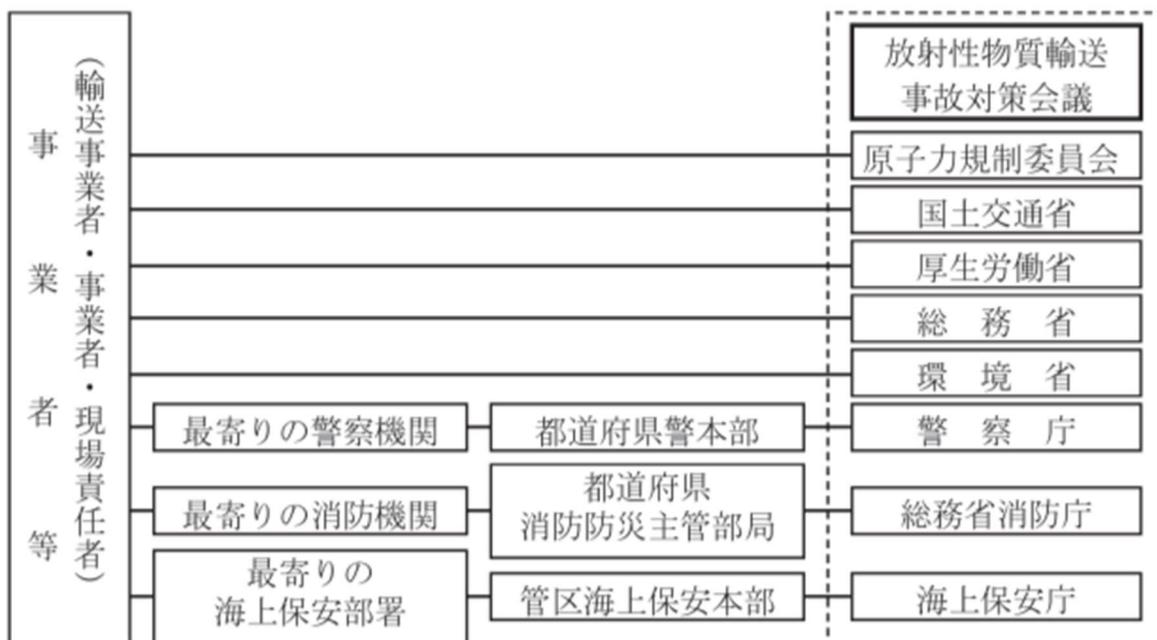
**(1) 危険物輸送車両の応急対策**

図表 II-109 危険物輸送車両の応急対策に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 多摩環境事務所	◆ 関係機関との密接な情報連携 ◆ 必要に応じ、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令する。 ◆ 災害拡大のおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援出動を要請する。
警視庁 小平警察署	◆ 事故の状況把握及び把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を実施 ◆ 施設管理者等に対し、災害の発生及び被害拡大等防止の応急措置を指示 ◆ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を取る。
東京消防庁 小平消防署	◆ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ◆ 災害応急対策を実施する。
JR貨物	◆ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、化成品積タンク車応急処置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。
小平市 (本部班、 避難班)	◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。 ・ 市民に対する避難の指示 ・ 市民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡
事業者等	◆ 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

図表 II-110 核燃料物質輸送車両等の応急対策の流れ



図表 II-111 核燃料物質輸送車両等の応急対策の流れ

- ◆ 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。
  - ・ 事故情報の収集、整理及び分析
  - ・ 関係省庁の講ずべき措置
  - ・ 係官及び専門家の現地派遣
  - ・ 対外発表
  - ・ その他必要な事項
- ◆ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- ◆ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
- ◆ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

図表 II-112 核燃料物質輸送車両等の応急対策に関して小平市、関係機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故の状況把握及び把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を実施</li> <li>◆ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示</li> <li>◆ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を講ずる。</li> </ul>
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を講ずる。</li> </ul>
東 京 都 ( 総 務 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに小平市、関係機関に連絡する。</li> <li>◆ 国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。</li> </ul>
小 平 市 ( 本 部 班 、 環 境 衛 生 班 、 避 難 班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を講ずる。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。</li> <li>◆ 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を講ずる。</li> </ul>

3-3. 危険動物の逸走時対策

図表 II-113 危険動物の逸走時対策に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報の受理及び伝達並びに警告、避難等必要な措置（警察官職務執行法）</li> </ul>
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送</li> </ul>
東 京 都 ( 総 務 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理</li> </ul>
東 京 都 ( 福 祉 保 健 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整</li> </ul>
東 京 都 ( 産 業 労 働 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導</li> </ul>
小 平 市 ( 本 部 班 、 避 難 班 、 環 境 衛 生 班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民に対する避難の指示</li> <li>・ 市民の避難誘導</li> <li>・ 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供、関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>

## 《復旧対策》

## 《対策一覧》

## 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

## 1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

## 1-1. 社会公共施設等の復旧

## (1) 学校施設

図表 II-114 学校施設の復旧対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 ( 学校班、 学校施設班、 保育班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。</li> <li>◆ 児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。</li> <li>◆ 学童クラブは、震災の推移を把握し、早期の通常保育の再開に努める。</li> </ul>

## (2) 保育園

図表 II-115 保育園の復旧対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 ( 保育班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災の推移を把握し、早期の通常保育の再開に努める。</li> </ul>

## (3) 文化財施設

図表 II-116 文化財施設の復旧対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 ( 物資拠点班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。</li> </ul>

## (4) 社会教育施設

図表 II-117 社会教育施設の復旧対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 施 設 所 管 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。</li> <li>◆ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。</li> </ul>

## 1-2. 二次的な土砂災害防止対策

市は、地震による地盤の緩み等により、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

### 第1節 現状と課題

【被害想定】

被害項目		想定される被害
細街路閉塞率 ※多摩地区		51.5%
道路施設被害 ※多摩地区	一般国道	大被害 0.0% 中小被害 9.2%
	都道	大被害 0.1% 中小被害 1.2%
	市町村道	大被害 0.1% 中小被害 0.5%
上水道断水率		55.5%
下水道管きよ被害率		19.3%
停電率		19.4%
ガス供給支障率（ブロック1/3）		100.0%
固定電話不通率		11.5%

#### 【細街路閉塞率】

- ◆ 多摩地区における閉塞率15%以上の地域の割合。
- ◆ 細街路の閉塞とは、道路幅員13m未満の道路で、通行可能な道路幅員が3m以下となった状態を示す。

#### 【道路施設被害】

- ◆ 大被害：短期的には道路機能等を回復できない程度の損傷。
- ◆ 中小被害：修復をすることなく又は応急修理程度で道路機能等を回復できる程度の損傷。

### 1. 交通関連施設の安全確保

災害時の救出・救助活動及び緊急輸送、住民避難の円滑化を図るため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化及びブロック塀等の改善を促進している。加えて、平成29年度に、市内13橋を対象に「長寿命化修繕計画」の改定を行うなど、橋りょうの耐震化や長寿命化対策を進めている。

- ◆ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化：耐震改修等終了 54.5%
- ◆ 橋りょうの耐震化（橋りょう安全調査（平成7～8年度実施）による耐震化）：完了
- ◆ 都市計画道路の整備状況：43.1%（令和3年3月31日現在）
- ◆ ブロック塀の改善事業申請数：17件（令和2年度実績）

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が急務である。また、救出・救助活動や緊急輸送を円滑に実施するため、障害物除去路線と交通規制の対象となる緊急交通路との整合性を図るとともに、道路ネットワーク機能を確保するため、災害時の道路啓開に関する協定を締結している協定締結協力機関と事前に協議等を行い、発災後、速やかに道路啓開を行うことができる体制整備が必要である。

東日本大震災の際、踏切の閉鎖により、市域の東西交通が一時遮断された。救出・救助活動等の妨げになる可能性が高く、緊急交通路上の踏切に関して、鉄道事業者と協議し、適切な対策を講じる必要がある。

なお、鉄道立体化については、東京都の事業となるが、花小金井駅周辺が検討対象区間となるため、周辺住民等への周知及び機運醸成を図る必要がある。

また、幹線道路の整備に加え、狭あい道路の拡幅整備を行うとともに、沿道に存するブロック塀等の改善事業を推進、市内の無電柱化など災害時の道路閉塞を防ぎ避難経路の安全確保及び火災の延焼防止帯の確保を行う必要がある。

## 2. ライフライン施設の安全化

水道事業は都が運営しており、都は東日本大震災以後「大規模災害対策指針」を策定し、浄水場や給水所などの耐震化や自家用発電設備の増強、水道管路の耐震継手化、管路の二重化・ネットワーク化など、震災に強い水道システムの構築を図っている。

下水道については、下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）及び「下水道施設の耐震対策マニュアル」に基づき下水道システム全体の安全性を高めるよう、「下水道総合地震対策計画」を策定し、整備を進めている。

電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取り組みが進められている。

水道、下水道については、都と連携した応急復旧体制の強化、充実を図る必要がある。

## 3. エネルギーの確保

市では、電力確保のために災害対策本部となる市庁舎を始め、防災上重要な拠点となる公共施設に非常用発電設備を設置している。市庁舎は、令和5年度までに稼働時間72時間対応する非常用発電設備に更新する。

- ◆ 全小中学校の体育館への非常用発電機設置状況：完了
- ◆ 発電機の備蓄状況（100V/3000W～100V/900W）：155台
- ◆ 公共施設を活用した太陽光発電システムの導入施設数：39施設（令和3年3月）発電出力477.8kW
- ◆ 蓄電池の設置状況：1台（市民総合体育館）28kWh
- ◆ 市内給油取扱所6事業所と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定締結（平成24年3月12日締結）
- ◆ 災害時における石油燃料の安定供給に関する協定（平成29年6月1日締結）

## 第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

### 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

防災拠点となる施設の機能維持に向けた自立電源確保のためには、エネルギー確保の多様化を図る必要があり、市庁舎を始め、複数の公共施設で太陽光発電システムを導入しているほか、市民総合体育館では蓄電池を設置している。今後もさらなる太陽光発電システム、蓄電池の導入及び電気自動車の活用についても検討する必要がある。

また、非常用発電設備等への安定的な燃料供給を行うため、市内事業者と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、具体的な体制整備を図る必要がある。

## 第2節 取組の方向性

### 1. 幹線道路網の整備

道路や橋りょう等は、交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止効果や避難道路、緊急物資等の輸送ルートとなる等多様な機能を有している。このことから、防災効果の高い都市計画道路を重点に新設・拡幅等の整備に努めるとともに、電柱等の倒壊や踏切の閉鎖による道路閉塞を防止するため、市内の無電柱化の検討や花小金井駅周辺の鉄道立体化の推進を図る。

また、都市計画道路、生活道路等のそれぞれに応じた防災機能の確保及び公園、緑道、震災時における広域避難場所等とのネットワーク化を計画的かつ総合的に考え、整備を推進する。

### 2. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を令和7年度までに100%完了し、震災時の物資等の輸送や避難ルートの確保、救出・救助活動、消火活動等の機能を確保する。

### 3. ライフライン等の確保

下水道施設の耐震化を促進するとともに、震災時に避難所や公園等におけるトイレ機能の確保を図るため、仮設トイレが設置可能なマンホールの整備等を検討する。

水道施設については、事業を運営する都と連携し、災害時の態勢を整備する。

また、断水が長期化した場合等に備え、市内に現存する民間所有の井戸を震災対策用井戸として指定し、応急給水の水源確保を行う。

### 4. 非常用発電設備の整備及び燃料確保体制の整備

公共施設や防災拠点となる施設の機能を維持するために必要な電力確保策として、各施設において非常用発電設備の整備を進めるとともに、太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図る。

非常用発電設備の稼働に必要な燃料の安定的確保のため、協定締結事業所と協議の上、震災時の体制を明確化し連携強化を図る。

**第3節 具体的な取組**

**《予防対策》**

《対策一覧》

- 1 道路・橋りょうの安全確保等
- 2 鉄道施設の安全確保
- 3 用水路の安全対策
- 4 緊急輸送ネットワークの整備
- 5 水道・下水道の安全対策
- 6 電気・ガス・通信等の安全対策

**1. 道路・橋りょうの安全確保等**

**1-1. 道路・橋りょうの安全確保等**

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-118 道路・橋りょうの安全確保等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 道路課、 建築指導課、 交通対策課)	《道路・橋りょう等の安全確保》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋りょう等の安全確保を図っていく。</li> <li>◆ 「長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの耐震化や長寿命化対策を図っていく。</li> <li>◆ 英語表記やピクトグラム等を追加する等、外国人を含めたすべての人にわかりやすい道路案内標識の整備を推進する。</li> </ul> 《道路の震災対策強化》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時に、道路上の障害物除去及び応急復旧等について迅速に対応できるよう、協定締結協力機関等との連絡体制を強化する。</li> </ul> 《緊急輸送道路網の防災性の向上》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき特定緊急輸送道路の沿道建築物について、補助制度や低利融資制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。</li> <li>◆ 都と連携し、緊急輸送道路等における無電柱化の推進に向けた施策を検討する。</li> </ul> 《道路啓開(※)用資機材の確保》 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材の確保に努める。</li> </ul>

**【緊急輸送ネットワーク】**

- ◆ 震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設(指定拠点)と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク

【道路啓開】

- ◆ 災害時に道路の損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置車両等の交通障害物により、通行不能となった道路において、それら障害物を撤去し、簡易な応急復旧の作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-119 道路・橋りょうの安全確保等に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用など、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。</li> <li>◆ 震災発生時の緊急交通路等の確保や都心方向への流入抑止を図るため、ITS技術を活用し、タイムリーな規制情報等を発信できるよう検討する。</li> </ul>
東 京 都 ( 建 設 局 ) 北 多 摩 北 部 所 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る骨格幹線道路整備を推進する。</li> <li>◆ 具体的には、区部環状・放射道路や多摩南北・東西道路の整備を推進する。</li> <li>◆ 都道の案内標識の英語表記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど、外国人を含めたすべての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに、案内サインの整備を推進する。</li> </ul>
東 京 都 ( 都 市 整 備 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、鉄道立体化を推進する。</li> </ul>

1-2. 緊急通行車両等の確認

図表 II-120 緊急通行車両等の確認に関して小平市、警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 ( 防 災 危 機 管 理 課、 総 務 課 )	<p>《緊急通行車両等(※)の事前届出制度の周知・推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内において、災害発生時に必要となる道路等の応急復旧を行う事業者車両や福祉関係車両、食品等を運搬する物流関係車両等について、緊急通行車両等の事前届出制度について関係機関に周知を図り、事前届出を推進する。</li> </ul> <p>《緊急通行車両等の事前届出の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害応急対策に要する緊急車両等を、小平警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。</li> </ul>

警 視 庁 小 平 警 察 署 東 京 都 局 関 係 各 局	《緊急通行車両等の確認》 ◆ 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。 ◆ 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。 ◆ 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。
--	---

【緊急通行車両等】 ◆ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 ・ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの
--

## 2. 鉄道施設の安全確保

鉄道事業者各社は、耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策に取り組むとともに、災害時の早期復旧に向けた対策を図る。

図表 II-121 鉄道施設の安全確保に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
各 鉄 道 事 業 者	《鉄道駅や駅間施設の耐震化の促進》 ◆ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。 《内部での情報連絡・通信手段確保》 ◆ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保する。 《緊急地震速報を活用した列車停止措置》 ◆ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ◆ エレベーターの安全対策の推進
J R 東 日 本	《防災業務計画》 ◆ 関係気象官署との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておく。 ◆ 前項に定める気象観測設備のほか、一定規模以上の地震が発生した場合に、列車を早期に停止させる設備等の整備を推進する。 ◆ 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておく。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	《事業所防災計画の作成指導》 ◆ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

### 3. 用水路の安全対策

市は、資器材の備蓄、設備・施設の整備により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整備する。

図表 II-122 用水路の安全対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。</li> <li>◆ 管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。</li> </ul>

### 4. 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害発生時の緊急輸送を円滑に行うため、都が行う指定拠点間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を支援する。

図表 II-123 緊急輸送ネットワークの整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(※)(市、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークの整備を支援する。</li> <li>◆ 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路(※)」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。</li> </ul>

**【第一次緊急輸送ネットワーク】**

- ◆ 応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

**【第二次緊急輸送ネットワーク】**

- ◆ 第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送

**【第三次緊急輸送ネットワーク】**

- ◆ トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

**【緊急自動車専用路】**

- ◆ 発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。

## 5. 水道・下水道の安全対策

### 5-1. 水道の安全対策

図表 II-124 水道の安全対策に関して東京都水道局が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ( 水 道 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水道施設の耐震化の着実な推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時における安定的な給水の確保のため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。</li> <li>・ その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ 効果的な耐震継手化の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管路については、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を完了する。</li> <li>・ 液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ バックアップ機能の更なる強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な送配水管のネットワーク化を進める。</li> <li>・ 特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。</li> </ul> </li> <li>◆ 自家発電設備の増強整備による電力の自立化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模停電時など不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにする。</li> <li>・ 配水本管テレメータや自動水質計器について無停電化を拡充する。</li> </ul> </li> <li>◆ 災害復旧資材の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が協定を締結している民間事業者等から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。</li> <li>・ 医療施設等への応急給水については、迅速行う必要があることから、給水車の拡充を行う。</li> </ul> </li> </ul>

## 5-2. 下水道の安全対策

図表 II-125 下水道の安全対策に関して小平市、東京都流域下水道本部が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (流域下水道本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 水再生センター等の耐震化を推進する。また、停電時などにおける下水道機能の維持のため、非常時の電源や燃料を確保する。発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間の連絡管を活用し、バックアップ機能を確保する。</li> <li>◆ 市と連携したし尿の搬入・受入体制を強化・充実する。</li> <li>◆ 他市町村及び応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体等との連携を強化・充実する。</li> </ul>
小平市 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下水道総合地震対策計画に基づき、下水施設の耐震化を図るとともに、施設の老朽化対策と併せ、下水道システム全体の安全性を高める。</li> <li>◆ 都と連携した応急復旧体制の強化・充実を図る。</li> <li>◆ 災害復旧用資機材の確保</li> </ul>
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定拡大を図る。</li> </ul>

## 6. 電気・ガス・通信等の安全対策

### 6-1. 電気の安全対策

#### (1) 小平市が取り組む内容

図表 II-126 電気の安全対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 関 係 各 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 応急・復旧活動拠点施設における自立・分散型電源の設置・促進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設に、常用又は非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。</li> </ul> </li> <li>◆ 燃料油優先供給に関する協定締結の推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市内事業所と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、より安定的に確保できる手段を検討するとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。</li> </ul> </li> <li>◆ 各種システム等の機能維持にかかるバックアップ体制の確保</li> <li>◆ 電力供給停止に備えて、市施設における発電設備等の整備を進めるとともに、住民情報システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。</li> </ul>
小 平 市 ( 総 務 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市庁舎の防災拠点機能の維持向上                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市庁舎について、非常用発電設備の強化を行い、防災拠点としての機能を維持向上させる。</li> </ul> </li> </ul>
小 平 市 ( 防 災 危 機 管 理 課 、 環 境 政 策 課 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画停電への対応                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画停電に関する情報提供については、一義的には電力事業者による迅速かつ正確な対応が求められる。</li> <li>・ 電力事業者に対し適切な情報提供の実施を働きかける。</li> <li>・ 情報連絡の専用窓口を明確にするなど、円滑な情報提供を行うとともに、非常時の通信手段等の充実を図るなど、的確な情報連絡体制を構築する。</li> </ul> </li> <li>◆ 停電時を想定した訓練の実施                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電時を想定した庁内訓練を実施し、災害対応力の強化を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 家庭及び事業者への非常用電源の普及促進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。</li> <li>・ 都と連携して太陽光発電システムの非常用電源としての活用法について、普及啓発を行う。</li> <li>・ 都と連携して、電気自動車等の導入を促進する。また、非常用電源としての活用法について普及啓発を行う。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 関係機関が取り組む内容

図表 II-127 電気の安全対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東京電力 パワーグリッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設置別基準の設定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気施設は、耐震設計基準に基づき設置されており（次表）、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。</li> </ul> </li> <li>◆ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針とした対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力系統は、発電所から連絡する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。</li> <li>・ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。</li> <li>・ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。</li> <li>・ 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進めている。</li> </ul> </li> </ul>
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 停電時の信号減灯対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電による信号機の減灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所防災計画の作成指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。</li> </ul> </li> </ul>

図表 II-128 東京電力における電気施設設置別基準

設 備 名	電気施設関連の耐震設計基準
変 電	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機器は、動的設計（0.3G共振正弦2波）、屋外鉄構は静的水平加速度0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2G以上としている。</li> </ul>
送 電	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。</li> </ul>
配 電	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。</li> </ul>
通 信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。</li> </ul>
通 信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。</li> </ul>

6-2. ガスの安全対策

(1) 関係機関が取り組む内容

図表 II-129 ガスの安全対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 多摩環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自立・分散型電源の確保の促進・導入支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高効率な天然ガス発電所の設置などによりエネルギーの安定供給体制を構築するとともに、都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。</li> <li>・ 災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。</li> </ul> </li> <li>◆ 災害時におけるLPガスの活用の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としてLPガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により推進する。</li> </ul> </li> </ul>
東京ガス ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京ガスの取り組み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 製造所・整圧所設備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。</li> <li>イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。</li> </ul> </li> <li>(2) 供給設備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。</li> <li>イ 全ての地区ガバナにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)、ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し、高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆ 災害時におけるLPガスの活用促進</li> </ul>
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所防災計画の作成指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。</li> </ul> </li> </ul>

図表 II-130 東京ガスにおけるガス施設別安全化対策

施設名	安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。</li> <li>◆ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。</li> </ul>
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。</li> <li>◆ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対策設備を整備している。</li> </ul>
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ループ化された固定無線回線の整備</li> <li>◆ 可搬型無線回線の整備</li> </ul>
その他の備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震計の設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう LNG 基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置している。</li> </ul> </li> <li>◆ 安全装置付ガスメーターの設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。</li> </ul> </li> </ul>

6-3. 通信の安全対策

(1) 関係機関が取り組む内容

図表 II-131 通信の安全対策に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所（小・中学校、公民館等）のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置する。</li> </ul>
各 通 信 事 業 者	<p>《電気通信設備等の高信頼化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。</li> <li>・ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。</li> <li>・ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>《電気通信システムの高信頼化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</li> <li>・ 主要な中継交換機を分散設置する。</li> <li>・ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。</li> <li>・ 通信ケーブルの地中化を推進する。</li> <li>・ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保する。</li> </ul> </li> </ul> <p>《通信の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。</li> <li>◆ 早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。</li> </ul>
N T T ド コ モ K D D ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市役所等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。</li> </ul>
東 京 消 防 庁 署 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所防災計画の作成指導             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。</li> </ul> </li> </ul>

## 《応急対策》

### 《対策一覧》

- 1 道路・橋りょうの応急対策
- 2 鉄道施設の応急対策
- 3 河川・用水路の応急対策
- 4 水道・下水道の応急対策
- 5 電気・ガス・通信の応急対策

## 1. 道路・橋りょうの応急対策

### 1-1. 道路交通規制等

#### (1) 交通規制の実施（震度6弱以上の地震が発生した場合）

図表 II-132 地震発生時の交通規制に関して警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《発災直後：道路交通法に基づく第一次交通規制の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>環状7号線内側への一般車両の流入禁止</li> <li>環状8号線内側への一般車両の流入抑制</li> <li>緊急自動車専用路の指定</li> </ul> </li> <li>◆ 都内にきわめて甚大な被害が生じている場合、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。</li> </ul> <p>《発災から一定時間経過後：第二次交通規制の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。 （第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除する） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急交通路を指定する</li> <li>● その他緊急交通路（※）を指定する</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>【緊急交通路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。</li> </ul> <p><b>【緊急輸送道路】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、第1次～第3次まで設定されている。</li> </ul> <p><b>【緊急道路障害物除去路線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急交通路や緊急輸送道路等を確保するため、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。原則として、上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図る。</li> </ul>
--

<p><b>【市域における緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 青梅街道・新青梅街道</li> <li>◆ 立川通り</li> <li>◆ 鈴木街道</li> <li>◆ 五日市街道</li> <li>◆ 小金井街道</li> <li>◆ 新小金井街道</li> <li>◆ 府中街道</li> <li>◆ 東京街道</li> <li>◆ 国分寺街道</li> <li>◆ 一般都道144号</li> <li>◆ 市道（⇒資料第20「緊急道路障害物除去路線図」（資料編P. 56））</li> </ul>
--

<p><b>【市域におけるその他の緊急交通路指定予定路線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新青梅街道</li> <li>◆ 五日市街道</li> <li>◆ 小金井街道</li> <li>◆ 府中街道</li> <li>◆ 新小金井街道</li> </ul>
---

**(2) 緊急通行車両の確認**

図表 II-133 緊急通行車両の確認に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《緊急通行車両の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。</li> <li>◆ 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。</li> </ul>

	<p>《緊急交通路等の実態把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。</li> </ul> <p>《交通規制の実効性の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 主要交差点への規制要員の配置             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。</li> </ul> </li> <li>◆ 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。</li> </ul> </li> <li>◆ 警備員、ボランティア等の協力の受入れ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、小平警察署長は、平素から警備業者、市民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。</li> </ul> </li> <li>◆ 装備資器（機）材等の効果的な活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。</li> </ul> </li> <li>◆ 交通管制システム等の効果的な運用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。</li> </ul> </li> </ul> <p>《広報活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を市民に対して、以下のとおり周知する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関への広報要請 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。</li> <li>・ 運転者等に対する広報</li> </ul> </li> <li>◆ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。</li> </ul>
<p>都 本 部</p>	<p>《緊急物資輸送路線の指定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。</li> </ul> <p>《緊急道路障害物除去路線等の選定》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路等の交通規制を行う路線</li> <li>・ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）</li> <li>・ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線</li> </ul> </li> </ul>

・ 上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

**【緊急通行車両等の種類】**

- ◆ 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ◆ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- ◆ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- ◆ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- ◆ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ◆ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ◆ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ◆ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- ◆ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- ◆ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- ◆ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ◆ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- ◆ 交通対策本部長又は小平警察署長が必要と認めた車両

**【広域応援の車両】**

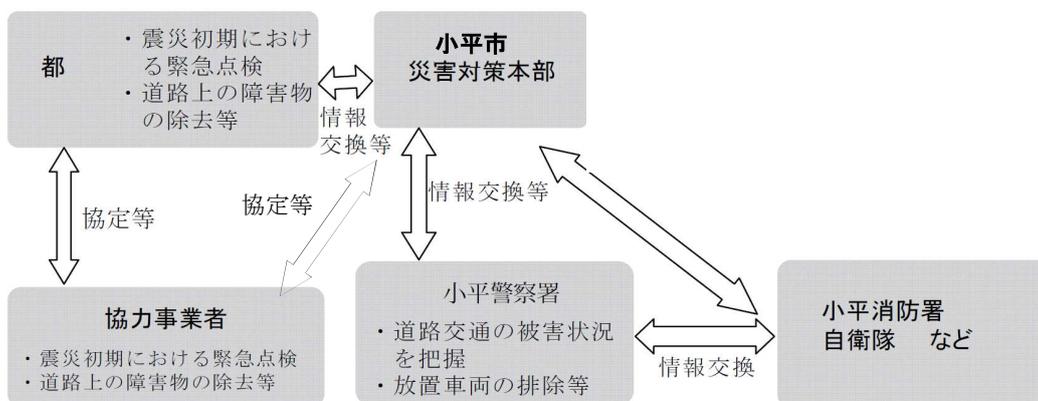
- ◆ 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。  
ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

**【交通規制除外車両】**

- ◆ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、都公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

**1-2. 緊急道路障害物除去**

図表 II-134 緊急道路障害物除去に関する流れ



(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-135 緊急道路障害物除去に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 道 路 復 旧 班 )	<p>《被害状況・通行可能道路情報等の収集》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急輸送路の被害状況について、緊急点検等を迅速・的確に行い、速やかに災害対策本部に報告する。</li> </ul> <p>《障害物除去作業の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市長は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、市の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置を命ずる。</li> <li>◆ 緊急道路障害物除去路線等の作業分担に基づき、都と連携し実施する。</li> <li>◆ 災害対策本部から指示された箇所の安全確保を図る。</li> <li>◆ 被害の状況により応急的な復旧ができないと判断されるときには、小平警察署等の関係機関と連携のうえ、通行止め等の必要な措置を講ずる。</li> <li>◆ 人員・車両・資機材等が不足する場合は、他班又は協定締結協力機関に応援を求める。</li> <li>◆ 車輛や歩行者の通行に支障を及ぼす場合には、必要に応じて交通整理・誘導を行う。</li> </ul> <p>《協力協定締結事業者への障害物除去依頼》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結協力機関に道路上の障害物の除去等を依頼・要請する。</li> </ul>

(2) 関係機関が取り組む内容

図表 II-136 緊急道路障害物除去に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ( 建 設 局 ) 北多摩北部建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路の被害状況や障害物状況に基づき、総合的な除去対策を講じ、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路障害物の除去に努める。</li> </ul>
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《被害状況・通行可能道路情報等の収集》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。</li> </ul> <p>《道路障害物除去作業への協力》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急交通路等の確保のため、各警察署及び高速道路交通警察隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。</li> </ul>

1-3. その他の応急措置

図表 II-137 その他の応急措置に関して小平市、警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 ( 道 路 復 旧 班 )	<p>《通行者の安全対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。</li> </ul> <p>《被災道路・橋りょうについての応急措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急道路障害物除去路線に指定された市道について、緊急点検を行う。なお、必要に応じて、災害対策本部より都に対し、東京都建設防災ボランティアに協力要請する。</li> <li>◆ 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結協力機関が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。</li> </ul>
警 視 庁 小 平 警 察 署	<p>《通行者の安全対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。</li> </ul> <p>《パトロール・広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パトロール等を兼ねた広報を実施する。</li> </ul>

2. 鉄道施設の応急対策

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や、駅等での各種情報提供等を行う。

図表 II-138 鉄道施設の応急対策に関して鉄道事業者が取り組む内容

関係機関	内 容
鉄 道 事 業 者	<p>《災害対策本部等の設置等、災害時の活動態勢の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。</li> <li>◆ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。</li> </ul> <p>《運転規制等、発災時の初動措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。</li> </ul> <p>《乗客の避難誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。</li> <li>◆ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送や、ホームページやSNS等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。</li> <li>◆ 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送や、ホームページやSNS等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄</li> </ul>

	<p>り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。</li> <li>◆ 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。</li> </ul> <p>《事故発生時の救護活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障がい者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。</li> <li>◆ 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。</li> </ul>
--	---

図表 II-139 JR東日本の浸水事故発生時の対応

関係機関	内容
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想される場合は指令室に連絡し、必要な措置をとる。</li> <li>◆ トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。</li> </ul>

### 3. 河川・用水路の応急対策

市及び関係機関は、河川管理施設を巡視するとともに、被害箇所があれば必要な措置を講ずる。

図表 II-140 河川・用水路の応急対策に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 ( 環 境 衛 生 班 、 下 水 復 旧 班 、 道 路 復 旧 班 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害箇所については、直ちに災害対策本部に報告するとともに必要な措置を実施する。</li> <li>◆ 災害対策本部は、被害箇所を直ちに都本部に報告する。</li> </ul>
東 京 都 ( 建 設 局 ) 北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施する。</li> </ul>

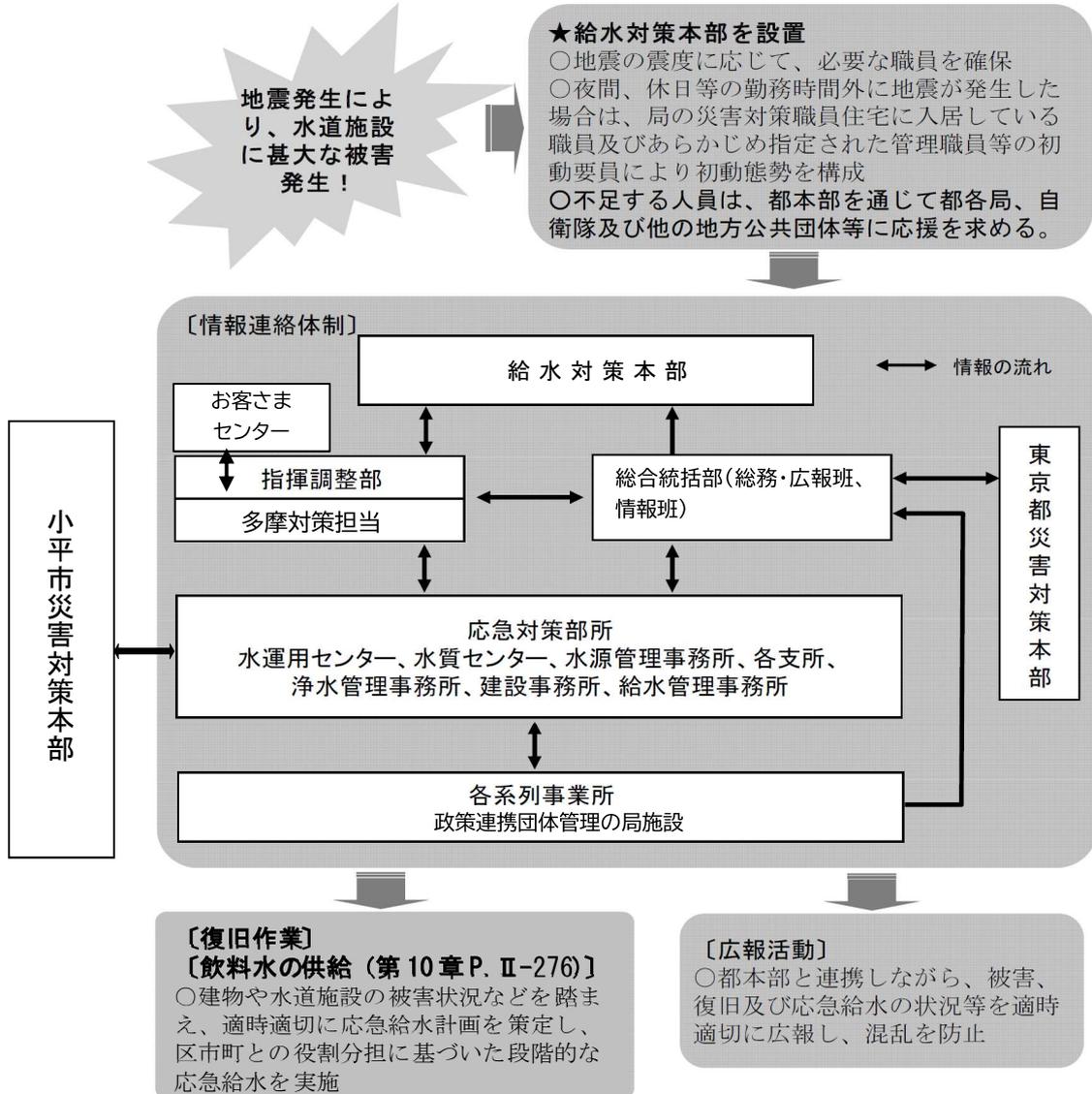
## 4. 水道・下水道の応急対策

### 4-1. 水道の応急対策

図表 II-141 水道の応急対策に関して東京都水道局が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ( 水 道 局 )	<p>《情報収集・連絡体制の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 給水対策本部を設置し、異常箇所等についての情報収集・連絡を徹底する。</li> </ul> <p>《施設の点検・被害調査の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</li> <li>◆ 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。</li> <li>◆ 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。</li> <li>◆ 多摩お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。</li> </ul> <p>《応急措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施。</li> <li>◆ 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</li> <li>◆ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。</li> <li>◆ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。</li> <li>◆ 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。</li> <li>◆ 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。</li> <li>◆ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。</li> </ul>

図表 II-142 水道の応急対策の業務手順



4-2. 下水道の応急対策

図表 II-143 下水道の応急対策に関して東京都下水道局、小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ( 下 水 道 局 )	<p>流域下水道幹線管きょ・水再生センター・ポンプ所等の調査、点検及び応急措置を行うほか、状況に応じて燃料油の優先供給等を受ける。</p> <p>《施設の点検・被害調査の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 流域下水道幹線・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設事務所の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。</li> </ul> <p>《応急措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。</li> <li>◆ 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。</li> <li>◆ 被害状況に応じて、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。</li> </ul> <p>《施設・箇所別の対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 流域下水道幹線管きょ等                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、流域下水道幹線管きょの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。</li> </ul> </li> <li>◆ 水再生センター                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。</li> <li>・ 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。</li> <li>・ 水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。</li> <li>・ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。</li> </ul> </li> <li>◆ 工事現場                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。</li> <li>・ 避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。</li> <li>・ 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。</li> </ul> </li> </ul>

<p>小 平 市 ( 下 水 復 旧 班 )</p>	<p>《燃料油の優先供給》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 燃料油の優先供給を受け、施設の運転を継続する。</li> </ul> <p>《施設の被害調査の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管きよ・下水道管理センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、工事箇所の保安点検等を行う。</li> <li>◆ 管きよについては、あらかじめ定めた重要点検個所の巡回点検を実施し、管きよの漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。</li> </ul> <p>《応急措置の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施するとともに、本復旧の目標をたてて復旧する。</li> <li>◆ 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。</li> </ul> <p>《施設・箇所別の対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管きよ等             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。</li> <li>・ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。</li> </ul> </li> <li>◆ 工事現場             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。</li> <li>・ 避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。</li> <li>・ 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。</li> </ul> </li> </ul>
--------------------------------	---

## 5. 電気・ガス・通信の応急対策

各事業者は、自社の被害状況を収集し、市災害対策本部に報告するとともに、自施設について、点検・応急措置、市民への広報活動等を行う。

図表 II-144 電気・ガス・通信の応急対策に関して各ライフライン事業者が取り組む内容

関係機関	内 容
東京電力 パワーグリッド	<p>《資材の調達・輸送力の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。</li> <li>◆ 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。</li> </ul> <p>《災害発生時の危険予防措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</li> </ul> <p>《応急工事の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。</li> </ul> <p>《災害発生時の電力の融通》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。</li> </ul>

<p>東 京 ガ ス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害時の活動体制 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。</li> <li>◆ 応急対策             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災時の初動措置                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。</li> <li>(2) 事業所設備等の点検</li> <li>(3) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置</li> <li>(4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置</li> </ol> </li> <li>2 応急措置                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。</li> <li>(2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</li> <li>(3) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行う。</li> <li>(4) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</li> <li>(5) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。</li> </ol> </li> <li>3 資機材等の調達 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、平素から分散して備蓄する。</li> </ol> </li> </ul>
<p>各 ガ ス 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所等へのLPガス供給             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。</li> </ul> </li> </ul>
<p>各 通 信 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集</li> <li>◆ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等</li> <li>◆ 災害対策用機材、車両等の確保</li> <li>◆ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策</li> </ul>

## 《復旧対策》

## 《対策一覧》

- 1 道路・橋りょうの復旧対策
- 2 鉄道施設の復旧対策
- 3 河川・用水路の復旧対策
- 4 水道・下水道の復旧対策
- 5 電気・ガス・通信の復旧対策

## 1. 道路・橋りょうの復旧対策

道路の障害物除去及び搬出、復旧作業を実施する。

図表 II-145 道路・橋りょうの復旧対策に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (道路復旧班)	◆ 市道・橋りょう上の障害物除去及び応急復旧の実施
東京都 (建設局)	◆ 道路の被災箇所で、被害がある箇所の復旧
北多摩北部 建設事務所	◆ 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出

## 2. 鉄道施設の復旧対策

各鉄道事業者は、被害状況に応じた復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

図表 II-146 鉄道施設の復旧対策に関して各鉄道事業者が取り組む内容

関係機関	内容
各鉄道事業者	<p>《施設の被害状況に応じた復旧の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。</li> <li>◆ 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。</li> </ul>

## 3. 河川・用水路の復旧対策

市及び北多摩北部建設事務所は、被害の状況に応じて河川、用水路の復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

図表 II-147 河川・用水路の復旧対策に関して小平市、北多摩北部建設事務所が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (下水道復旧班、 道路復旧班)	◆ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

東 京 都 ( 建 設 局 ) 北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	《被害状況に応じた復旧対策の実施》 ◆ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 ◆ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。 ◆ 総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
--	--

#### 4. 水道・下水道の復旧対策

一刻も早いライフライン復旧のため、水道・下水道施設被害に応じて速やかに復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

##### 4-1. 水道の復旧対策（東京都水道局）

図表 II-148 水道の復旧対策に関して東京都水道局が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 都 ( 水 道 局 )	《取水・導水施設の復旧対策》 ◆ 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。  《浄水施設の復旧対策》 ◆ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。 ◆ 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。 ◆ なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。  《送・配水管路、給水装置の復旧対策》 ◆ 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。 ◆ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 ◆ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。 ◆ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

4-2. 下水道の復旧対策

図表 II-149 下水道の復旧対策に関して東京都下水道局・小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (下水道局)	<p>《管路の復旧対策の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。</li> <li>◆ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入に対応する。</li> </ul> <p>《施設別復旧対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 流域下水道幹線管きよ等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 水再生センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水再生センターは、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。</li> <li>・ 水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせるなどにより、電源の信頼性向上を図る。</li> <li>・ 停電が続いた場合には、水再生センターの安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき、優先供給を受ける。</li> <li>・ 必要に応じて市への技術支援を実施する。</li> <li>・ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請する。</li> </ul> </li> </ul>
小平市 (下水復旧班)	<p>《管路の復旧対策の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。</li> <li>◆ 復旧順序については、幹線管きよ、下水道管理センター等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、マンホール、取付管の復旧を行う。</li> </ul> <p>《施設別復旧対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 管きよ等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 下水道管理センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低限の機能確保のための復旧を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>《拡張工事施工中の箇所の復旧》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被害を最小限に止めるよう、受注者に対して指導監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。</li> </ul> <p>《復旧体制に係る応援要請》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下水道の復旧体制が、市の対応力では十分でないと思われる場合は、必要に応じて都下水道局に技術支援の応援を求める。</li> </ul>

## 5. 電気・ガス・通信の復旧対策

各ライフライン事業者は、復旧効果の大きさや二次災害防止の観点から復旧作業を実施する。

図表 II-150 電気・ガス・通信の復旧対策に関して各ライフライン事業者が取り組む内容

関係機関	内 容
東京電力 パワーグリッド	<p>《優先順位に基づいた復旧対策の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</li> <li>◆ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。</li> </ul> <p>《被害状況の収集・復旧資材の調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。</li> <li>◆ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。</li> <li>◆ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。</li> </ul> <p>《設備別復旧対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発電設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 送電設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 変電設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</li> </ul> </li> <li>◆ 配電設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。</li> </ul> </li> <li>◆ 通信設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。</li> </ul> </li> </ul> <p>《市民への復旧状況の広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。</li> <li>◆ 電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。</li> </ul>

<p>東 京 ガ ス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた下記の手順により実施する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。</li> <li>・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。</li> <li>・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。</li> <li>・ ガスメーターの近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。</li> <li>・ 都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。</li> <li>・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。</li> <li>・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。</li> <li>・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。</li> </ul> </li> <li>◆ 必要に応じて下記の対策を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いてスポット的にガスを臨時供給する。</li> <li>・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。</li> <li>・ 地震が発生した時には安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報をいち早く広報する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>各 ガ ス 事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。</li> <li>◆ LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都が一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。</li> </ul>

<p>各 通 信 事 業 者</p>	<p>《復旧体制の構築・被害状況の収集》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。</li> <li>◆ 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。</li> </ul> <p>《応急復旧工事の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。</li> <li>◆ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。</li> <li>◆ 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。</li> </ul>
--------------------	--